

高知県消防広域化に関する実務協議会
第1回総務部会及び財務部会
※合同開催

日時：令和8年5月26日(火) 13時30分～15時30分
場所：高知城ホール 4階 多目的ホール
(オンライン併用)

次 第

1 開会

2 高知県危機管理部長あいさつ

3 部会長の選任

4 議事

(1) 主な協議・意見交換事項 【資料1、2】

※第1回高知県消防広域化に関する実務協議会及び方面別部会におけるご意見等を含む

(2) その他

5 閉会

配布資料

委員名簿、出席者名簿、配席図

【資料1】 主な協議・意見交換事項 P 1～43

【資料2】 実施計画案におけるその他の対応素案 P 44～62

【参 考】 高知県消防広域化に関する実務協議会規約 P 63～68

【別冊1】 第1回高知県消防広域化実務協議会におけるご意見等

【別冊2】 第1回方面別部会におけるご意見等

第1回総務部会及び財務部会における主な論点

< 総務部会 > P 1～29

P 2 移行の進め方と目標年次（消防本部の統合時期のパターン）
P 3、4 県推奨案の場合における規約等の議決スケジュール（案）

1 県推奨案による進め方

2 議決スケジュール

P 6 法定協議会の規約の骨子案

3 法定協議会の運営方法・施行日等

P 8～12 先行的共同事業に関する主な論点

4 先行的共同事業の範囲、参加団体、費用の案分方法

P 21 勤務形態（3交替制勤務の導入）に関する主な論点

5 組織構成や職員配置等の案、3交替制の導入の検討

P 25～27 職員の処遇の均一化に関する主な論点

6 給料、諸手当等の処遇の均一化の方向性

< 財務部会 > P 30～39

P 33 財産等の取扱い

7 財産（不動産及び償却試算）の取得等の手法

P 37 分賦金の算定に関する主な論点

8 分賦金の具体的な負担ルール

高知県消防広域化に関する実務協議会
総務部会及び財務部会 部会員名簿

(敬称略)

| 通し 番号 | 所属 | 職名 | 氏名 |
|----------|--------------|--------|---------------|
| 1 | 高知市 | 副市長 | 弘瀬 優 |
| 2 | 室戸市 | 副市長 | 黒岩 道宏 |
| 3 | 安芸市 | 副市長 | 植野 浩二 |
| 4 | 南国市 | 副市長 | 渡部 靖 |
| 5 | 土佐市 | 副市長 | 片山 淳哉 |
| 6 | 須崎市 | 副市長 | 梅原 健一郎 |
| 7 | 宿毛市 | 副市長 | 上村 秀生 |
| 8 | 土佐清水市 | 副市長 | 早川 聡 |
| 9 | 四万十市 | 副市長 | 武田 安仁 |
| 10 | 香南市 | 副市長 | 北村 浩司 |
| 11 | 香美市 | 副市長 | ※副市長は公開日時点で不在 |
| 12 | 東洋町 | 副町長 | 伊吹 真貴博 |
| 13 | 奈半利町 | 副町長 | 太田 達也 |
| 14 | 田野町 | 副町長 | 山中 大成 |
| 15 | 安田町 | 副町長 | 南 順一 |
| 16 | 北川村 | 副村長 | 岡宗 秀明 |
| 17 | 馬路村 | 副村長 | 清岡 隆 |
| 18 | 芸西村 | 副村長 | 都築 仁 |
| 19 | 本山町 | 副町長 | 高橋 清人 |
| 20 | 大豊町 | 副町長 | 鎌倉 仁 |
| 21 | 土佐町 | 副町長 | 高橋 昭雄 |
| 22 | 大川村 | 副村長 | 田渕 史剛 |
| 23 | いの町 | 副町長 | 濱田 文晴 |
| 24 | 仁淀川町 | 副町長 | 下久保 幹夫 |
| 25 | 中土佐町 | 副町長 | 平田 政人 |
| 26 | 佐川町 | 副町長 | 田村 正和 |
| 27 | 越知町 | 副町長 | 國貞 誠志 |
| 28 | 梶原町 | 副町長 | 西村 新一 |
| 29 | 日高村 | 副村長 | 山崎 明 |
| 30 | 津野町 | 副町長 | 岡崎 光明 |
| 31 | 四万十町 | 副町長 | 富田 努 |
| 32 | 大月町 | 副町長 | 今宮 友和 |
| 33 | 三原村 | 副村長 | 大塚 猛 |
| 34 | 黒潮町 | 副町長 | 西村 康浩 |
| 35 | 高知市消防局 | 消防局長 | 西川 宜孝 |
| 36 | 安芸市消防本部 | 消防長 | 島崎 雅行 |
| 37 | 南国市消防本部 | 消防長 | 三谷 洋亮 |
| 38 | 土佐市消防本部 | 消防長 | 真鍋 卓也 |
| 39 | 高幡消防組合消防本部 | 消防長 | 佐々木 義人 |
| 40 | 幡多中央消防組合消防本部 | 消防長 | 鳥谷 英正 |
| 41 | 高知県 | 危機管理部長 | 江渕 誠 |

※総務部会及び財務部会の部会員は同一

高知県消防広域化に関する実務協議会 第1回総務部会及び財務部会 出席者名簿

○部会員

(敬称略)

| 通し 番号 | 所属 | 職名 | 氏名 | 出欠等 | |
|----------|--------------|-----|-----------|--------------------------------|----|
| | | | | 出席 | 欠席 |
| 1 | 高知市 | 副市長 | 弘瀬 優 | ○ | |
| 2 | 室戸市 | 副市長 | 黒岩 道宏 | ○ | |
| 3 | 安芸市 | 副市長 | 植野 浩二 | ○ | |
| 4 | 南国市 | 副市長 | 渡部 靖 | ○ | |
| 5 | 土佐市 | 副市長 | 片山 淳哉 | ○ | |
| 6 | 須崎市 | 副市長 | 梅原 健一郎 | | ○ |
| 7 | 宿毛市 | 副市長 | 上村 秀生 | ○ | |
| 8 | 土佐清水市 | 副市長 | 早川 聡 | ○ | |
| 9 | 四万十市 | 副市長 | 武田 安仁 | ○(オンライン) 代理：防災まちづくり課長 安岡 栄治 | |
| 10 | 香南市 | 副市長 | 北村 浩司 | ○ | |
| 11 | 香美市 | 副市長 | ※会議日時点で不在 | ○ 代理：総務課長 野村 文紀 | |
| 12 | 東洋町 | 副町長 | 伊吹 真貴博 | ○ | |
| 13 | 奈半利町 | 副町長 | 太田 達也 | ○ (オンライン) | |
| 14 | 田野町 | 副町長 | 山中 大成 | ○ (オンライン) | |
| 15 | 安田町 | 副町長 | 南 順一 | ○ (オンライン) | |
| 16 | 北川村 | 副村長 | 岡宗 秀明 | ○ (オンライン) | |
| 17 | 馬路村 | 副村長 | 清岡 隆 | ○ | |
| 18 | 芸西村 | 副村長 | 都築 仁 | ○ | |
| 19 | 本山町 | 副町長 | 高橋 清人 | ○ | |
| 20 | 大豊町 | 副町長 | 鎌倉 仁 | ○ | |
| 21 | 土佐町 | 副町長 | 高橋 昭雄 | ○ | |
| 22 | 大川村 | 副村長 | 田淵 史剛 | ○ | |
| 23 | いの町 | 副町長 | 濱田 文晴 | ○ | |
| 24 | 仁淀川町 | 副町長 | 下久保 幹夫 | ○ (オンライン) | |
| 25 | 中土佐町 | 副町長 | 平田 政人 | ○ (オンライン) | |
| 26 | 佐川町 | 副町長 | 田村 正和 | ○ | |
| 27 | 越知町 | 副町長 | 國貞 誠志 | ○ | |
| 28 | 梶原町 | 副町長 | 西村 新一 | ○ | |
| 29 | 日高村 | 副村長 | 山崎 明 | ○(オンライン) 代理：総務課長 大川 健輔 | |
| 30 | 津野町 | 副町長 | 岡崎 光明 | ○ | |
| 31 | 四万十町 | 副町長 | 富田 努 | ○ (オンライン) | |
| 32 | 大月町 | 副町長 | 今宮 友和 | ○ (オンライン) | |
| 33 | 三原村 | 副村長 | 大塚 猛 | ○ | |
| 34 | 黒潮町 | 副町長 | 西村 康浩 | ○(オンライン) 代理：情報防災課長 宮川 智明 | |
| 35 | 高知市消防局 | 消防長 | 西川 宜孝 | ○ | |
| 36 | 安芸市消防本部 | 消防長 | 島崎 雅行 | ○ | |
| 37 | 南国市消防本部 | 消防長 | 三谷 洋亮 | ○ | |
| 38 | 土佐市消防本部 | 消防長 | 真鍋 卓也 | ○ | |
| 39 | 高幡消防組合消防本部 | 消防長 | 佐々木 義人 | ○ | |
| 40 | 幡多中央消防組合消防本部 | 消防長 | 鳥谷 英正 | ○ (オンライン) | |
| 41 | 高知県危機管理部 | 部長 | 江淵 誠 | ○ | |

○その他部会員

(敬称略)

| 通し 番号 | 所属 | 職名 | 氏名 | 出席方法 |
|----------|-----------------|-----|-------|-------|
| 42 | 室戸市消防本部 | 消防長 | 多田 周平 | 会場 |
| 43 | 香美市消防本部 | 消防長 | 野口 正一 | オンライン |
| 44 | 高吾北広域町村事務組合消防本部 | 消防長 | 徳弘 信也 | オンライン |
| 45 | 仁淀消防組合消防本部 | 消防長 | 伊藤 実 | 会場 |
| 46 | 嶺北広域行政事務組合消防本部 | 消防長 | 川村 諭 | 会場 |
| 47 | 中芸広域連合消防本部 | 消防長 | 竹内 誠祥 | 会場 |

○オブザーバー

(敬称略)

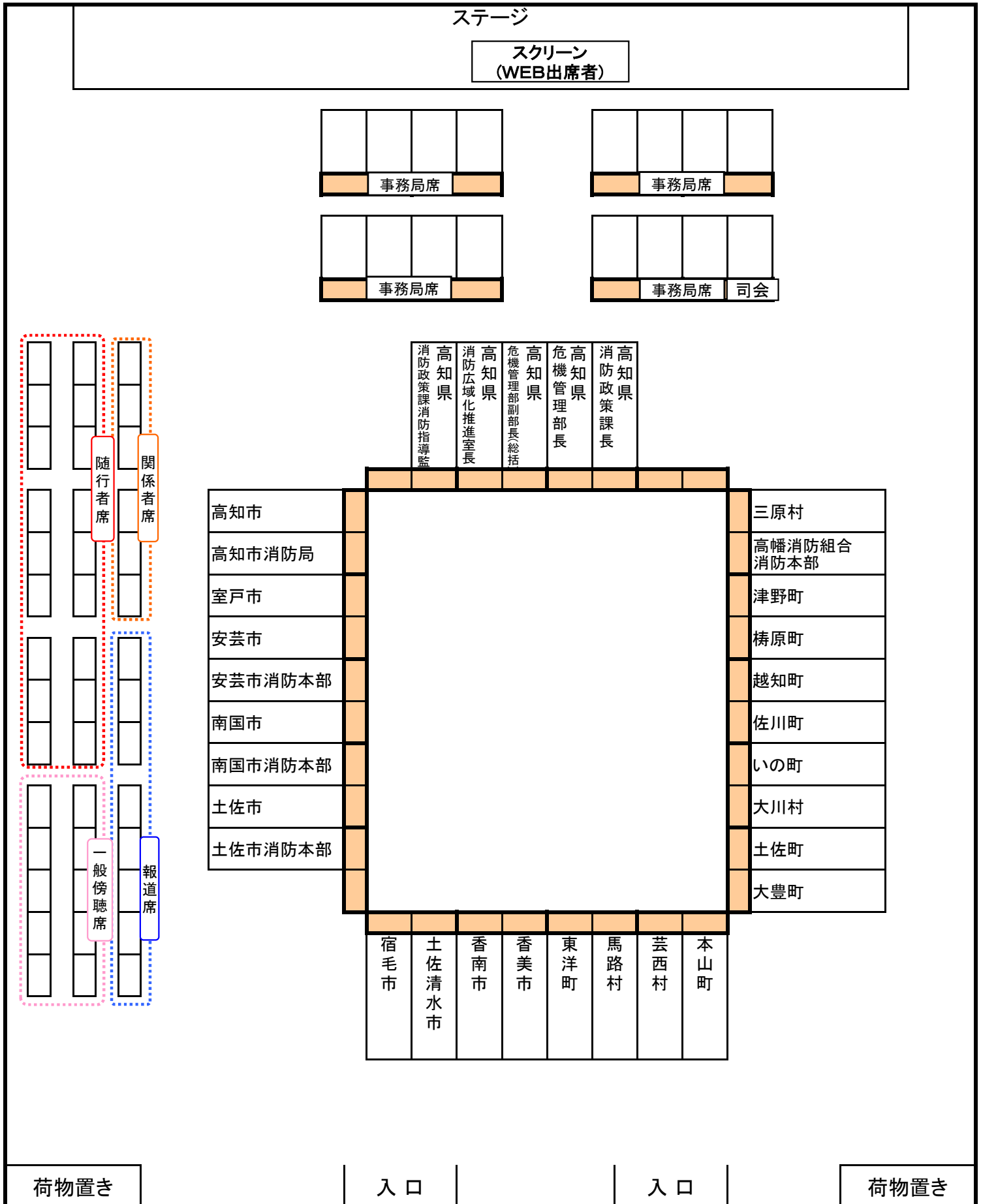
| 通し 番号 | 所属 | 職名 | 氏名 | 出席方法 |
|----------|---------------|------|-------|-------|
| 48 | 総務省消防庁 消防・救急課 | 課長補佐 | 岩熊 俊介 | オンライン |

○事務局

| 通し 番号 | 所属 | 職名 | 氏名 |
|----------|---------------------------|---------|--------|
| 49 | 高知県危機管理部 | 副部長（総括） | 甬喜本 博貴 |
| 50 | 高知県危機管理部 | 副部長 | 浜田 展和 |
| 51 | 高知県危機管理部 | 消防政策課長 | 小笠原 隆 |
| 52 | 高知県危機管理部消防政策課 | 消防指導監 | 小松 長憲 |
| 53 | 高知県危機管理部消防政策課 消防広域化推進室 | 室長 | 藤本 直人 |
| 54 | 高知県危機管理部消防政策課 消防広域化推進室 | チーフ | 三浦 雅仁 |
| 55 | 高知県危機管理部消防政策課 消防広域化推進室 | 主任 | 川村 考史 |
| 56 | 高知県危機管理部消防政策課 消防広域化推進室 | 主任 | 榎尾 カー |
| 57 | 高知県危機管理部消防政策課 消防広域化推進室 | 主任 | 山崎 博春 |

高知県消防広域化に関する実務協議会 第1回総務部会及び財務部会 配席図

日時: 令和8年5月26日(火)13時30分～15時30分
 場所: 高知城ホール 4階 多目的ホール





- 総務部会においては、以下の項目を優先的に議論。
- その他の項目は意見照会を行い、必要に応じてワーキンググループ等において議論することとしてはどうか。

優先的に議論する項目

- **移行の進め方と目標年次 (スケジュール)**
⇒ 県推奨案による進め方
議決スケジュール
- **議決機関**
⇒ 広域連合の議員の選出方法、任期
- **実施計画案、法定協議会規約案、広域連合規約案、条例・各種規程の整備**
⇒ 先行的共同事業の範囲、参加団体、費用の案分方法
法定協議会の運営方法、施行日等
広域連合の条例・各種規程の整備
- **消防本部・方面消防本部・消防署の組織、事務分掌、職員定数、職員配置、採用・配置**
⇒ 条例定数の設定
組織構成や職員配置等の案、3 交替制の導入の検討
職員の新規採用における「地域枠」の設定の検討
- **給料等、諸手当、福利厚生等**
⇒ 給料、諸手当等の処遇の均一化の方向性

(再掲) 総務部会での協議・意見交換事項

| 部会 | 主たる任務 | 協議・意見交換事項 |
|----|------------------------------|------------------------------------|
| 総務 | 1 広域化後の新たな消防組織に関する基本的事項 | 1-1 広域化の方式 |
| | | 1-2 共同処理事務 |
| | | 1-3 移行の進め方と目標年次 (スケジュール) |
| | | 1-4 広域連合・消防本部・署の名称 |
| | | 1-5 広域連合・消防本部の位置 |
| | | 1-6 執行機関の構成 |
| | | 1-7 議決機関 |
| | | 1-8 監査委員 |
| | | 1-9 公平委員会 |
| | | 1-10 協議・審議機関 |
| | | 1-11 署所配置 |
| | | 1-12 消防署の管轄区域 |
| | | 1-13 方面消防本部の管轄区域 |
| | | 1-14 実施計画案 |
| | | 1-15 法定協議会規約案 |
| | | 1-16 広域連合規約案 |
| | | 1-17 条例・各種規程の整備 |
| 2 | 新組織の構成及び職員配置に関する基本的事項 | 2-1 消防本部・方面消防本部・消防署の組織、事務分掌 |
| | | 2-2 消防本部の権限、決裁等 |
| | | 2-3 職員定数 |
| | | 2-4 職員配置 |
| 3 | 新組織の人事制度・運用に関する基本的事項 | 3-1 任用、人事等 |
| | | 3-2 職名及び階級 |
| | | 3-3 採用・配置 |
| 4 | 新組織の給与その他の勤務条件に係る制度に関する基本的事項 | 4-1 勤務形態及び勤務時間 |
| | | 4-2 給料等 |
| | | 4-3 諸手当、福利厚生等 |
| | | 4-4 教育訓練・研修等 |

第 2 回専門部会・実務協議会に向けた進め方

5 月下旬～6 月中旬

- ・ 意向調査

6 月中旬～7 月初旬

- ・ 対応素案の意見照会
- ・ 意向調査及び意見照会の内容を踏まえて対応素案を修正

7 月中旬～8 月下旬

- 第 2 回総務部会
- ・ 実務協議会において実施計画素案の提示

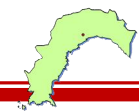
太字・・・特に優先的に議論するもの (財政負担に関わるものは赤字)



| | |
|-------------|--|
| 対応素案 | <ul style="list-style-type: none"> ➤ 市町村意向調査（R8.1実施）を踏まえ、「県推奨案」をベースに検討してはどうか。 ➤ なお、意向調査を踏まえ、県推奨案から一部を調整するなど考えられる。 |
|-------------|--|

| 区分 | | 県推奨案 | | 一部を調整する案 | |
|----------|------------|---|----------------------|---|--|
| | | | | 案 1 | 案 2 |
| 考え方 | | 全市町村一斉の統合を図る 〔市町村意向調査の多数意見を踏まえる〕 | | ①一部方面本部の1次統合をR16まで先送り 「消防本部機能の統合（意向調査問2-1）」において、 <u>段階的統合を望む市町村を含む方面を先送り</u> | ②一部市町村の1次統合をR16まで先送り 「全県一斉統合のタイミング（意向調査問2-2）」において、 <u>遅い時期を希望した市町村が複数ある方面の市町村を先送り</u> |
| 概要 | 1次統合（指令以外） | 時期 最速R11 〔実施計画案の検討過程で実務上の所要準備期間を精査して決定〕 | 参加市町村 全市町村 | 一斉統合を望む方面単位で統合 （段階的統合を望む方面を除いて統合） | 遅い時期の統合を希望する市町村が方面内に複数ある場合、その市町村を除いて統合 |
| | 2次統合（指令） | | | R16 | |
| 先行的共同事業等 | | 「令和10年度に設置する広域連合において、先行的共同事業として人材確保事業（共同採用）とコンプライアンス推進に取り組むこと」を、全市町村参加を呼びかける。 | | | |

| | | |
|------------------------|----------------------|---|
| ＜参考＞ 意向調査 (R8.1) | Q:全県一斉or段階的統合（問2-1） | → A: 全県一斉 or どちらかといえば全県一斉が29市町村(85%)で多数 ※段階的統合は2町、どちらともいえないが3市町 |
| | Q:全県一斉統合のタイミング（問2-2） | → A: できるだけ早い時期 or どちらかといえば早い時期が13市町村(43%)で多数 ※できるだけ遅い時期 or どちらかといえば遅い時期が6市町、どちらともいえないが11市町村 |



広域連合及び法定協議会の規約に関する主なスケジュール（案）

<広域連合の設置>

地方自治法第284条（逐条解説より）：広域連合の設置に当たっては、議会の議決を経て規約を定め、総務大臣の許可を得る。

<法定協議会の設置>

地方自治法第252条の2の2（逐条解説より）：法定協議会の設置に当たっては、議会の議決を経て規約を定め、その旨及び規約を告示するとともに、総務大臣に届け出る。

| 時期 | 広域連合及び法定協議会の規約に関する主なスケジュール（予定） |
|-------------------------|---|
| 令和 8 年 5 ～ 8 月頃 | 第 1 回協議会で規約案骨子を提示、専門部会等で規約案を議論 ⇒意向調査を実施 ⇒第 2 回協議会 |
| 令和 8 年 9 ～ 10 月頃 | 広域連合(統合時期、先行的共同事業等)及び法定協議会設置に関する意向調査を再度実施 ※規約案等を踏まえた再回答を依頼する予定。 |
| 令和 8 年 11 月頃 | 専門部会等で調整した最終の規約案の提示 |
| 令和 8 年 12 月頃 | 実施計画案作成（1 月とりまとめ）、規約案の決定 ※消防指令システム・デジタル無線の共同整備事業や先行的共同事業（共同採用）等を行うこととして、各事業への参加市町村及び参加時期を明記 ※広域連合議会や執行機関の体制、事業の実施に係る費用の案分方法等についても記載 |
| 令和 9 年度 6 月まで | 総務省への事前協議（広域連合設置（規約案）） |
| 令和 9 年度 6 月まで | 広域連合・法定協議会の設置（規約案）の議決【全市町村及び県】 議決① → 総務大臣に許可申請・届出 |
| 令和 10 年度前半まで | 広域連合規約の改正（処理する事務の変更※消防本部機能の統合）の議決【全市町村及び県】 議決③ → 総務大臣に許可申請 ※実施計画（令和 9 年度決定予定）の内容を踏まえ、各消防本部の本部機能の統合時期を明記 【参考：規約の変更に関する規定（地方自治法第291条の3）】 広域連合は、これを組織する地方公共団体の数を増減し若しくは処理する事務を変更し、又は広域連合の規約を変更しようとするときは、関係地方公共団体の協議によりこれを定め、都道府県の加入するものにあつては総務大臣（略）の許可を受けなければならない。 |

（別案）【広域連合の設置（規約案）の議決手順：議決③を議決①に一体化】

広域連合の設置時の規約に、議決③の内容による改正も併せて規定しておくことを検討してはどうか。



対応素案 以下の骨子としてはどうか。

【県推奨案】 広域連合規約の骨子案について

| 規約の主な項目 | R10広域連合設置時 (案) 議決① R9年度 6月まで | 消防本部の一次統合以降 (案) 議決③ R10年度前半まで |
|--|--|---|
| 広域連合の名称 | 高知県消防広域連合 (消防本部名:高知広域消防局) | |
| 構成団体 | 全市町村及び県 | |
| 処理する事務 | 1 指令システム・デジタル無線共同整備事業 <全市町村> 2 先行的共同事業 ① 既存事業 (消防総合支援事業等) <全市町村及び県> ② 人材確保 <希望市町村> ③ コンプライアンス推進室の設置 <希望市町村> | 1 市町村の消防事務 (消防団及び消防水利に関する事務を除く) 2 県の消防事務のうち、航空消防隊 (消防防災航空センター) 及び消防学校に関する事務 ※全消防本部の統合後 |
| 事務所の位置 | 総合あんしんセンター (高知市) 内への設置を基本に検討・調整 ※消防指令センターの位置も同様に検討・調整 | |
| 議会の組織、議員の選挙の方法等 | <ul style="list-style-type: none"> 定数：14人 (市町村議会議員：1方面あたり2人×6方面、県議会議員：2人) 選挙の方法：選出区分 (方面) 内の市町村の協議に基づき、別に定めるところにより市町村の議員の中から選出 任期：構成団体の議会の議員の任期 | |
| 執行機関の組織 | <ul style="list-style-type: none"> 広域連合長及び副広域連合長 1名を置く 広域連合長は、市町村長及び知事による選挙により、市町村長のうちから選任 副広域連合長は、広域連合長が構成団体の長のうちから任命 | |
| 協議・審議機関 | <ul style="list-style-type: none"> 広域連合管理者会議 広域連合の運営に当たって重要事項に関する協議を行う。 構成：広域連合長及び副広域連合長を含め、各方面の管内市町村長 6名 (1人×6方面) 及び知事の計 7名で構成 | |
| | | <ul style="list-style-type: none"> 方面消防本部管理運営協議会 (方面毎に設置) 各方面管内の消防行政に関する協議を行う。 構成：各方面管内の市町村長 |
| 経費の支弁の方法 | <ul style="list-style-type: none"> 経費の区分及び参加市町村に応じた負担割合 ※「8-1分賦金算定」のとおり 上記の規定による案分が適当でない経費については、関係市町村の協議により負担方法を規定 | |
| 附則 ※要検討事項 | <ul style="list-style-type: none"> 施行日：令和10年4月1日 | <ul style="list-style-type: none"> 施行日 (規約改正後)：令和11年4月1日 |
| <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> ※令和11年度以降に広域連合で処理する事務についても、あらかじめ設置時の規約 (附則) に規約の一部改正規定を盛り込んだ上で、法定協議会において決定する実施計画との整合を図る必要が生じた場合には、広域連合長及び構成団体の長において、必要な規約改正のための法制上の措置を講じる旨を規定しておくことを検討してはどうか。 ※この場合、規約改正の施行日については、別に広域連合長が定める旨を規定しておいてはどうか。 </div> | | |

【参考：広域連合規約の主な規定事項 (地方自治法第291条の4)】 ①名称 ②構成団体 ③区域 ④処理する事務 ⑤広域計画の項目
⑥事務所の位置 ⑦議会の組織及び議員の選挙の方法 ⑧長、選挙管理委員会その他執行機関の組織及び 選任の方法 ⑨経費の支弁の方法 5



| | |
|-------------|---------------|
| 対応素案 | 以下の骨子としてはどうか。 |
|-------------|---------------|

法定協議会の担任する事務

- ・ **実務協議会において令和 8 年度に作成する実施計画案を基礎として、実施計画を決定する。**

規約の骨子案

| 規約の主な項目 | 内容 (案) |
|-----------|--|
| 協議会の名称 | 高知県消防広域化実施計画協議会 |
| 協議会を設ける団体 | 全市町村、関係一部事務組合・広域連合及び県 |
| 協議会の事務所 | 高知市内 |
| 組織 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 委員は、市町村長(34名)、消防本部を設置する市町村、一部事務組合及び広域連合の議会の議長(15名)、高知県消防長会会長、高知県知事、高知県議会議長とする。(合計52名) ・ 会長は、市町村長及び高知県知事が協議により、市町村長のうちから選任する。 <div style="text-align: right; border: 1px dashed black; padding: 2px;">【案】</div> |
| 会議の運営 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。 ・ 議決要件：原則として全会一致をもって決することとする。 ただし、意見が分かれた場合は、会長が必要と認めたときは、再議に付することができることとし、出席委員の3分の2以上の同意をもって決する。 これによりがたい場合は、会長が理事会に諮り、表決方法を定めた上で、議事を進める。 ※奈良県消防広域化協議会会議運営規程の例を参考 |
| 理事会 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 協議会の会議の運営その他協議会の事務の能率的な処理を図るため、協議会に理事会を置く。 ・ 構成員：各方面消防本部管内の市町村長を代表する者(6名)及び高知県知事をもって組織する。 |
| 経費の支弁の方法 | 市町村(基準財政需要額割) ※県職員分の人件費は県負担 ※特別交付税措置あり |

施行日等
【案】

- ・ **令和 9 年 ● 月 ● 日施行(市町村及び県の議会の 6 月定例会終了後)。**
同日において全団体の議会の議決が行われていないときは、**同日までに議決した団体をもって法定協議会を設置し、未議決団体に対して期限を付して議決を行うよう働きかけた上で、実施計画の決定を図る。**
- ・ ただし、同日において、**上記期限の到来時において議会の議決が行われた市町村の人口合計が県人口の 4 分の 3 に達する見通しが得られない場合**にあっては、**法定協議会において実施計画案及び広域連合規約改正案を見直しの上、改めて未議決団体に対し法定協議会への参加を呼びかけることを検討する。**

【協議会規約の規定事項(地方自治法第252条の4)】 ① 名称、② 設置団体、③ 事務又は協議会の作成する計画の項目、④ 組織並びに会長及び委員の選任の方法 ⑤ 経費の支弁の方法
【その他、規約へ記載する主な事項】 ・ 会議の招集 ・ 会議の運営 ・ 幹事会等の設置 等



基本計画 (R8.2時点)

広域連合議会・議員 人数：14名程度
概要：・ 条例、予算その他重要事項の審議・議決を行う
 ・ 市町村及び県の議会議員の中から選出された議員で構成
 ・ 任期は構成団体の議会の議員の任期

広域連合議会の組織等における主な論点（案）

(1) 広域連合議会の議員の選出方法

○ 市町村議会議員：6方面（選出区分※1）×2名＝12名、県議会議員：2名の計14名でよいか。

(※1)選出区分内の市町村の協議に基づき、別に定めるところにより選出

※議員定数については、人口規模に応じた配分を考慮する必要はないか。

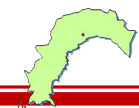
例えば、各方面2名のうち、1名は市、1名は町村といった基準をあらかじめ定めることとしてはどうか。

(2) 議員の任期

○ 構成団体の議会の議員の任期でよいか。「1年」または「2年」等と定める方がよいか。

| 事例 | | 高知県消防広域連合（仮称） | 高知県後期高齢者医療広域連合 | 奈良県広域消防組合 | 隠岐広域連合 |
|----------|-------|------------------------------|----------------------------------|---------------------------------|--------------------------------------|
| 議会議員 | 定数 | 14人程度 (市町村12(2×6方面)、高知県2) | 10人 (市長1、町村長2、市議会議員3、町村議会議員4) | 26人 (市町村の協議により、7地区から選出) | 14人 (島根県2、隠岐の島町6、海士町2、西ノ島町2、知夫村2) |
| | 選挙 | 選出区分の議会において、選出区分の議員の中から選挙 | 推薦のあった者のうちから議会において選挙 | 選出区分の議会において、選出区分の議員の中から選挙 | 構成団体の議会で構成団体の議員の中から選挙 |
| | 任期 | 構成団体の議会の議員の任期または1年・2年等と定める | 関係市町村の議会の議員の任期 | 2年 (欠員が生じたときは、その組合市町村において選出) | 構成団体の議会の議員の任期 |
| (参考)基本情報 | 方式 | 広域連合 | 広域連合 | 一部事務組合 | 広域連合 |
| | 構成団体数 | 34市町村+県 | 34市町村 | 37市町村 | 県+4町村 |
| | 管轄人口 | 648,313人 | 648,313人 | 817,466人 | 18,611人 |
| | 署所数 | 20署20分署所 | - | 18署12分署7出張所 | 1署1分署2出張所 |

(出典)他団体の情報は、それぞれ公表している例規集、消防年報、ウェブサイトから抜粋



| | |
|-------------------------|---|
| 基本計画 (R8.2時点) | 人材確保の先行共同実施などの事務事業単位での段階的移行を検討し、これらの方式による場合には、各段階における参加市町村名及び目標年度等を実施計画案において明記すること。 |
|-------------------------|---|

先行的共同事業における主な論点 (案)

(1) 先行的共同事業の範囲 別紙 1

<考え方> 基本計画を踏まえ、**令和10年4月1日に広域連合を設置した上で、以下の事業を実施することとしてはどうか。**

- 1 指令システム・デジタル無線共同整備事業 (調査・設計、整備、運営) **全市町村で実施**
- 2-①既存事業 (高知家の救急医療電話 (#7119)、消防総合支援事業 (消防団等に関する広報等))
市町村及び県が費用負担して共同で実施している事業 **全市町村及び県で実施**
- 2-②新たな事業
 - ア 人材確保事業 (共同採用) 別紙 2
 - イ コンプライアンス推進室の設置 別紙 3

} 令和 8 年度中に行う市町村の意向調査の結果等を踏まえ、希望市町村で実施

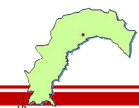
(2) 希望市町村で実施する事業への参加団体の範囲

<考え方> ①**令和 8 年 5 ~ 6 月頃に、市町村への意向調査を行い、②その結果をもとに、令和 8 年 8 月の第 2 回実務協議会で提示する実施計画素案に、参加市町村及び参加開始時期を記載した上で、③実施計画案 (令和 9 年 1 月作成予定) に定めることとしてはどうか。**

(3) 先行的共同事業の実施に係る費用の案分方法

<考え方> 以下の案分方法としてはどうか。

| 事業 | 負担者 | 案分方法 |
|-----------------------|-----------|---|
| 1 指令システム・デジタル無線共同整備事業 | 市町村 | 基本計画の分賦金負担ルールと同様 ※広域化に対する国の財政措置を活用 (共通部分：基準財政需要額割50%、救急出動件数割50%、共通部分以外：自賄い) |
| 2-① 既存事業 | 市町村、 県 | これまでの負担割合と同様 (県1/2、市町村1/2 (均等割10%、基準財政需要額割45%、救急出動件数割45%)) |
| 2-②-ア 人材確保 | 市町村 | 共同採用により採用した職員に係る人件費 (退職手当負担金相当額を含む。) 及び採用活動に要した経費を、配属署所の管轄市町村で配属人員数に応じ負担 (複数市町村にまたがる場合、基本計画の分賦金負担ルールと同様 (基準財政需要額割50%、救急出動件数割50%) に案分) |
| 2-②-イ コンプライアンス推進室の設置 | 市町村 | 基本計画の分賦金負担ルールと同様 (基準財政需要額割50%、救急出動件数割50%) ただし、ハラスメント事案に関する第三者調査委員会の設置に係る弁護士費用等の特別に要する費用は、事案関係市町村が実費を負担 |



対応素案

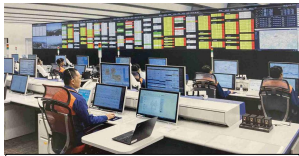
- 令和10年 4 月に広域連合を設置し、消防指令システム・デジタル無線の再整備事業や先行的共同事業を実施する。
- 先行的共同事業は、市町村意向調査の結果を踏まえて、人材確保など共同化の効果が期待される事業を実施してはどうか。

1

指令システム・デジタル無線共同整備事業

<市町村意向調査 (R8.1) >
消防指令システムの全県共同整備・共同運用について、大いに賛成・どちらかといえば賛成が30市町村(88%)

令和16年度からの共同運用に向けて、消防指令システム及びデジタル無線の調査・設計、整備を行う。

| | | |
|-----------------------|--|--|
| 令和10年度 | 調査・計画 仕様・体制等の検討 | 統合した場合の指揮命令システムや部隊運用を含む運用等の検討に時間を要する |
| 令和11年度 ～ 令和12年度 | 設計 令和11年度：基本設計 令和12年度：実施設計 | |
| 令和13年度 ～ 令和15年度 | 整備 令和13年度～令和14年度：整備、運用準備 令和15年度：整備完了 | |
| 令和16年度 | 運用開始 |  大分市消防局 「おおいた消防指令センター」 |

2

先行的共同事業

(1) 既存事業 (全市町村で実施)

① 消防総合支援事業 (県事業)

- ・ 救急医療電話 (#7119)
- ・ 消防・消防団活動の広報事業 (高知家消防ネット等)



(2) 新たな事業 (希望市町村)

① 人材確保の共同化

⇒ 別紙 2 参照

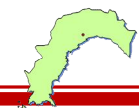
市町村意向調査の結果を踏まえて、共同採用を実施してはどうか。

<市町村意向調査 (R8.1) >
共同採用への参加について、参加したい・どちらかといえば参加したいが17市町村(50%)で最多

② コンプライアンス推進室の設置

⇒ 別紙 3 参照

市町村意向調査において、10市町村からパワハラ防止や調査・審査が必要との意見があったことを踏まえて、コンプライアンス推進室を設置してはどうか。



対応素案

▶ 人材確保事業については、令和10年度(R11年度新規採用者を対象)から、職員の共同採用を実施してはどうか。

共同採用のイメージ概要

共同募集（R10～）

◆職員募集事業を共同実施

例：職業紹介パンフレット等の
広報素材の作成、
県内外での就職説明会への出展、
消防署見学説明会等の実施 等

◆試験区分は2種類

①全県枠：全県での異動がありうる

〔職員の希望を踏まえて〕
配属先を調整

②地域枠：方面本部内異動が基本

<地域枠の対象地域> 安芸、高幡、幡多方面

(イメージ)

採用試験申込書

経歴

試験区分(採用枠)

全県枠

地域枠(γ方面)

志望する消防本部等

・第1志望:

・第2志望:

・第3志望:

・.....

◆応募者は、申込時に

志望する配属先を
第3希望まで記載

(希望数等は要検討)

共同試験（R10～）

◆試験区分別に試験を実施

<合格者の配属先の調整イメージ>

[募集人数]

| | | 全県枠 | 地域枠 |
|-----|-----|-----|-----|
| a方面 | A本部 | 4人 | / |
| β方面 | B本部 | 2人 | |
| | C本部 | 2人 | |
| γ方面 | D本部 | 1人 | 2人 |
| | E本部 | 1人 | |
| 合計 | | 10人 | 2人 |

[合格者の志望先と配属先]

○全県枠

| 成績順 | 第1志望 | 第2志望 | 第3志望 | 配属先 |
|-----|------|------|------|---------|
| 1 | A本部 | B本部 | C本部 | A本部(1位) |
| 2 | どこでも | | | C本部(1位) |
| 3 | a方面 | β方面 | | A本部(2位) |
| 4 | B本部 | C本部 | D本部 | B本部(1位) |
| 5 | どこでも | | | E本部(1位) |
| 6 | A本部 | | | A本部(3位) |
| 7 | A本部 | D本部 | | A本部(4位) |
| 8 | A本部 | D本部 | C本部 | D本部(1位) |
| 9 | a方面 | B本部 | D本部 | B本部(2位) |
| 10 | どこでも | | | C本部(2位) |

○地域枠(γ方面)

| 成績順 | 配属先 |
|-----|-----|
| 1 | γ方面 |
| 2 | γ方面 |



1位の受験者

<現行>

- ・A,B,Cの3本部を受験して
全て合格、A本部に配属
- ・B,Cの2本部の採用を辞退
→再募集

<共同化後>

- ・A本部に配属
- ・B,Cの2本部の採用辞退なし
→B,Cの2本部の負担軽減

【メリット】

・スケールメリットを生かした多様な人材へのアプローチにより、応募者数の増が期待できる

※他県でも採用事務の共同化の事例があり

(奈良県・市町村土木職員採用、沖縄県離島町村職員採用 等)

⇒広報の充実や応募者増加の共同実施の効果を実感(聞き取り)

・募集・試験・採用の一元化による、応募者や消防本部の負担が軽減

<応募者> 複数の消防本部での受験(併願)が不要

<消防本部> 志望に応じて配属先を調整することで、採用辞退や再募集が減少

【メリット】

・新規採用職員の処遇統一(例:給与は高知市並み)
による魅力向上

・現状、応募者が少なく採用が難しい消防本部も
職員の確保につながる

・「地域枠」では地域に根ざした人材確保が可能



基本計画 (R8.2時点)

- ▶ 地域枠の設定に当たっては、採用後は一定期間当該地域に勤務することを条件とする一方で、採用時の地域選択で第 2 希望を認めるほか、採用後の事情変更に応じた選択変更を柔軟に認めるなど、弾力的な運用を図る方向で検討する。

地域枠の設定の例 (高知県消防広域化基本計画 (資料編) 抜粋)

- ・ 方面本部単位の職員配属比率の1/2程度で設定。
- ・ 広域連合本部所在の高知市からの通勤が困難と見込まれる方面本部のうち希望がある地域に設定。
- ・ 採用選考時には一定程度の優先的な配慮も検討。

採用予定枠をすべて地域枠とすることは人事の硬直化を招く恐れがあり、一般的な配属先の調整は採用後の人事配置希望調査等で本人の意向を反映していくことを基本として、それだけでは十分な人員確保に懸念がある中山間地域等に限定して採用選考時からの枠設定を検討する。

(イメージ)

| 方面本部 | R7職員数 |
|------|-------|
| 安芸 | 123 |
| 中央東 | 211 |
| 中央 | 392 |
| 中央西 | 155 |
| 高幡 | 144 |
| 幡多 | 180 |
| 合計 | 1,205 |

⇒
仮に、定員据置きかつ職員が40年勤務するとして、配属数(採用数)を推計(職員数を1/40)

| 配属数 |
|-----|
| 3 |
| 5 |
| 10 |
| 4 |
| 4 |
| 4 |
| 30 |

⇒
配属数の1/2程度とした上で、地域を限定

| 地域枠 |
|-----|
| 2 |
| - |
| - |
| - |
| 2 |
| 2 |
| 6 |

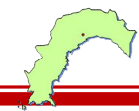
「地域枠」のメリット・デメリット

メリット

- 地域毎の枠を適切に設定できれば、行政需要及び本人の希望に応じた地域での採用、配置が可能
- 地域の実情に応じた職員を長期・安定的に配置でき、災害時等のきめ細かな対応が期待される
- 採用時の地域選択において第 2 希望を認める等、緩やかな運用
→ 県全体として粒ぞろいの優秀な人材確保が可能
- 採用後の事情変更に応じた選択変更を柔軟に認める運用
→ 本人の希望に応じたスキルアップ等のための広域異動等により組織力向上

デメリット

- △ 人口減少等により地域の要配置人員と既採用人員との間に乖離が生じた場合、行政需要に応じた適切な人員配置が困難となる可能性
- △ 配置職員の経験知が均質化し、想定外の危機事象に適切に対応できる多様な経験を有する人員配置が困難となる恐れ
- △ 地域別採用を完全分離する運用
→ 地域毎で志望状況の差により採用可能な人材の水準に格差を生じる可能性
- △ 採用後の選択変更を認めない厳格な運用
→ かって本人の希望に応じた配置を妨げる可能性
- △ 試験内容は同じで全県枠と地域枠とで合格基準に差が生じた場合、試験の公平性が保たれなくなる可能性がある。



対応素案 ▶ 消防職員にとってより働きやすく、魅力ある職場づくりのため、広域連合に「コンプライアンス推進室」を設置してはどうか。

ハラスメントに関する現状

○職場でハラスメントを受けたことがある：9.7%

＜ハラスメントの種別（複数回答可）＞

| | |
|--------------------------------------|-------|
| パワー・ハラスメント | 76.8% |
| セクシュアル・ハラスメント | 7.3% |
| 妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメント | 5.8% |
| その他（カスタマー・ハラスメント以外） （モラル・ハラスメント等） | 10.1% |



＜出典＞ハラスメント対策に関する調査（消防吏員向け）結果概要（R7）（総務省消防庁）

【参考：市町村意向調査（R8.1）】

Q 人材確保事業以外に先行して共同実施すべきと考える事務

⇒10市町村から、
コンプライアンス強化やパワーハラスメント防止、調査・審査に向けた取り組みを望む意見

各消防本部でのハラスメント対策の取組の課題

- 個別の消防本部（特に小規模消防本部）では、職員間の人間関係が狭くて近いことから、被害の相談をしづらい
- 組織が小規模で人的・時間的余裕がないため、現状では研修やアンケート調査等の実施が不十分

広域連合に「コンプライアンス推進室」を設置し、一括してハラスメント対策を実施

コンプライアンス推進室の取組内容（イメージ）

◆**ハラスメント相談窓口の設置**

- ・広域連合に相談員を置き、年齢・職位に応じて、電話やメール等でも気軽に通報・相談できる体制を整備。
…現状の消防本部外に相談員を置くことを検討
- ・必要に応じて、第三者調査委員会を設置し、中立・公正で客観的に調査・対応。
…弁護士等への委託を検討 ※費用は、事案関係市町村が実費を負担

◆**階級別の研修の実施**

- 階級や職位に応じて、基礎知識や事例検討等のハラスメント研修を開催。
…県内で一括して研修を実施することで、事務負担を軽減することができる。

◆**職員アンケートの実施や目安箱の設置**

- 集計結果を公表し、職員間で認識の共有を図るとともに、対応の改善につなげる。

消防職員が安心して働ける環境づくり

- ・全職員にとって安心感のある職場となり、将来の消防の担い手確保へ
- ・消防職員にとっては職場の悩みが減り、離職予防や定職促進へ





対応素案

- ▶ 広域連合の設置等に必要な条例・各種規程の整備に当たっては、内容や制定時期等を実施計画案のとりまとめまでに整理する。
- ▶ また、事務量を考慮して、例えば、条例の案文作成などの一部事務については委託することを検討してはどうか。

対応のイメージ

<必要性>

広域連合の設置や消防本部機能の統合に併せて、広域連合で整備が必要な規程は240件程度、市町村等で整備が必要な規程は20~100件程度あり、事務量が多くなることから、条例の案文作成などの一部事務については委託して実施してはどうか。

<対応のイメージ (見込み) >

| 実施主体 | 協議会 (事務局) ・ 広域連合 | 各市町村 ・ 一部事務組合等 |
|------------|-------------------------|--|
| 整備が必要な関係規程 | 240件程度 | 整備が必要な関係規定：高知市は100件程度、その他単独市は70件程度、組合消防等は20件程度 |
| 委託内容 | 業者による必要な規程の抽出、案文作成 | 業者による必要な規程の抽出、案文作成 |
| 必要な経費、期間 | 見積額700万円程度 (※1)、期間9ヶ月程度 | 70~220万円程度 (※1)、期間9ヶ月程度 |

(※1)広域化における業務の統一に必要なとなる例規整備等に要する経費は、特別交付税措置の対象。(措置率0.5)

<スケジュール(予定)>

| R 8 | R 9 | | R 10 | R 11~ |
|--|--|--|---|-------------------------------------|
| ○実施計画案とりまとめ (内容・制定時期整理) (委託の意向調査) ※規約制定・改正に向けた準備の開始 | <前半> ○広域連合と法定協議会設置の議決 <div style="border: 1px dashed red; padding: 5px; color: red;">委託して規程を整備する場合は補正予算の議決</div> | <後半> ○実施計画決定 ○市町村等の規程改正作業 ○広域連合設置に関する規程は、R10.4.1施行となるよう制定 <div style="border: 1px dashed red; padding: 5px; color: red;">条例改正は3月議会等での対応が必要</div> | ○広域連合設置 ※広域連合議会の臨時会により広域連合設置時に必要な条例等を定めることを想定 ○規程改正作業 ※一次統合に関する規程は、R11.4.1施行となるよう制定・改正 <div style="border: 1px dashed red; padding: 5px; color: red;">条例改正は3月議会等での対応が必要</div> | <一次統合以後> ○消防本部の統合の時期によって追加で規程を整備 |



対応素案

➤ 令和10年度における広域連合の組織は、**広域連合事務局に総務課（20人程度）を置くこととし、指令システム・デジタル無線共同整備事業、先行的共同事業に関する事務及び広域連合に必要な行政組織に関する事務を行うこととしてはどうか。**

＜考え方＞

- ①R10は消防本部機能の統合前であるため、簡素な組織とし、事務及び事業の執行に必要な人員を配置
- ②併せて、**消防本部機能の統合に向けた準備を実施** ※②の事務に多くの人員が必要

⇒詳細については、ワーキンググループ等で議論することとしてはどうか。

高知県消防広域連合（仮称）組織及び事務分掌のイメージ（案）

広域連合設置時点（令和10年度）

※名称は全て仮称

広域連合（20名）

消防局長

次長

※局長・次長職は一次統合時に配置

総務課

コンプライアンス
推進室

デジタル推進室

＜先行的共同事業等＞

- 消防指令システム・デジタル無線共同整備
- 職員の人材確保(先行的共同事業)
- 各種ハラスメント対応
- 消防DX強化

＜その他 ※主なものを記載＞

- 議会・管理者会議の運営
- 企画・立案・総合調整 ※一次統合に向けた準備を含む
- 組織・人事管理、職員の給与等勤務条件
- 職員の研修・福利厚生
- 財務・会計管理
- 法務（議案審査・条例立案等）・監査事務
- システム・ネットワーク管理
- 庶務（文書管理・広報等）

等

※議会事務局、監査委員事務局等の事務は兼務を想定

消防本部：15

消防署：20・分署所：20

- 高知市消防局
- 室戸市消防本部
- 中芸広域連合消防本部
- 安芸市消防本部
- 香南市消防本部
- 香美市消防本部
- 南国市消防本部
- 嶺北広域行政事務組合消防本部
- 土佐市消防本部
- 仁淀消防組合消防本部
- 高吾北広域町村事務組合消防本部
- 高幡消防組合消防本部
- 幡多中央消防組合消防本部
- 幡多西部消防組合消防本部
- 土佐清水市消防本部

署所

【本部業務】

- 一次統合までは現行の各消防本部の業務内容を維持

【署所業務】

- 一次統合までは現行の各署所の業務内容を維持

対応素案

- ▶ 広域連合本部：職員数の最も多い高知市消防局をベースとして、広域連合本部の運営に必要な機能を踏まえた組織（総務課、警防課、救急課、予防課）の構成としてはどうか。（41名程度）
 - ▶ 方面消防本部：中央は現行の高知市消防局の組織構成、中央以外は現行の高幡消防組合消防本部の組織（総務課、消防課）の構成としてはどうか。（130名程度）
- ⇒詳細については、ワーキンググループ等で議論することとしてはどうか。

高知県消防広域連合(仮称)の組織構成及び事務分掌のイメージ(案)

一次統合時点(令和11年度)

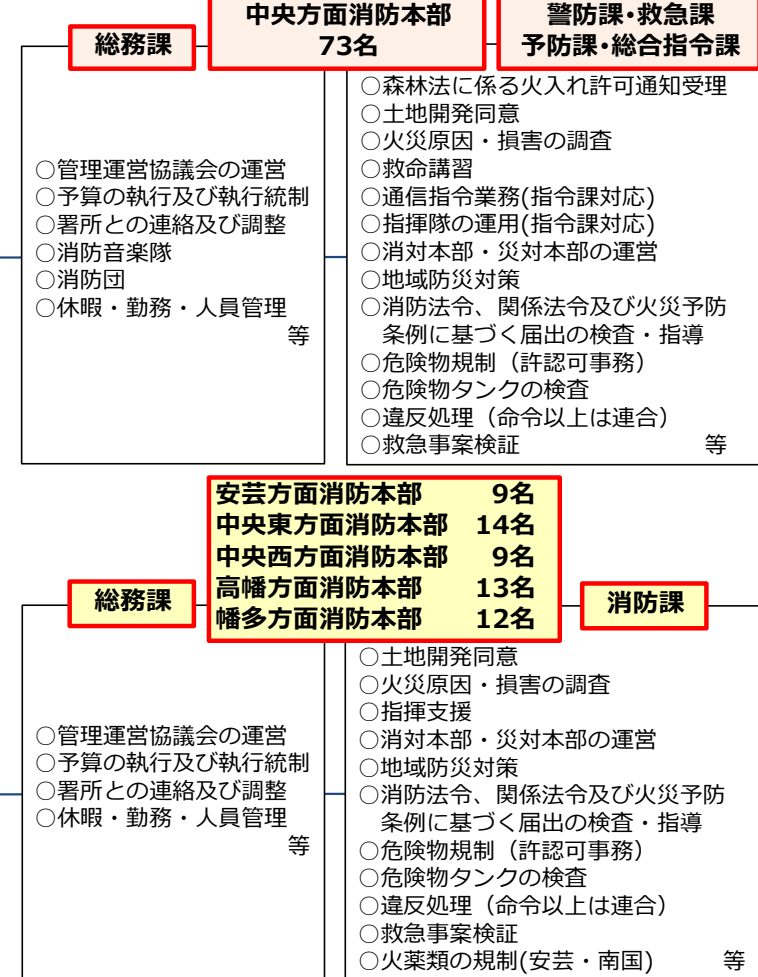
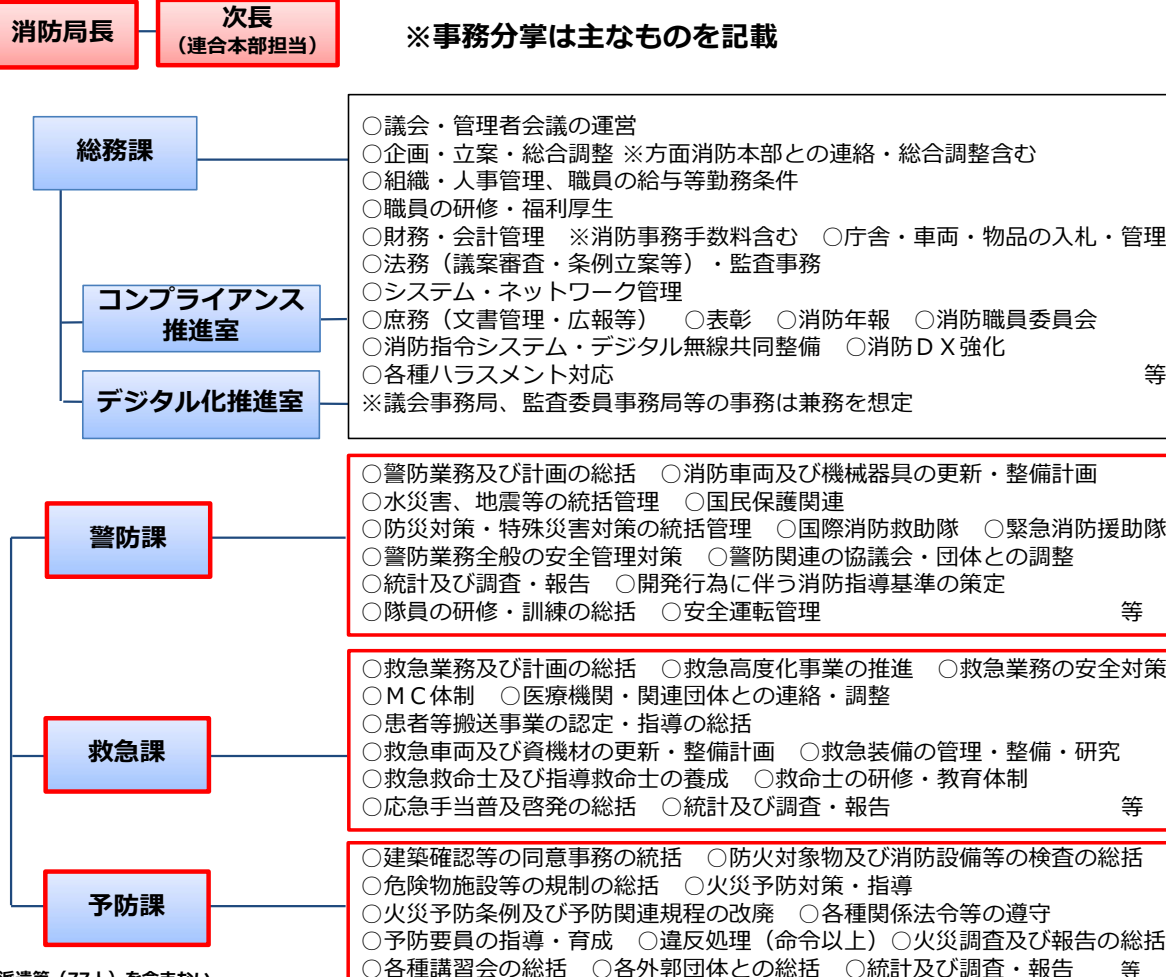
広域連合本部及び方面消防本部

広域連合本部(20名→41名)

※名称は全て仮称

方面消防本部(130名) ※通信指令36名を含む

消防署所(1,079名)



消防署:20
分署所:20
※次頁に記載

中央方面以外では通信指令業務を署所で実施



対応素案

- **消防署所**：現行の組織（40署所）を維持することとし、指令業務の共同化と併せて業務内容を検討することとしてはどうか。
- ※ 出動に関する規程等について、一次統合時は現行の規程等を継続（統一が可能な部分ではできるだけ統一）し、指令業務を共同化する二次統合時において規程を統合してはどうか。
- ⇒ 詳細については、ワーキンググループ等で議論することとしてはどうか。

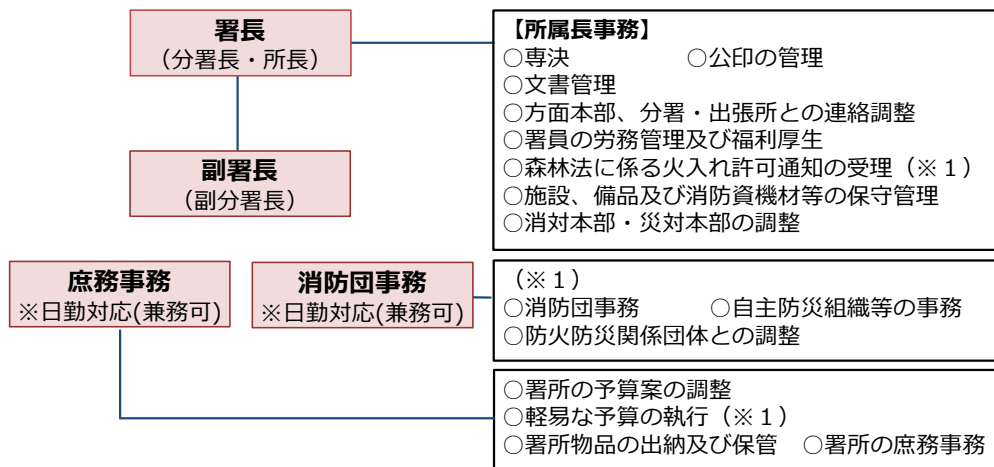
高知県消防広域連合（仮称）の組織構成及び事務分掌のイメージ（案）

一次統合時点（令和11年度）

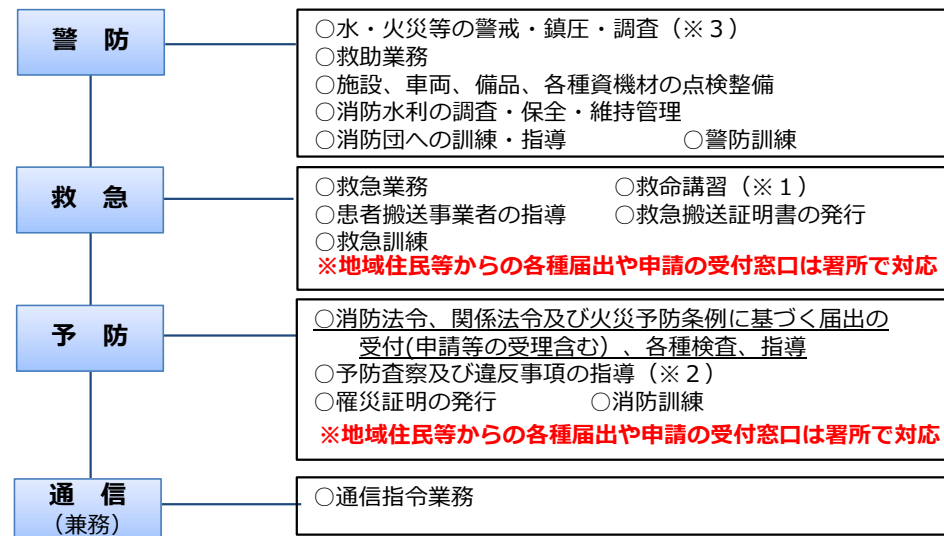
消防署所

20消防署・20分署所 (1,079名 ※派遣等含む)

日勤者（署所事務）



隔勤者（現場業務）



※1 中央方面本部に所属する署所では行わない事務。(中央方面本部で対応)
 ※2 違反事項の指導については、署所で実施。警告以上の違反処理は方面本部及び連合本部で対応。
 ※3 火災調査については、規模や特殊性によって方面消防本部または広域連合本部に調査の判断を求める。

対応素案

➤ 二次統合時(令和16年度～)は、一次統合時点(令和11年度～)の組織構成として、消防指令センターを広域連合本部に加えた体制とし、通信指令業務の共同化に伴い生じる余力を現場力の向上にあててはどうか。
⇒詳細については、ワーキンググループ等で議論することとしてはどうか。

高知県消防広域連合(仮称)の組織構成及び事務分掌のイメージ(案)

二次統合時点(令和16年度)

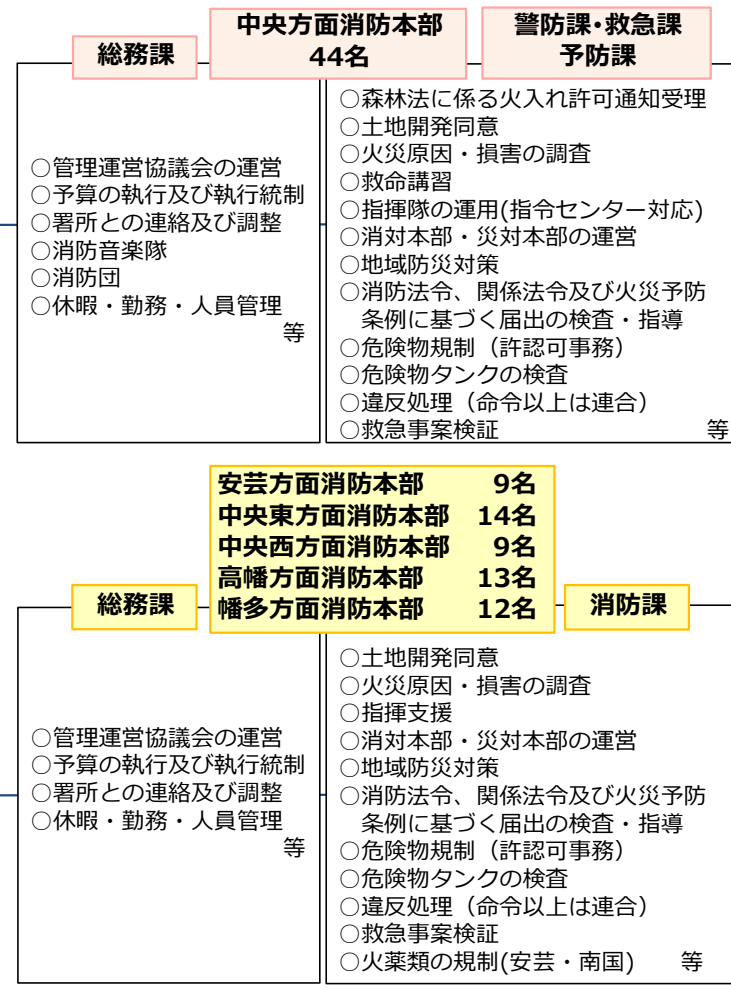
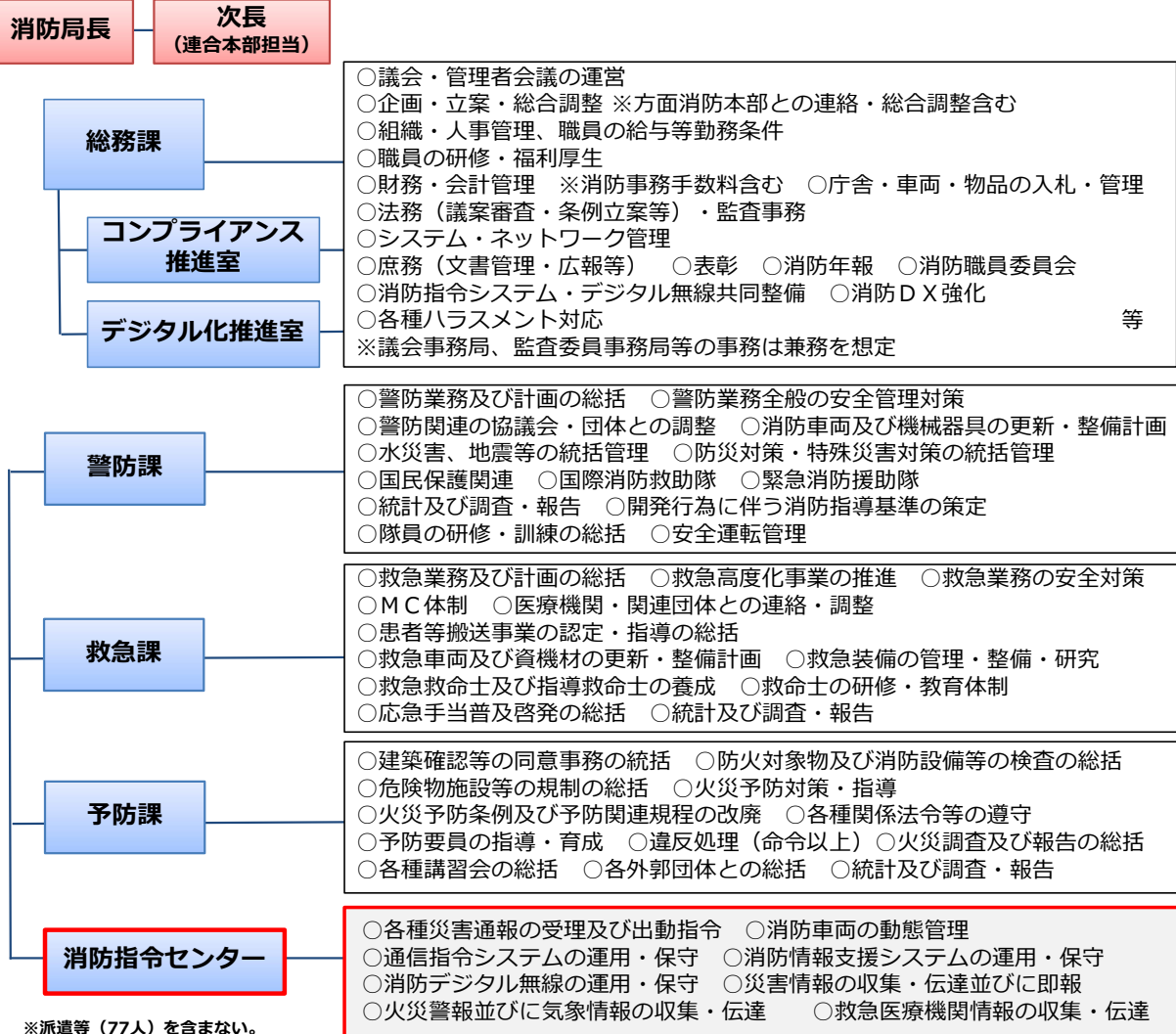
広域連合本部及び方面消防本部

広域連合本部(41名→88名)

※名称は全て仮称

方面消防本部(130名→101名)

消防署所(1,079→1,061名)



消防署:20
分署所:20
※次頁に記載



対応素案

➤ 消防署所：現行の組織（40署所）を維持することとし、指令業務の共同化と併せて業務内容を検討することとしてはどうか。

⇒詳細については、ワーキンググループ等で議論することとしてはどうか。

高知県消防広域連合（仮称）の組織構成及び事務分掌のイメージ（案）

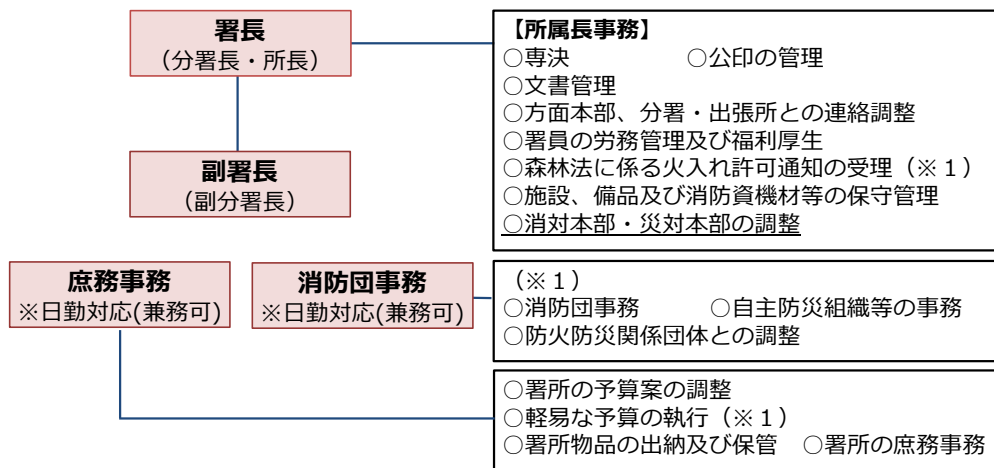
二次統合時点（令和16年度）

消防署所

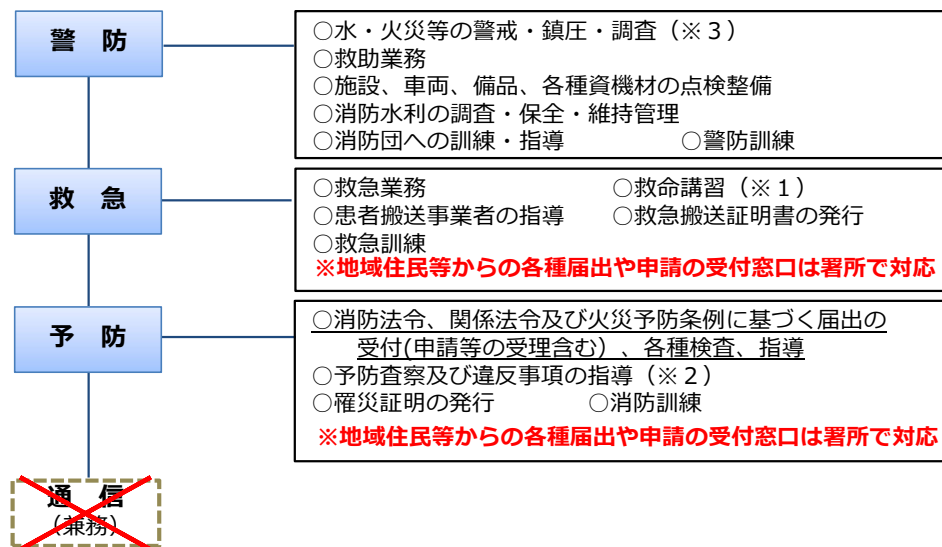
20消防署・20分署所 (1,079名→1,061名)

※二次統合時点（令和16年度）

日勤者（署所事務）



隔勤者（現場業務）



※ 1 中央方面本部に所属する署所では行わない事務。(中央方面本部で対応)

※ 2 違反事項の指導については、署所で実施。警告以上の違反処理は方面本部及び連合本部で対応。

※ 3 火災調査については、規模や特殊性によって方面消防本部または広域連合本部に調査の判断を求める。



対応素案

- 消防事務における権限の多くが市町村長（管理者）及び消防長にあるが、広域化に伴い、住民サービスの利便性等を考慮して、本部権限の一部を方面消防本部又は各消防署に移管し事務が専決できる体制を構築する。
 ※決裁権限は「2-1消防本部・方面消防本部・消防署の組織、事務分掌」と併せて、ワーキンググループ等で議論してはどうか。

予防事務関係の権限 ※調査時点R7.4.1

| 区分 | 事務事業 | 関係条文 (消防法) | 法令上の 権限者 | 消防広域化後の 決裁権者 | <参考> 現状 (R7.4.1時点) ★市町村長、○消防長、■署長 | | | | | | | | | | | | | | |
|--------------|---------------------|------------------|----------------|-----------------------------|-----------------------------------|-----|-----|-----|-----|-------|-----|-----|-----|----|----|------|------|----|----|
| | | | | | 高知市 | 室戸市 | 安芸市 | 南国市 | 土佐市 | 土佐清水市 | 香南市 | 香美市 | 高吾北 | 高幡 | 仁淀 | 幡多中央 | 幡多西部 | 嶺北 | 中芸 |
| 消防用設備等 | 建築申請の消防同意 | 法第7 | 消防長・署長 | 方面本部長 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○■ | ○ | ■ | ○ | ○ | ○ |
| | 消防用設備等の着工・設置届出 | 法第17の3の2 | 消防長・署長 | 方面本部長 | ○ | ○ | ○ | ○ | ■ | ○ | ○ | ○ | ■ | ○ | ○ | ■ | ■ | ○ | ○ |
| 危険物 | 危険物許認可事務・届出 | 法第10、11 | 市町村長 | 広域連合長 (方面本部長専決) | ★ | ★ | ○ | ○ | ○ | ○ | ★ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○■ | ○■ | ★ | ★ |
| | 危険物事故調査 | 法第16の3の2 | 市町村長 | 広域連合長 (方面本部長専決) | ★ | ★ | ○ | ○ | ○ | ○ | ★ | ○ | ○ | ○■ | ○ | ○ | ○ | ★ | ★ |
| 査察等 | 立入検査 (防火対象物・危険物) | 法第4 | 消防長・署長 | 署長 | ○■ | ○ | ○ | ○ | ■ | ○ | ○ | ○ | ○■ | ○■ | ○ | | ○ | ○ | ○ |
| | 違反処理 | 法第3、5 法第10～16 | 消防長・署長 市町村長 | 広域連合長 (命令以上) 消防局長 (警告まで) | ○■ | ○ | ○ | ○ | ■ | ○ | ○ | ○ | ■ | ○■ | ○ | ○ | ○ | ★○ | ○ |
| 防火管理 | 防火対象物定期点検特例 認定 | 法第8の2の2.3 | 消防長・署長 | 方面本部長 | ■ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○■ | ○ | ○■ | ○ | ○ | ○ |
| 予防広報・ 指導等 | 火災予防広報・指導等 | | | 署長 | ○■ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | ■ | ■ | ○ | | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | 避難訓練等 | | | 署長 | ■ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ■ | ○ | ■ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 火災関係 | 火災原因・損害調査 | 法第31 | 消防長・署長 | 署長 (大規模事案は消防局長) | ○■ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○■ | ○■ | ○■ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | 罹災証明発行 | | | 署長 | ○■ | ■ | ○ | ○ | ○ | ○ | ★ | ■ | ○ | ■ | ○ | ■ | ■ | ○ | ○ |
| 届出 | 法・条例等に基づく届出 | 法第9の3 | 消防長・署長 | 署長 | ■ | ○ | ○ | ○ | ■ | ○ | ○ | ○ | ○■ | ○ | ○■ | ■ | ○ | ○ | ○ |
| 統計 | 統計調査報告等 | | 消防長 | 消防局長 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○■ | ○ | | ○ | ○ |



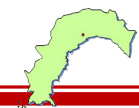
| | |
|-------------------------|---|
| 基本計画 (R8.2時点) | 広域化後はスケールメリットを反映して整備すべき装備・車両等の数量自体の減少が見込まれるものであり、全県での一次統合時には新たな消防本部体制の下に必要な装備水準及びこれに対応した人員配置数を再計算して提示します。 |
| 対応素案 | <p>➤ <u>一次統合時(R11)の条例定数は、一次統合前(R10)の各消防本部の条例定数の和としてはどうか。</u></p> <p>➤ 新たな定数の設定に当たっては、人員増に要する財源の確保が不可欠であることから、消防指令システム統合等による費用節減効果等の見通しも精査しつつ、<u>消防指令システムの設計時 (R12を想定) に車両整備の目標数と併せて検討することとしてはどうか。</u></p> |

消防職員数の状況

一次統合時(R11)の条例定数は、一次統合前(R10)の各消防本部の条例定数の和としてはどうか (参考:R7.4.1で1,224人)

| 消防本部 | 消防職員数 (R7) A | 条例定数 (R7) B | 整備指針による 算定数 (R7) C | 整備指針による 算定数に対する 充足率 A/C | 【参考】 整備指針による算定数 ※暫定的試算 | 基準財政需要額に 応じた標準的な職員数 (R7) |
|--------|-----------------|----------------|--------------------------|-------------------------------|------------------------------|--------------------------------|
| 高知市 | 392人 | 369人 | 529人 | 74.1% | / | 411人 |
| 室戸市 | 48人 | 55人 | 80人 | 60.0% | | 44人 |
| 安芸市 | 38人 | 40人 | 51人 | 74.5% | | 55人 |
| 南国市 | 66人 | 71人 | 103人 | 64.1% | | 74人 |
| 土佐市 | 49人 | 50人 | 71人 | 69.0% | | 48人 |
| 土佐清水市 | 37人 | 37人 | 76人 | 48.7% | | 36人 |
| 香南市 | 50人 | 52人 | 75人 | 68.0% | | 73人 |
| 香美市 | 58人 | 60人 | 90人 | 64.4% | | 63人 |
| 高吾北 | 48人 | 49人 | 88人 | 54.5% | | 76人 |
| 高幡 | 144人 | 155人 | 239人 | 60.3% | | 149人 |
| 仁淀 | 58人 | 57人 | 91人 | 63.7% | | 68人 |
| 幡多中央 | 80人 | 82人 | 175人 | 45.7% | | 102人 |
| 幡多西部 | 63人 | 65人 | 114人 | 55.3% | | 69人 |
| 嶺北 | 37人 | 42人 | 58人 | 63.8% | | 57人 |
| 中芸 | 37人 | 40人 | 45人 | 82.2% | | 46人 |
| 合計 | 1,205人 | 1,224人 | 1,885人 | 64.0% | | 1,822人 |
| 参考(前回) | R6 : 1,208人 | R6 : 1,211人 | R4 : 1,929人 | R4 : 63.0% | | R6 : 1,388人 |

※統合後の算定数の暫定的試算
・車両台数に対する人員及び
総務等の人員は据え置き
・通信員及び予防要員は広域化
を踏まえた試算



基本計画
(R8.2時点)

3 交替制勤務の導入に際しては、必要人員の増加や、それに伴う多額の財源確保が必要となります。このため、今次の消防広域化に際しては、当面、地域における行政サービスの水準の決定に関する各市町村の判断を尊重する「多様性尊重型」の対応に軸足を置き、各関係市町村が地域の実情に応じて検討を行うことを要請します。

勤務形態（3交替制勤務の導入）に関する主な論点（案）

（1）勤務形態の統一（3交替制勤務の導入）をどのように行うか

＜考え方＞市町村意向調査において、勤務条件等の格差解消について、「統一すべき」又は「どちらかといえば均一化する方向が望ましい」とする市町村が多数（24市町村）であったことから、3交替制の導入について検討が必要。

① 3 交替制勤務導入に必要な追加人員の試算（右表）

＜考え方＞現在の最低人員等を踏まえて、交替制の消防本部が三交替制を導入した場合の人員を試算 ※調査基準日:R8.4.1時点で更新

＜必要な増加人員＞ **全県83人**（10消防本部） ※参考:R7.4.1調査時点は104人

② 3 交替制勤務導入の所要額及び財源の分担についてどう考えるか

＜考え方＞原則どおり新たに3交替制に変更した消防本部の関係市町村で負担すべきか、組織統一の所要経費として、全市町村で分担すべきか。

＜財政負担＞ **所要（追加）+6.7億円程度／年**

※所要額は8,130千円(退手・共済含む)/人として試算（R6決算額調査から試算）

③ どの時点からの適用を想定するか

＜考え方＞消防指令システム等の入札により節減効果が概ね判明する **令和13年度以降に検討、実行することとしてはどうか。**

＜参考＞

- 2 交替制：職員が2部に分かれ、当番・非番の順序に隔日ごとに勤務し、一定期間で週休日を取る制度
- 3 交替制：職員が3部に分かれ、当番・非番・週休又は日勤を組み合わせて勤務

＜交替制の状況と必要な追加人員＞

| 消防本部 | 勤務体制 | 実員数(R8) | 増加人員 |
|--------------|-------|---------|------|
| 高知市 | 3 交替制 | 405 | / |
| 南国市 | | 68 | |
| 土佐清水市 | | 37 | |
| 香南市 | | 51 | |
| 香美市 | | 62 | |
| 室戸市 | 2 交替制 | 46 | 9 |
| 安芸市 | | 39 | 7 |
| 土佐市 | | 49 | 5 |
| 高吾北 | | 50 | 5 |
| 高幡 ※中土佐除く | | 151 | 14 |
| 仁淀 | | 61 | 10 |
| 幡多中央 | | 80 | 9 |
| 幡多西部 | | 67 | 13 |
| 嶺北 | | 38 | 6 |
| 中芸 | | 39 | 5 |
| 合計 | | 1,243 | 83 |



基本計画
(R8.2時点)

広域連合発足時 (令和10年度~) は、実施計画に定める消防指令システムの再整備事業や先行的共同事業等を開始するために必要な人員を広域連合本部に配置することとし、人員数等については、実施計画策定過程において検討します。
 全県での一次統合時は、現行15消防本部の本部機能 (通信指令業務を除く。) を広域連合本部に集約し、それに伴い人員の再配置を進めます。
 二次統合時 (令和16年度~) は、通信指令業務の集約化により、消防署で行っていた通信指令業務を県一消防指令センターで一括して行うことで余力を生み出し、それを現場へ再配置します。これにより、警防、救急、救助、予防の各部門における現場力強化を図ります。

職員配置に関する主な論点 (案)

(1) 職員配置については、基本計画時と同様に、以下の考え方に基づき決定してはどうか。 ※詳細な役割分担は部会等で議論

① 法定協議会設置時 (令和 9 年度)

- ・ 法定協議会を運営するための要員を配置
- ・ 広域連合の設置準備 (規約改正、行財政システム整備等) のための要員を配置

② 広域連合設置時 (令和10年度)

- ・ 消防指令システム・消防救急デジタル無線の整備事業及び先行的共同事業を実施するための要員を配置
- ・ 消防本部機能の統合に向けた準備のための要員を配置

③ 全県での一次統合時 (令和11年度~)

- ・ 現行の消防本部 (146人) の管理要員、総務部門等の要員数の減少と警防・救急・予防要員の再配置等を見込む
- ・ 広域連合本部 (34人) と新設する方面消防本部 (94人) に要員を再配置し、消防署所の現場力強化にも充てる (18人)

④ 二次統合時 (令和16年度~)

- ・ 指令業務の統合により、旧消防本部の指令要員数の減少と、新たに設置する指令センターの要員数の増加を見込む
- ・ 署所で生じると見込まれる余力 (53人役程度) については、現場力の向上に充てると想定

職員配置 <基本計画時からの主な変更点>

(単位:人)

| | | 基本計画 (R7) | 実施計画案 (R8) | 変更点 |
|-------------|----|-----------|------------|---|
| ①R9 ②R10 | | - | 20 | R9:法定協事務局 R10:広域連合事務局 |
| ③ R11 | 本部 | 41 | 41 | ・ 基本計画時と同様の考え方で配置 ・ R7⇒R8増分 38人のうち、管理・総務部門等の増員 9名分は、方面消防本部に配置 残り29名は署所に配置 <P> |
| | 方面 | 85 | 94 | |
| | 署所 | 1,086 | 1,115 | |
| | 合計 | 1,212 | 1,250 | |
| ④ R16 | 本部 | 88 | 88 | |
| | 方面 | 92 | 101 | |
| | 署所 | 1,032 | 1,061 | |
| | 合計 | 1,212 | 1,250 | |

※県職員 5 名 (R9~)、市町村職員 2 名 (R11~) 含む

(2) 上記の考え方に基づく職員配置に関するシミュレーション

別紙 4



**職員配置シミュレーション
現行15消防本部別内訳**

- ・基本計画時 (R7) から、38人増
- ・38人のうち、管理・総務部門等の増9名分は方面消防本部に配置、29名は署所に配置

単位：人

| 消防本部 | 現行 | | 全県での一次統合時 | | | | 二次統合時 | | | | 【参考】 指令統合 で生まれ る人役 | |
|--------|---------|---------|-----------|---------|------------------------|--------------|--------|---------|------------------------|--------------|-----------------------------|-----|
| | 実員 (A) | | 実員 (B) | | 増減 (旧本部単位) (B-A) | 増減 (方面単位) | 実員 (C) | | 増減 (旧本部単位) (C-B) | 増減 (方面単位) | | |
| | R7 | R8 | R7 | R8 | R8 | R8 | R7 | R8 | R8 | R8 | | |
| 広域連合本部 | | | 41 | → 41 | 41 | 41 | 88 | → 88 | 47 | 47 | | |
| 中央 | 中央方面本部 | | 37 | → 37 | 37 | | 44 | → 44 | 7 | | 7.0 | |
| | 高知市消防局 | 392 | → 405 | 336 | → 349 | ▲ 56 | ▲ 19 | 300 | → 313 | ▲ 36 | ▲ 29 | |
| 安芸 | 安芸方面本部 | | 9 | → 9 | 9 | | 9 | → 9 | 0 | | | |
| | 安芸市 | 38 | → 39 | 35 | → 36 | ▲ 3 | 0 | 34 | → 35 | ▲ 1 | ▲ 3 | 1.5 |
| | 室戸市 | 48 | → 46 | 46 | → 43 | ▲ 3 | | 45 | → 42 | ▲ 1 | | 3.0 |
| | 中芸 | 37 | → 39 | 33 | → 36 | ▲ 3 | | 32 | → 35 | ▲ 1 | | 1.4 |
| 中央東 | 中央東方面本部 | | 11 | → 14 | 14 | | 11 | → 14 | 0 | | | |
| | 南国市 | 66 | → 68 | 61 | → 61 | ▲ 7 | ▲ 6 | 59 | → 59 | ▲ 2 | ▲ 5 | 5.4 |
| | 香南市 | 50 | → 51 | 44 | → 46 | ▲ 5 | | 43 | → 45 | ▲ 1 | | 2.6 |
| | 香美市 | 58 | → 62 | 51 | → 56 | ▲ 6 | | 50 | → 55 | ▲ 1 | | 4.6 |
| | 嶺北 | 37 | → 38 | 36 | → 36 | ▲ 2 | | 35 | → 35 | ▲ 1 | | 1.6 |
| 中央西 | 中央西方面本部 | | 9 | → 9 | 9 | | 9 | → 9 | 0 | | | |
| | 土佐市 | 49 | → 49 | 46 | → 47 | ▲ 2 | 0 | 45 | → 46 | ▲ 1 | ▲ 3 | 1.6 |
| | 高吾北 | 48 | → 50 | 46 | → 48 | ▲ 2 | | 45 | → 47 | ▲ 1 | | 1.9 |
| | 仁淀 | 58 | → 61 | 54 | → 56 | ▲ 5 | | 53 | → 55 | ▲ 1 | | 5.1 |
| 高幡 | 高幡方面本部 | | 9 | → 13 | 13 | | 9 | → 13 | 0 | | | |
| | 高幡 | 144 | → 151 | 132 | → 135 | ▲ 16 | ▲ 3 | 129 | → 132 | ▲ 3 | ▲ 3 | 6.3 |
| 幡多 | 幡多方面本部 | | 10 | → 12 | 12 | | 10 | → 12 | 0 | | | |
| | 幡多中央 | 80 | → 80 | 73 | → 72 | ▲ 8 | ▲ 6 | 71 | → 70 | ▲ 2 | ▲ 4 | 5.2 |
| | 幡多西部 | 63 | → 67 | 59 | → 59 | ▲ 8 | | 58 | → 58 | ▲ 1 | | 4.2 |
| | 土佐清水市 | 37 | → 37 | 34 | → 35 | ▲ 2 | | 33 | → 34 | ▲ 1 | | 1.1 |
| 総計 | 1,205 | → 1,243 | 1,212 | → 1,250 | ※ 7 | ※ 7 | 1,212 | → 1,250 | 0 | 0 | 52.5 | |

※県職員5名 (R9～)、市町村職員2名 (R11～) 含む





基本計画
(R8.2時点)

職員の処遇等については、当面は「(A) 多様性尊重」に軸足を置き、一次統合時点では必要最小限の均一化を図った後、消防指令システムの共同化等により処遇均一化のための所要財源確保の目処を立てることと併行して、残る均一化の課題解決を検討します。

職員の処遇の均一化に関する主な論点 (案)

(1) 均一化の調整をどのように行うか

<考え方> ①多様性尊重として、市町村消防の原則に鑑み、処遇均一化は必要最小限にとどめ、各市町村の判断を尊重。
②その後、さらなる均一化を検討する。

<市町村の意向> 意向調査において、職員の処遇について、「統一すべき」又は「どちらかといえば均一化する方向が望ましい」とする市町村が多数 (24市町村) であった。

<必要最小限の均一化の方法> ①広域連合の給料表等は、高知市消防職に準拠
②既存職員は移行前の給料月額を下回らない号給 (同額又は直近上位) に格付け
③新規採用職員の初任給引き上げに伴い若年職員との間で逆転が生じないように給料月額を調整
④その他、昇給日の統一による給料月額の調整等 を実施

<財政負担> **+0.8億円程度/年** ※うち0.1億円程度(新規採用職員の初任給の統一)は累増
※給料に連動しない手当除く (期末勤勉手当、時間外手当、退職手当を試算に含む)

(2) 処遇の均一化の所要額及び財源の分担についてどう考えるか

<考え方> 原則どおり勤務する署所の関係市町村で負担すべきか。組織統一の所要経費として、全市町村で分担すべきか。

(3) どの時点からの適用を想定するか

<考え方> 「必要最小限」を超える均一化については、消防指令システム等の入札により節減効果が概ね判明する令和13年度を目処に検討、実行することとしてはどうか。 (具体的な手法のあり方については、消防本部統合の先行例や、各消防本部における中途採用者の給料格付け基準等を参考に、当面、専門部会で検討してはどうか。)



必要最小限の処遇の均一化の具体的な方法

<検討の必要性>

- 必要最小限の均一化を図る際、移行前の給料月額を下回らない号給（同額又は直近上位）に格付けることを基本として、**具体的な格付け基準を検討する必要がある。**
 - ・若年職員（1～3級、10～30代半ば程度）：新規採用職員の初任給引き上げに伴う逆転調整により、多くの職員は現行の給料を上回ると想定される。この際、**中途採用職員の初任給決定ルールの検討が必要。**
 - ・4級以上（係長級程度以上）：高知市消防職給料表と他市町村の行政職給料表は、3級19号給（295,700円）以上は同一であることから、基本的には現行と同額に格付けすることとなる。一方で、**各消防本部によって、昇任・昇格の基準等が異なることから、新給料表の級に対する職務の統一の検討が必要。**

今後の進め方（案）

- **今後、ワーキンググループ等において以下の点を議論することとしてはどうか。**
 - ・各消防本部の昇給・昇格のモデルケースや中途採用職員の初任給決定ルールから、**広域化後の標準的なモデルケースを検討。**
 - ・広域化直前に支給されている各職員の級号給及び給料月額をベースとして、**新給料表の級に対する職務の統一等について検討。**

<留意点>

財政負担については、基本的には「同額又は直近上位」とするため、大きな増減は想定されないが、3級以下の若年職員の逆転調整等については、現行0.8億円/年の増額と試算している。格付け基準を今後見直す場合は、協議会等において協議を行うこととする。

<参考> 他の事例

※消防広域化に伴う給与調整について、直近10年（H27～R7）の全国事例を調査

（県外について10年間で組合方式で広域化した消防本部に聞き取り）

| 市町村数 | | 広域化時に適用した給料表（※1） | | | | | 合計 |
|------|----------|------------------|----|----|----|----|----|
| | | 高い | 中間 | 低い | 新規 | 同一 | |
| 計算方法 | 同額又は直近上位 | 1 | 2 | 0 | 1 | 2 | 6 |
| | 再計算 | 3 | 0 | 3 | 0 | 1 | 7 |
| | 合計 | 4 | 2 | 3 | 1 | 3 | 13 |

（※1）

「高い」：広域化対象市町村のうち、最も高い給料表を適用した場合

「新規」：新たに給料表を定めた場合

「同一」：対象市町村の給料表が全て同一のため変更しなかった場合。



| | |
|-------------------------|--|
| 基本計画 (R8.2時点) | 諸手当及び福利厚生の取扱いについては、広域化前の実態を踏まえ、現状の職員数が最も多い高知市をベースとして統一する方向で実施計画において定めるよう検討します。 |
| 対応素案 | ➤ 諸手当及び福利厚生の取扱いについては、広域化前の実態を踏まえ、現状の職員数が最も多い高知市をベースとして統一を図るよう、ワーキンググループ等において議論することとしてはどうか。 |

個別に検討が必要な職員手当の均一化の具体的な方法

<検討の必要性>

- 職員手当は、「職務の内容及び勤務の状況に応じて支給する」ものであり、現行の各消防本部の制度を踏まえつつ、一定の統一を図る必要がある。
- 特に、現在の消防本部で、金額等が異なる「通勤手当」、「特殊勤務手当」、「管理職手当」は、個別に検討が必要。

今後の進め方 (案)

<今後の進め方>

今後、ワーキンググループ等において以下の点を議論することとしてはどうか。

- ・ 基本的には、現在の高知市をベースとして検討。
- ・ 管理職手当については、「4-2 給料等」の項目における新給料表の級に対する職務の統一等の検討と併せて検討。

<留意点>

財政負担については、高知市をベースとして+0.3億円/年と試算しているが、検討過程で大きく増減することがあれば、協議会等において協議を行うこととする。



**基本計画
の記載**

退職手当については、職員の在職期間を広域化前後で通算し、退職手当の不利益が生じないよう取り扱います。
なお、退職手当の支給事務の取扱いについては、現行15消防本部で方式が異なるため、今後、対応を検討し、実施計画において方向性を定めます。

現状

- **退職手当に関する事務について、高知縣市町村総合事務組合による一部事務組合方式で実施している市町村がある。**
→広域化後の事務の取扱いの検討が必要。

| 消防本部 | 退職手当に関する事務の状況 | | 消防職員数(R7) | 備考(支給率・調整額など) |
|-------------|---------------|--------------|-----------|--|
| | 市 | 高知縣市町村総合事務組合 | | |
| 高知市 | ○ | | 392 | ○退職手当額は、支給率や調整額で決定されるが、現状、左記団体は国の示す条例案と同様としており、支給率や調整額に差は生じていない ・地方公務員の退職手当は、地方自治法により条例で定める(組合加入市町村分は組合で、未加入の市はそれぞれで条例を制定) ・地方公務員法により、国家公務員の制度等に準じることとされており、国が示す「条例案」を参考に、県内各団体は条例を制定 ○組合に加入している市町村や消防組合は、組合への負担金が累積している状況。 |
| 室戸市 | ○ | | 48 | |
| 安芸市 | ○ | | 38 | |
| 南国市 | ○ | | 66 | |
| 土佐市 | ○ | | 49 | |
| 土佐清水市 | ○ | | 37 | |
| 香南市 | | ○ | 50 | |
| 香美市 | | ○ | 58 | |
| 高吾北広域町村事務組合 | | ○ | 48 | |
| 高幡消防組合 | | ○ | 144 | |
| 仁淀消防組合 | | ○ | 58 | |
| 幡多中央消防組合 | | ○ | 80 | |
| 幡多西部消防組合 | ○(宿毛市) | ○(大月町、三原村) | 63 | |
| 嶺北広域行政事務組合 | | ○ | 37 | |
| 中芸広域連合 | | ○ | 37 | |
| 合計(本部数) | 6(+1市) | 8(+2町村) | 1,205 | |

退職手当の支給に関する事務の取扱い

対応素案

- 退職手当の支給に関する事務の実施主体については、以下の **3 パターンをベースに検討** することとしてはどうか。
- 退職手当に要する費用の分賦金については、現状の分賦金ルールと同様に、その時点の職員配置に基づき、関係市町村において負担することとしてはどうか。

| 案 | 事務の取扱 (実施主体等) | 主なメリット・デメリット | 広域化後の取扱い | |
|---|--|--|---|---|
| | | | 連合本部における事務 | 財産の取扱い・財政負担 |
| ① | 広域連合において事務を実施 (全職員が高知縣市町村総合事務組合(※1)に非加入) (※1) 以下、この資料で「組合」 | ○分賦金の負担が明確 ○組合への加入負担金なし ▲連合本部の事務負担が多い | ・退職手当支給事務 退職手当の分賦金を働いている場所で負担可能なため、負担者が明確で公平。 (他パターンでは、旧所属で負担する必要があり、異動がある中では不公平が生じる) | ・解散する消防組合の累積収支額は、 組合で承継 広域連合(もしくは構成市町村)へ譲渡 |
| ② | 組合において事務を実施 (全職員が組合に加入) | ○連合本部の事務負担が少ない ▲未加入団体に加入負担金が発生 (退職手当に充てる一定の積立金) | ・組合への負担金支出事務 | ・解散する消防組合の累積収支額は、 組合で承継 ・加入時に新規加入職員分の 加入負担金が必要 |
| ③ | 現行の加入状況を承継して、広域連合及び組合のそれぞれにおいて事務を実施 (既加入職員分は引き続き加入、未加入職員は引き続き非加入) ※奈良県広域が導入 | ○加入負担金や退手組合への影響を考慮する必要がない ▲分賦金の計算が複雑になる ▲連合本部における事務が煩雑 人事異動がある中、勤務場所に関わらず、職員の旧所属市町村で負担することから、負担に不公平が生じるのではないかと。 | ・退職手当支給事務 ・組合への負担金支出事務 ※合わせて 1 人役で対応(奈良県広域の例) | ・解散する消防組合の累積収支額は、 組合で承継 承継しない場合は、 広域連合(もしくは構成市町村)へ譲渡 |



- 財務部会においては、以下の項目を優先的に議論。
- その他の項目は意見照会を行い、必要に応じてワーキンググループ等において議論することとしてはどうか。

優先的に議論する項目

- **財産の取扱い**
⇒財産（不動産及び償却資産）の取得等の手法
 - **消防力整備計画**
⇒広域化後の車両等の整備に関する計画
(消防業務部会で議論)
 - **分賦金算定**
⇒**分賦金の具体的な負担ルール**
併せて、市町村ごとの分賦金シミュレーション
- ※「広域化後に必要となる追加・臨時的経費等の整理」については、各項目で議論

(再掲) 財務部会での協議・意見交換事項

| 部会 | 主たる任務 | 協議・意見交換事項 |
|--------------------------|----------------------------------|--------------------|
| 財務 | 5 新組織の歳入・歳出に関する基本的事項 | 5-1 予算・契約等 |
| | 6 既存財産・債務の新組織への承継に関する基本的事項 | 6-1 財産の取扱い |
| | | 6-2 債務の取扱い |
| | 7 新規施設整備等に係る費用の分担及び資金調達に関する基本的事項 | 7-1 消防力整備計画 |
| 7-2 貸与物品等 | | |
| 7-3 補助金・交付金等 | | |
| 8 新法人運営に係る分賦金算定に関する基本的事項 | 8-1 分賦金算定 | |

第 2 回専門部会・実務協議会に向けた進め方

- 5月下旬～6月中旬**
 - ・意向調査
- 6月中旬～7月初旬**
 - ・対応素案の意見照会
 - ・意向調査及び意見照会の内容を踏まえて対応素案を修正
- 7月中旬～8月下旬**
 - 第 2 回財務部会**
 - ・**実務協議会**において実施計画素案の提示

太字・・・特に優先的に議論するもの (財政負担に関わるものは赤字)



試算の基本的な考え方

- 広域連合を設置する場合に、**現状と比較して、追加・臨時的に必要なと想定される主な経費について、現時点の金額を試算。**(※1)
なお、臨時的な経費については、広域化による国の有利な財政措置を活用するとともに、更新水準の平準化を図るなど、可能な限り抑制する方針で試算。
- **発足 (R9・R10) の臨時的に必要なとなる経費 (イニシャルコスト) の実質的な負担額は、+ 5.8億円程度。**(下表の赤下線の金額の合計)
- 消防指令システムなどの節減効果額を踏まえた、**単年度当たりの実質的な負担額(※2)は ▲ 1.7億円程度。**

<追加・臨時的に必要なとなる経費の内訳>

(単位：百万円)

| 区分 | 事項 | 説明 (試算の考え方) | 基本計画時(R7)から業者見積を反映するなど負担額を精査 (内容は変更なし) | 追加・臨時的経費の実質的な負担額 (※1) | 【参考】単年度当たりの実質的な負担額 (※2) | 財政措置 | |
|------------------|-------------------------------|--|--|--------------------------------------|-------------------------|------|-----|
| | | | | | | 特交 | 緊防債 |
| 経常 | 処遇の均一化 (給与等) | 必要最小限の処遇の均一化として優先的に検討すべきもの (①新規採用職員の増、②若年職員の逆転調整：+76 ③職員手当の増：+27 (今後検討)) | | R11～：+103/年 ※R12以降毎年+10 | +133/年 | - | - |
| | 施設管理や各種システムの運用保守等経費 | 施設管理、業務システムやネットワーク等の運用保守に要する経費 | | R10～：+87/年 | +126/年 | - | - |
| | 広域連合事務局経費 | 議会、監査等の執行に要する経費 | | R10～：+2/年 | +2/年 | - | - |
| 臨時 (イニシャルコスト) | ネットワークや業務システム等の整備 | ネットワークの構築、給与や財務関係事務に係る行財政システムや消防関係システムの導入、パソコンの更新・導入などに要する費用 | | 発足時：+487 | +35/年 | ○ | |
| | 本部執務室の改修 | 広域連合本部の執務室の改修経費 | | 発足時：+88 指令システム共同化時： +37 | +9/年 | ○ | |
| | 被服(活動服、救助服、防火服等) ・車両表示等の変更 | ・被服等の変更に要する経費 (R14まで平準化することで財政負担を軽減) ・車両表示等の変更に要する経費 | | 発足時：+3 | +1/年 | ○ | |
| | 消防指令システムの整備 | R15に共同整備した場合の節減効果額 ※設計費用含む | | (節減効果) ▲3,064 | ▲219/年 | | ○ |
| | 消防デジタル無線の整備 | R15に共同整備した場合の節減効果額 ※設計費用含む | | (節減効果) ▲3,553 | ▲254/年 | | ○ |

(※1) 経費を算出した上で、国の財政措置を反映させた現時点の試算金額を記載

(※2) R9～R22の14年間の実質的な負担額の単年度当たり平均。

※R9：広域連合発足の準備 R22：消防指令システム等の更新整備の開始 (R23) の前年度

R9～R22平均
▲ 167/年



追加・臨時費用の実質的な負担額 ※一部節減効果

(単位：百万円)

| 区分 | 事項 | R9 | R10 | R11 | R12 | R13 | R14 | R15 | R16 | R17 | R18 | R19 | R20 | R21 | R22 | 合計 R9~22 | 平均 R9~22 | |
|-------------------|---------------------------|-----|-----|------|-------|-------|-------|-------|-------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|-------------|---------------------------|-------|
| 経常 | 処遇の均一化 (給与等) | - | - | 103 | 113 | 122 | 132 | 141 | 151 | 160 | 170 | 179 | 189 | 198 | 208 | 1,868 | 133 | |
| | 施設管理や各種システムの運用保守等経費 | - | 87 | 140 | 140 | 140 | 140 | 140 | 140 | 140 | 140 | 140 | 140 | 140 | 140 | 1,767 | 126 | |
| | 広域連合事務局経費 | - | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 26 | 2 | |
| 臨時 (イニシャルコスト) | ネットワークや業務システム等の整備 | 185 | 302 | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | 487 | 35 | |
| | 本部執務室の改修 | 88 | - | - | - | - | 37 | - | - | - | - | - | - | - | - | 125 | 9 | |
| | 被服(活動服、救助服、防火服等)・車両表示等の変更 | - | 3 | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | 3 | 1 | |
| | 消防指令システムの整備※ | - | - | ▲ 28 | ▲ 40 | ▲ 300 | ▲ 300 | ▲ 300 | ▲ 300 | ▲ 300 | ▲ 300 | ▲ 300 | ▲ 300 | ▲ 300 | ▲ 300 | ▲ 300 | ▲ 3,064 設計除き ▲2,866 | ▲ 219 |
| | 消防デジタル無線の整備※ | - | - | ▲ 59 | ▲ 66 | ▲ 343 | ▲ 343 | ▲ 343 | ▲ 343 | ▲ 343 | ▲ 343 | ▲ 343 | ▲ 343 | ▲ 343 | ▲ 343 | ▲ 343 | ▲ 3,553 設計除き ▲3,428 | ▲ 254 |
| 合計 | 273 | 394 | 158 | 149 | ▲ 378 | ▲ 331 | ▲ 359 | ▲ 349 | ▲ 340 | ▲ 330 | ▲ 321 | ▲ 312 | ▲ 302 | ▲ 293 | ▲ 2,342 | ▲ 167 | | |
| 累計 (R9~22) | 273 | 667 | 825 | 974 | 596 | 264 | ▲ 95 | ▲ 444 | ▲ 784 | ▲ 1,115 | ▲ 1,436 | ▲ 1,747 | ▲ 2,049 | ▲ 2,342 | | | | |

二次統合時において、消防指令システム等の節減効果額と併せて、その他の処遇均一化を検討

一次統合時から必要

業者見積金額を反映して精査

R11,12 設計

R13~R15 整備

R22までの費用を試算 (R23に更新整備の開始を想定)

※四捨五入の関係で係数が一致していない場合がある



財産等の取扱い

基本計画 (R8.2時点)

<新規施設整備等に係る費用の分担>

➤ 新規施設整備等により取得又は改修する財産が、消防署所の土地、建物、車両等、専ら特定の市町村が受益するものである場合は、当該市町村が所有し、その取得又は改修に要する費用を負担することとします。

➤ 新規施設整備等により取得又は改修する財産が、複数の市町村が受益するものである場合、広域連合が所有し、その取得又は改修に要する費用は、受益市町村が分賦金として負担することとします。

<新規施設整備等に係る資金調達>

➤ 新規施設整備等に要する費用については、各市町村において起債等により資金を調達することとします（新規施設整備等により取得又は改修する財産が、複数の市町村が受益するものである場合は、分賦金のうち当該新規施設整備等に相当する部分に対して起債等により資金を調達することとします）

財産の取扱いに関する主な論点（案）

○上記下線部の取扱いについて、市町村・消防本部から意見があったことから、以下の案により、議論してはどうか。

<参考：市町村・消防本部からの意見抜粋（R7）>

- ・実際の整備事務等についても市町村が所掌することとなると、消防本部における業務との連続性に支障が出る懸念がある。
- ・消防署所の施設整備や、車両の購入(購入計画も含む)などに関し、消防業務の実態に即して円滑に事務が進められるよう、広域連合(消防本部)と市町村との間で実務的な調整が図られるような運営体制を今後検討していただきたい。

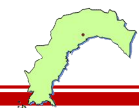
<原案の取扱いの前提>

本取扱いは、「高知県消防広域化基本構想」の策定時（R7.3.26）の市町村からのご意見を踏まえて、基本構想における既存財産の取扱いを見直し、不動産及び償却資産については、現市町村等に所有権を残し、広域連合への無償貸与を行うこととしました。

この結果、市町村等には、負債見合いの資産が残ることとなり、貸借対照表のバランスが大幅に悪化することは避けられるものと考えます。

<検討案> 新規施設整備等に係る費用の分担について、別案も検討してはどうか。

| 案の概要 | 主なメリット | 主なデメリット |
|-----------------|--|---------------------------|
| ①市町村で所有・取得等（原案） | ・構成市町村の貸借対照表のバランスが取れる | ・一括購入による財政・事務負担の軽減が期待できない |
| ②広域連合で所有・取得等 | ・広域連合における車両等の一括購入による財政・事務負担の軽減 ※市町村における予算や入札等の事務を省力化できる | ・貸借対照表のバランスが崩れる懸念 |



基本計画
(R8.2時点)

広域化後はスケールメリットを反映して整備すべき装備・車両等の数量自体の減少が見込まれるものであり、全県での一次統合時には新たな消防本部体制の下で必要な整備水準及びこれに対応した人員配置数を再計算して提示します。

車両装備等の整備水準の統一に関する主な論点 (案)

(1) 車両装備等の整備水準を以下の方針で統一した上で、中長期(統合後10年間)の整備計画を策定してはどうか。

- ①一次統合時(R11)において、庁舎の整備については、現行の計画(整備予定等)を引き継ぐ。
 - ②一次統合時(R11)において、車両の整備については、出動件数の多い高知市と高知市以外で基準を分けることとし、高知市以外の基準を検討してはどうか。 別紙 6
- ※車両整備の状況、更新基準の状況

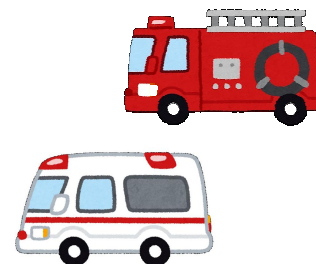
(2) 消防指令システムの共同化と併行して、消防力の整備指針に基づく消防力の目標値を設定してはどうか。

<考え方> 一次統合時 (R11) の車両装備等の整備水準の目標値については現状維持とし、部隊運用の検討が本格化する消防指令システムの設計時 (R12を想定) から新たな目標値を検討することとしてはどうか。

(3) 車両装備に関する暫定的シミュレーションの実施

<考え方> 広域化による効果を検討するため、上記 (1)、(2) を踏まえて以下のパターンで試算。

- ①現状の更新計画を継続
※現状の各消防本部の更新計画等の合計
- ②広域化後の更新計画の暫定的シミュレーション案
※更新計画を一定程度統一するなど広域化の効果を反映



<試算結果> 節減効果額 (②-①) 実質負担ベースで▲2.9億円 別紙 7



車両整備の状況 ※R8.2.1時点

- ▶ 各消防本部所有の車両(常備)のうち、整備指針上の車両は、189台、購入費は約64.0億円、維持費約0.5億円/年
※車両によっては、購入費を同車種の金額から推計しているものがある。また、寄贈等によるものも含んでいる。維持費は、R5,6の平均額。
- ▶ 上記以外で、各署所の実情に応じて整備している車両は、159台、購入費9.3億円、維持費0.4億円/年
- ▶ 車両の購入費は、装備により差がある。また、車両の更新基準は各消防本部で異なる。



| 消防本部 | 署所※1 (馬路分所を除く) | | | 消防ポンプ自動車 | | | はしご自動車 | | | 化学消防車 | | | 救急自動車 | | | 救助工作車 | | | 指揮車 | | | 非常用消防ポンプ自動車 | | | 非常用救急自動車 | | |
|---------------------|-------------------|-----------|------------|-----------|-----------|------------|-----------|----------|-----------|----------|------------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|------------|-------------|-----------|------------|-----------|-----------|------------|
| | 算定数 | 整備数 | 充足率 | 算定数 | 整備数 | 充足率 | 算定数 | 整備数 | 充足率 | 算定数 | 整備数 | 充足率 | 算定数 | 整備数 | 充足率 | 算定数 | 整備数 | 充足率 | 算定数 | 整備数 | 充足率 | 算定数 | 整備数 | 充足率 | 算定数 | 整備数 | 充足率 |
| 高知市 | 8 | 8 | 100 | 16 | 16 | 100 | 3 | 2 | 67 | 2 | 1 | 50 | 11 | 11 | 100 | 4 | 4 | 100 | 1 | 1 | 100 | 10 | 10 | 100 | 5 | 5 | 100 |
| 室戸市 | 2 | 2 | 100 | 2 | 2 | 100 | 0 | 0 | - | 0 | 0 | - | 3 | 3 | 100 | 0 | 0 | - | 1 | 2 | 200 | 1 | 1 | 100 | 1 | 1 | 100 |
| 安芸市 | 1 | 1 | 100 | 2 | 2 | 100 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | - | 2 | 2 | 100 | 1 | 0 | 0 | 1 | 1 | 100 | 1 | 1 | 100 | 1 | 1 | 100 |
| 南国市 | 2 | 2 | 100 | 3 | 3 | 100 | 1 | 0 | 0 | 1 | 1 | 100 | 4 | 3 | 75 | 1 | 1 | 100 | 1 | 1 | 100 | 2 | 2 | 100 | 1 | 1 | 100 |
| 土佐市 | 2 | 2 | 100 | 2 | 2 | 100 | 0 | 0 | - | 1 | 0 | 0 | 3 | 3 | 100 | 1 | 1 | 100 | 1 | 1 | 100 | 0 | 0 | - | 1 | 1 | 100 |
| 土佐清水市 | 1 | 1 | 100 | 3 | 3 | 100 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | - | 2 | 2 | 100 | 1 | 1 | 100 | 1 | 1 | 100 | 0 | 0 | - | 1 | 1 | 100 |
| 香南市 | 1 | 1 | 100 | 2 | 2 | 100 | 1 | 0 | 0 | 0 | 1※2 | - | 2 | 2 | 100 | 1 | 1 | 100 | 1 | 1 | 100 | 1 | 1 | 100 | 1 | 1 | 100 |
| 香美市 | 2 | 2 | 100 | 3 | 3 | 100 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | - | 2 | 2 | 100 | 1 | 1 | 100 | 1 | 1 | 100 | 0 | 0 | - | 1 | 1 | 100 |
| 高吾北 | 2 | 2 | 100 | 4 | 4 | 100 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | - | 2 | 2 | 100 | 0 | 0 | - | 1 | 1 | 100 | 0 | 0 | - | 1 | 1 | 100 |
| 高幡 | 6 | 6 | 100 | 4 | 4 | 100 | 1 | 0 | 0 | 2 | 0 | 0 | 7 | 7 | 100 | 2 | 2 | 100 | 5 | 5 | 100 | 0 | 0 | - | 1 | 1 | 100 |
| 仁淀 | 3 | 3 | 100 | 4 | 4 | 100 | 1 | 0 | 0 | 1 | 1※2 | 100 | 3 | 3 | 100 | 1 | 1 | 100 | 1 | 1 | 100 | 0 | 0 | - | 1 | 1 | 100 |
| 幡多中央 | 3 | 3 | 100 | 4 | 4 | 100 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | - | 3 | 3 | 100 | 1 | 1 | 100 | 2 | 3 | 150 | 1 | 1 | 100 | 3 | 3 | 100 |
| 幡多西部 | 3 | 3 | 100 | 3 | 3 | 100 | 1 | 0 | 0 | 2 | 1※2 | 50 | 3 | 3 | 100 | 1 | 1 | 100 | 3 | 3 | 100 | 0 | 0 | - | 3 | 3 | 100 |
| 嶺北 | 2 | 2 | 100 | 3 | 3 | 100 | 0 | 0 | - | 0 | 0 | - | 2 | 2 | 100 | 1 | 0 | 0 | 1 | 1 | 100 | 0 | 0 | - | 1 | 1 | 100 |
| 中芸 | 1 | 1 | 100 | 1 | 1 | 100 | 0 | 0 | - | 0 | 0 | - | 2 | 2 | 100 | 0 | 0 | - | 2 | 2 | 100 | 1 | 1 | 100 | 1 | 1 | 100 |
| 合計・充足率 | 39 | 39 | 100 | 56 | 56 | 100 | 13 | 2 | 15 | 9 | 5※2 | 56 | 51 | 50 | 98 | 16 | 14 | 88 | 23 | 25 | 109 | 17 | 17 | 100 | 23 | 23 | 100 |
| 購入費(総額) | | | | 21.1億円 | | | 3.9億円 | | | 1.1億円 | | | 12.9億円 | | | 14.7億円 | | | 1.0億円 | | | 3.5億円 | | | 5.7億円 | | |
| 購入価格帯(R3~R7) | | | | 0.3~1.0億円 | | | 2億円 | | | 0.5億円※3 | | | 0.2~0.4億円 | | | 0.7~1.6億円 | | | 0.1~0.2億円 | | | 0.3億円※3 | | | 0.2億円※3 | | |
| 更新基準(高知市) | | | | 16年 | | | 18年 | | | 20年 | | | 10年 | | | 18年 | | | 18年 | | | - | | | - | | |
| 更新基準(高知市以外) | | | | 10~25年 | | | - | | | 20年 | | | 5~13年 | | | 18~25年 | | | 18~25年 | | | - | | | - | | |

※1:消防力の整備指針上、消防用自動車等を配置し、これを常時運用するための消防職員を配置している施設が対象であり、中芸広域連合消防本部馬路分所を除く。

※2:化学消防車に代えて配置する泡放出装置を備えた消防ポンプ自動車の台数=3台

※3:5年以内の購入がないため直近の例

一定程度、更新基準を統一してはどうか



車両整備に関する更新費用の暫定的試算

➤ 車両の整備に必要な経費について、以下の前提条件で暫定的で試算を実施

※一定の前提により試算を行うものであって、実際の車両等の整備に関しては、各消防本部や市町村と協議を行い、検討する必要がある。

＜主な前提条件＞

- 各消防本部等の所有する車両について調査を実施。(調査基準:R8.2.1)
- 試算は、消防力の整備指針に基づく車両のみ(消防ポンプ自動車、救急自動車等)を対象とし、広域化後10年間(R11~20)の整備費を算出

暫定的試算の概要

| 時点 | 広域化の効果 | 暫定的試算の考え方 | 広域化後10年間(R11~20)の整備 | | 節減効果額 (①との比較) |
|-------------------------|--------|---|----------------------------|---|---|
| | | | 更新等台数 | 費用 | |
| ①現状の更新計画を継続 | - | <ul style="list-style-type: none"> ➤ 現行15消防本部それぞれの更新基準を継続 ⇒広域化後10年間で101台を更新(全189台中) | 101台 | <p>46.4億円 実質負担17.5億円</p> <p><small>〔特定財源(交付税算入含む)を考慮した実質的な負担〕</small></p> | - |
| ②広域化後の更新計画の暫定的シミュレーション案 | 広域化を加味 | <ul style="list-style-type: none"> ➤ 車両の更新基準の見直し、整備計画を策定 <ul style="list-style-type: none"> 〔高知市(出勤多): 現行の更新基準を維持 高知市以外: 平均的な更新基準に統一〕 ※更新基準の短縮により、更新対象が3台増 (救急車: 3台、ポンプ自動車: 1台、指揮車: ▲1台) ※財政負担: +1.4億円(実質負担+0.4億円) ➤ 管轄の広域化に伴う車両数の調整 <ul style="list-style-type: none"> ※消防防災科学センターの試算: ▲6台 ※財政負担: ▲2.5億円(実質負担+▲0.8億円) ➤ 広域化後の財政メリットを適用 <ul style="list-style-type: none"> ※緊急防災・減災事業債を活用(5年間) ※財政負担: ±0(実質負担▲2.5億円) ⇒広域化後10年間で98台を更新(全183台中) | <p>98台</p> <p>※①比: ▲3台</p> | <p>45.3億円 実質負担14.6億円</p> | <p>②-① = ▲1.1億円 実質負担▲2.9億円 (▲0.3億円/年)</p> |

消防力の整備指針を基に、広域化後の車両数を試算

- ・ポンプ自動車: ▲4台
4市町(高知市・南国市・土佐市・いの町)の市街地を、1つの大きな市街地と仮定
- ・指揮車: ▲2台

1つの市街地と仮定
※旧市町村境を表示



基本計画
(R8.2時点)

【分賦金算定の方向性】

広域連合本部の経費は全市町村で、各方面消防本部の経費は構成市町村で、各消防署所の経費は所在市町村でそれぞれ案分することを基本とし、その案分に用いる指標及び割合については、今後検討することとします。

分賦金算定に関する主な論点 (案)

(1) 分賦金算定について、どのような基準で行うのか。

- ①基本計画時のとおり、受益者負担や投資的経費の自賄いを基本として、市町村の財政負担の変動を可能な限り小さくする方向性でよいか。

別紙 8 - 1
別紙 8 - 2

- ②共通経費部分の案分に用いる指標及び割合については、基準財政需要額 : 50%、救急出動件数 : 50%でどうか。

(2) 上記を踏まえた分賦金シミュレーションの更新

- ・基本ケース (県推奨案) **別紙 9 - 1**
- ・必要最小限を超える均一化の場合 **別紙 9 - 2**



分賦金の算定に関する基本的な考え方

➤ 各市町村が、その負担能力や受益の程度に応じて費用を負担する形になるよう、分賦金を算定

※基本計画時(R7)と同様

経費の種類ごとの分賦金の算定方法

| | 経費の種類 | 分賦金の算定方法 | 算定方法を具体的に整理 | |
|--------|--|---|--|--|
| | | | 対象市町村 | 考え方 |
| 市町村負担分 | 【全市町村が受益】 ① 連合本部の運営 に要する経費 3.0億円程度 (①～③の2.8%程度) | ✓ 全市町村で案分 (・基準財政需要額 : 50% ・救急出動件数 : 50%) | ・組織全体の統括業務を行うため | ・応能の観点から、常備消防費の基準財政需要額割 (基準財政需要額は、各地方団体ごとの標準的な水準における行政を行うために必要となる一般財源を算定。地方交付税制度を通じて各市町村に保障された財源の規模(負担能力)を表す。 |
| | 【方面本部の構成市町村が受益】 ② 方面本部の運営 に要する経費 8.0億円程度 (①～③の7.6%程度) | ✓ 方面本部の構成市町村で案分 (・基準財政需要額 : 50% ・救急出動件数 : 50%) | ・方面内の統括業務を行うため | ・応益の観点から、救急出動件数割 (上記のとおり基準財政需要額は、地域の実情が必ずしも反映されないことから、実績・実態等を一定反映する必要があるのではないかと。各市町村住民の消防サービスに係る受益の度合いを表す。 |
| | 【署所の関係市町村が受益】 ③ 署所の運営 に要する経費 94.4億円程度 (①～③の89.6%程度) | ✓ 署所の関係市町村で案分 (・自賄い・実績割 : 100%) | ・できるだけ現状からの変動を小さくするため (40署所を維持し、職員配置をできるだけ変更しないことが前提) | ・経費の大部分を占める人件費は署所ごとの職員配置や年齢構成等によって異なる。この傾向(地域性)の実態を財政負担に反映するという観点から、署所の関係市町村で負担 |
| | 【専ら特定市町村に便益をもたらす経費】 (非常備消防の経常的経費(委託した場合)等) | ✓ 受益する市町村の分賦金として算定 | ・特定可能 | <ポイント> ・人件費が消防費総額の8～9割程度であることを踏まえると、 職員配置と財政負担は相関 = 広域連合本部に派遣する職員が多いと市町村の財政負担は減少する |
| | ・ 投資的経費、公債費 (専ら特定の市町村が受益する財産に係るもの) | ✓ 受益する市町村が負担 | ・特定可能 | |
| 県負担分 | ・ 消防学校に要する経費 ・ 航空センターに要する経費 ・ 県の用務遂行のため広域連合に派遣する県職員の人件費 | ✓ 県が負担 | ・特定可能 | |

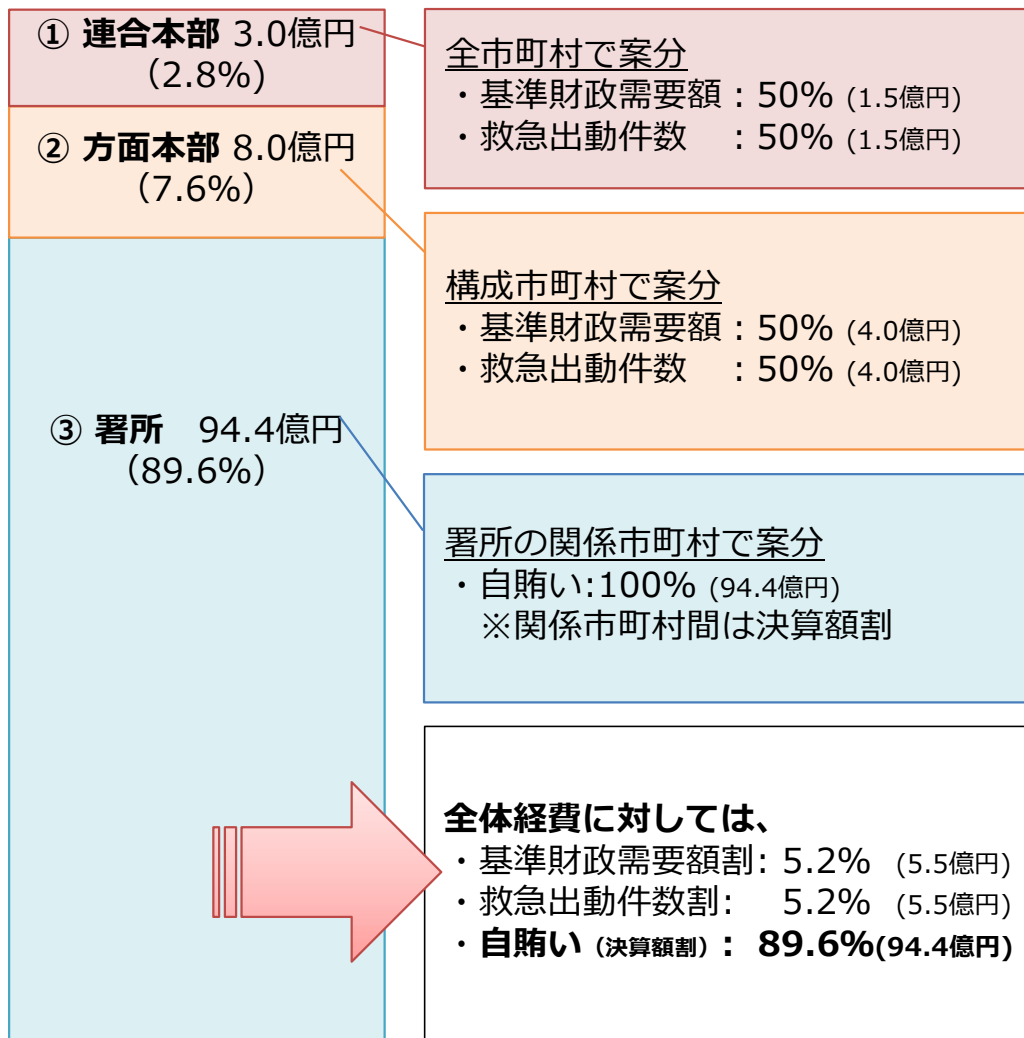
※上記によりがたい経費については、別途協議して定める経費とする。



現行の負担ルールの考え方・分析

- 現行の負担ルールにおける経費区分は以下のとおり。
- **全体の経費に対する負担ルールとしては、署所の関係市町村による負担(自賄い)が大部分(89.6%)を占めることとなる。**

常備消防費の総額105.4億円の分析



財政負担の変動の極小化について

- ・ 連合本部・方面本部・署所の職員数が市町村の財政負担に大きく影響。
(消防費の8～9割が人件費)
- ・ 連合本部へ派遣する職員数が多いほど、市町村の財政負担は減少する。
(方面本部や署所の職員数は減少)
- ・ 現在の職員配置案は、署所の職員数をできる限り減少させないように配慮。
(署所の現場力を確保するため)
- ・ 「需要額割 + 出動割」が適用されるのは、経費の約10.4%。
(連合本部と方面本部の経費)

論点

- ・ 約90%を占める「署所の経費」について、基本計画どおり「自賄い」とすることでよいか。
→ 「全市町村で案分」する場合、他市町村に所在する署所の経費を負担する市町村が発生。

分賦金の算定(シミュレーション) ※基本ケース(県推奨案)

(単位:千円)

○基本ケースは、職員の処遇等について、必要最小限の均一化を図る場合

※必要最小限の均一化:「新規採用職員を高知市の給与水準並みへ引上げ」「若年職員の逆転調整」「職員手当の統一」等

基本ケース
(県推奨案)

| 市町村 | 現在の消防本部 | ア 【現行】 消防費負担額 (経常経費) (R9、10) 【補足】 現行の歳出額 (R6決算額に以下の要素を反映) ※投資的経費除く ※退職手当除く ※R8職員数ベースで算出 | イ 【広域化を加味】 消防費負担額 (経常経費) R9~22の 14年間の消防費 (経常経費)を 平均した単年度 歳出額 | ((ア×2年+イ×5年+ロ×7年)/14年) | | ウ (イ-ア) 広域化による 負担額の変化 (経常経費) ＜ポイント＞ 人件費が 8~9割 ⇒本部に 派遣する 職員が 多いと 財政負担 は減少 | エ 追加・臨時的 経費 (節減効果額を 含む) 広域化による 追加・臨時的 経費(※1)、及び 消防指令システム 等共同化節減効 果額(※2)を案分 した金額 | オ (ウ+エ) 広域化による 実質的な財政 負担の変化額 (R9~22の 単年度当たり) |
|-------|---------|---|--|---|---|---|--|--|
| | | | | ① | ② | | | |
| | | | | 【一次統合後】 消防費負担額 (経常経費) (R11~15) | 【二次統合後】 消防費負担額 (経常経費) (R16~22) | | | |
| 高知市 | 高知市 | 3,478,375 | 3,382,596 | 3,424,680 | 3,325,170 | ▲ 95,779 | ▲ 75,765 | ▲ 171,544 |
| 室戸市 | 室戸市 | 274,489 | 282,331 | 281,863 | 284,906 | 7,842 | 1,288 | 9,130 |
| 東洋町 | | 115,669 | 117,561 | 117,439 | 118,189 | 1,892 | ▲ 152 | 1,740 |
| 安芸市 | 安芸市 | 259,164 | 271,046 | 270,462 | 274,859 | 11,882 | ▲ 9,632 | 2,250 |
| 芸西村 | | 55,148 | 60,631 | 60,348 | 62,400 | 5,483 | ▲ 593 | 4,890 |
| 奈半利町 | 中芸 | 104,703 | 104,902 | 104,776 | 105,049 | 199 | ▲ 1,787 | ▲ 1,588 |
| 田野町 | | 85,153 | 85,148 | 85,054 | 85,214 | ▲ 5 | ▲ 1,535 | ▲ 1,540 |
| 安田町 | | 83,649 | 84,118 | 84,000 | 84,337 | 469 | ▲ 1,274 | ▲ 805 |
| 北川村 | | 47,713 | 48,511 | 48,416 | 48,807 | 798 | ▲ 466 | 332 |
| 馬路村 | 30,269 | 30,959 | 30,888 | 31,207 | 690 | ▲ 205 | 485 | |
| 南国市 | 南国市 | 561,432 | 562,971 | 558,768 | 566,412 | 1,539 | ▲ 57,750 | ▲ 56,211 |
| 香南市 | 香南市 | 402,356 | 411,971 | 406,834 | 418,387 | 9,615 | 15,727 | 25,342 |
| 香美市 | 香美市 | 502,800 | 500,068 | 494,061 | 503,579 | ▲ 2,732 | 6,226 | 3,494 |
| 本山町 | 嶺北 | 83,906 | 87,449 | 87,289 | 88,575 | 3,543 | 4,119 | 7,662 |
| 大豊町 | | 97,250 | 101,372 | 101,186 | 102,682 | 4,122 | 4,784 | 8,906 |
| 土佐町 | | 99,713 | 103,962 | 103,770 | 105,314 | 4,249 | 4,918 | 9,167 |
| 大川村 | | 15,902 | 16,512 | 16,486 | 16,704 | 610 | 747 | 1,357 |
| 土佐市 | 土佐市 | 388,934 | 405,720 | 404,890 | 411,108 | 16,786 | ▲ 21,839 | ▲ 5,053 |
| いの町 | 仁淀 | 381,672 | 382,134 | 378,460 | 384,890 | 462 | 6,041 | 6,503 |
| 日高村 | | 137,662 | 137,901 | 136,569 | 138,921 | 239 | 2,221 | 2,460 |
| 仁淀川町 | 高吾北 | 122,251 | 129,921 | 129,420 | 132,471 | 7,670 | ▲ 6,527 | 1,143 |
| 佐川町 | | 163,685 | 174,113 | 173,428 | 177,582 | 10,428 | ▲ 8,647 | 1,781 |
| 越知町 | | 110,194 | 117,066 | 116,618 | 119,349 | 6,872 | ▲ 5,907 | 965 |
| 須崎市 | 高幡 | 423,715 | 422,290 | 420,707 | 423,013 | ▲ 1,425 | ▲ 1,029 | ▲ 2,454 |
| 中土佐町 | | 226,759 | 226,807 | 225,956 | 227,428 | 48 | ▲ 242 | ▲ 194 |
| 梶原町 | | 111,965 | 115,223 | 114,791 | 116,463 | 3,258 | 1,111 | 4,369 |
| 津野町 | | 161,180 | 164,045 | 163,430 | 165,303 | 2,865 | 905 | 3,770 |
| 四万十町 | | 437,109 | 437,898 | 436,257 | 439,296 | 789 | ▲ 202 | 587 |
| 宿毛市 | 幡多西部 | 348,755 | 339,714 | 335,103 | 340,424 | ▲ 9,041 | ▲ 3,192 | ▲ 12,233 |
| 大月町 | | 144,489 | 141,765 | 139,795 | 142,393 | ▲ 2,724 | ▲ 811 | ▲ 3,535 |
| 三原村 | | 76,925 | 74,355 | 73,371 | 74,323 | ▲ 2,570 | ▲ 992 | ▲ 3,562 |
| 土佐清水市 | 土佐清水市 | 269,689 | 279,734 | 280,176 | 282,289 | 10,045 | ▲ 4,248 | 5,797 |
| 四万十市 | 幡多中央 | 514,535 | 515,186 | 512,074 | 517,595 | 651 | ▲ 16,378 | ▲ 15,727 |
| 黒潮町 | | 219,932 | 221,162 | 219,777 | 222,503 | 1,230 | 3,809 | 5,039 |
| 合計 | | 10,537,142 | 10,537,142 | 10,537,142 | 10,537,142 | 0 | ▲ 167,277 | ▲ 167,277 |

※1…必要最小限の処遇の均一化、施設管理費や各種システムの運用保守等経費等、ネットワークや業務システム等の整備等の合計額を14年間(消防指令システム等の節減効果の試算期間)で平均した額

※2…広域化せずに個別に現行システムを再整備した場合との比較した金額を、14年間で平均して算出した単年度当たりの金額(広域連合設置の準備開始(R9)から、消防指令システムの共同整備後にシステム更新整備を開始する前(R22)までの期間を14年間として試算)

分賦金の算定 (シミュレーション) ※必要最小限を超える均一化の場合

○職員の処遇等について、必要最小限を超える均一化を図る場合

※必要最小限を超える均一化：必要最小限の均一化に加え、「高知市の給与水準への再計算」「3交替制への統一」を実施

(単位：千円)

| 市町村 | 現在の消防本部 | 基本ケース (県推奨案) | 必要最小限を超える均一化の追加経費 | | 合計 |
|-------|---------|--|--|---|--|
| | | オ | カ | キ | ク (オ+カ+キ) |
| | | 広域化後の 実質的な財政負担 の変化額 【補足】 広域化後の 財政負担の変化額 (R9～22の単年度当たり) | 高知市の給与水準に 再計算 ※勤務する署所の関係市 町村で負担するよう案分 | 3交替制の導入 ※全県83人分を関係市町 村(10消防本部)で負担 するよう案分 | 広域化後の 実質的な財政負担 の変化額 広域化後の 財政負担の変化額 (R9～22の単年度当たり) |
| 高知市 | 高知市 | ▲ 171,544 | 0 | 0 | ▲ 171,544 |
| 室戸市 | 室戸市 | 9,130 | 11,686 | 48,780 | 69,596 |
| 東洋町 | | 1,740 | 4,925 | 24,390 | 31,055 |
| 安芸市 | 安芸市 | 2,250 | 11,612 | 46,925 | 60,787 |
| 芸西村 | | 4,890 | 2,471 | 9,985 | 17,346 |
| 奈半利町 | 中芸 | ▲ 1,588 | 4,195 | 12,109 | 14,716 |
| 田野町 | | ▲ 1,540 | 3,412 | 9,848 | 11,720 |
| 安田町 | | ▲ 805 | 3,351 | 9,674 | 12,220 |
| 北川村 | | 332 | 1,912 | 5,518 | 7,762 |
| 馬路村 | | 485 | 1,213 | 3,501 | 5,199 |
| 南国市 | 南国市 | ▲ 56,211 | 24,555 | 0 | ▲ 31,656 |
| 香南市 | 香南市 | 25,342 | 18,416 | 0 | 43,758 |
| 香美市 | 香美市 | 3,494 | 22,388 | 0 | 25,882 |
| 本山町 | 嶺北 | 7,662 | 3,880 | 13,791 | 25,333 |
| 大豊町 | | 8,906 | 4,497 | 15,985 | 29,388 |
| 土佐町 | | 9,167 | 4,610 | 16,390 | 30,167 |
| 大川村 | | 1,357 | 735 | 2,614 | 4,706 |
| 土佐市 | 土佐市 | ▲ 5,053 | 17,694 | 40,650 | 53,291 |
| いの町 | 仁淀 | 6,503 | 16,188 | 59,749 | 82,440 |
| 日高村 | | 2,460 | 5,839 | 21,551 | 29,850 |
| 仁淀川町 | 高吾北 | 1,143 | 5,572 | 12,545 | 19,260 |
| 佐川町 | | 1,781 | 7,461 | 16,797 | 26,039 |
| 越知町 | | 965 | 5,022 | 11,308 | 17,295 |
| 須崎市 | 高幡 | ▲ 2,454 | 16,979 | 16,260 | 30,785 |
| 中土佐町 | | ▲ 194 | 9,087 | 0 | 8,893 |
| 梶原町 | | 4,369 | 4,486 | 26,661 | 35,516 |
| 津野町 | | 3,770 | 6,459 | 38,379 | 48,608 |
| 四万十町 | | 587 | 17,516 | 32,520 | 50,623 |
| 宿毛市 | 幡多西部 | ▲ 12,233 | 14,799 | 16,260 | 18,826 |
| 大月町 | | ▲ 3,535 | 6,131 | 24,390 | 26,986 |
| 三原村 | | ▲ 3,562 | 3,264 | 65,040 | 64,742 |
| 土佐清水市 | 土佐清水市 | 5,797 | 13,361 | 0 | 19,158 |
| 四万十市 | 幡多中央 | ▲ 15,727 | 20,238 | 51,260 | 55,771 |
| 黒潮町 | | 5,039 | 8,650 | 21,910 | 35,599 |
| 合計 | | ▲ 167,277 | 302,604 | 674,790 | 810,117 |

【一次統合】 財政負担の変動に関する要因分析 ※すべて単年度ベースの金額でR6決算との比較（影響額）

資料1 令和8年5月26日
高知県消防広域化に関する実務協議会 専門部会（第1回）
（単位：人・千円）

| 市町村 | 消防本部 | 現行 消防費 ※現行の歳出額 (※1) ア | 経常経費（人件費等） 一次統合後の職員配置を適用 | | | | | | | 広域化後 消防費 (R11~15) ① (ア+①) | 追加・臨時的 経費合計 (R9~22) 工 (②~⑥合計) | 内訳 | | | | | 単年度 平均 ①+工 (①~⑥合計) | 【参考】 基本計画時 (R7)の金額 | |
|-------|------|--|-------------------------------|------------------------|-------------------------------------|--------------------------|---|-------------------------------------|---------------------------------|--|--|--------------|---|---|------------------------------------|---|------------------------------------|--------------------------|--|
| | | | 現行 職員数 (R8) A | 一次統合後 | | | | 影響 人数 目安 E (D-C) | 影響額 (本部) (※3) ① | | | 影響額 (市町村) | 消防指令 システム 削減効果額 (※4) ② | 救急デジタル 無線 削減効果額 (※4) ③ | 必要最小限 処遇均一化 (※5) ④ | 追加 経常経費 (施設管理等) (※6) ⑤ | | | 臨時的経費 (システム構築等) (※7) ⑥ |
| | | | | 署所の 職員数 B | 本部 配置 人数 C (A-B) | 職員数 変動率 C/A | 本部の費用を 案分した 場合の 人数 (※2) D | | | | | | | | | | | | |
| 高知市 | 高知 | 3,478,375 | 405 | 349 | 56 | 13.8% | 50.7 | ▲ 5.3 | ▲ 53,695 | ▲ 53,695 | 3,424,680 | ▲ 75,765 | ▲ 126,127 | ▲ 13,786 | 0 | 47,765 | 16,383 | ▲ 129,460 | ▲ 96,465 |
| 室戸市 | 室戸 | 274,489 | 46 | 43 | 3 | 6.5% | 4.1 | 1.1 | 9,144 | 7,374 | 281,863 | 1,288 | ▲ 3,684 | ▲ 4,020 | 5,121 | 2,882 | 989 | 8,662 | ▲ 323 |
| 東洋町 | 東洋 | 115,669 | 46 | 43 | 3 | 6.5% | 4.1 | 1.1 | 9,144 | 1,770 | 117,439 | ▲ 152 | ▲ 1,849 | ▲ 1,863 | 2,158 | 1,044 | 358 | 1,618 | ▲ 2,542 |
| 安芸市 | 安芸 | 259,164 | 39 | 36 | 3 | 7.7% | 4.8 | 1.8 | 16,498 | 11,298 | 270,462 | ▲ 9,632 | ▲ 11,110 | ▲ 8,357 | 5,089 | 3,534 | 1,212 | 1,666 | 1,431 |
| 芸西村 | 芸西 | 55,148 | 39 | 36 | 3 | 7.7% | 4.8 | 1.8 | 16,498 | 5,200 | 60,348 | ▲ 593 | ▲ 1,742 | ▲ 1,423 | 1,082 | 1,110 | 380 | 4,607 | 5,795 |
| 奈半利町 | 奈半利 | 104,703 | | | | | | | | 73 | 104,776 | ▲ 1,787 | ▲ 3,197 | ▲ 1,748 | 1,886 | 947 | 325 | ▲ 1,714 | ▲ 7,631 |
| 田野町 | 田野 | 85,153 | | | | | | | | ▲ 99 | 85,054 | ▲ 1,535 | ▲ 2,634 | ▲ 1,442 | 1,534 | 750 | 257 | ▲ 1,634 | ▲ 6,420 |
| 安田町 | 中芸 | 83,649 | 39 | 36 | 3 | 7.7% | 3.4 | 0.4 | 1,647 | 351 | 84,000 | ▲ 1,274 | ▲ 2,488 | ▲ 1,359 | 1,506 | 795 | 272 | ▲ 923 | ▲ 5,495 |
| 北川村 | 北川 | 47,713 | | | | | | | | 703 | 48,416 | ▲ 466 | ▲ 1,308 | ▲ 712 | 859 | 517 | 178 | 237 | ▲ 2,269 |
| 馬路村 | 馬路 | 30,269 | | | | | | | | 619 | 30,888 | ▲ 205 | ▲ 791 | ▲ 430 | 545 | 351 | 120 | 414 | ▲ 1,148 |
| 南国市 | 南国 | 561,432 | 68 | 61 | 7 | 10.3% | 6.6 | ▲ 0.4 | ▲ 2,664 | ▲ 2,664 | 558,768 | ▲ 57,750 | ▲ 55,616 | ▲ 23,273 | 10,761 | 7,728 | 2,650 | ▲ 60,414 | ▲ 20,650 |
| 香南市 | 香南 | 402,356 | 51 | 46 | 5 | 9.8% | 5.2 | 0.2 | 4,478 | 4,478 | 406,834 | 15,727 | ▲ 733 | ▲ 124 | 8,229 | 6,221 | 2,134 | 20,205 | 19,824 |
| 香美市 | 香美 | 502,800 | 62 | 56 | 6 | 9.7% | 4.8 | ▲ 1.2 | ▲ 8,739 | ▲ 8,739 | 494,061 | 6,226 | ▲ 5,103 | ▲ 6,058 | 9,811 | 5,641 | 1,935 | ▲ 2,513 | ▲ 21,387 |
| 本山町 | 本山 | 83,906 | | | | | | | | 3,383 | 87,289 | 4,119 | 2,571 | ▲ 1,653 | 1,700 | 1,118 | 383 | 7,502 | 6,626 |
| 大豊町 | 大豊 | 97,250 | | | | | | | | 3,936 | 101,186 | 4,784 | 2,984 | ▲ 1,914 | 1,971 | 1,298 | 445 | 8,720 | 7,704 |
| 土佐町 | 土佐 | 99,713 | | | | | | | | 4,057 | 103,770 | 4,918 | 3,065 | ▲ 1,959 | 2,020 | 1,334 | 458 | 8,975 | 8,034 |
| 大川村 | 大川 | 15,902 | | | | | | | | 584 | 16,486 | 747 | 473 | ▲ 322 | 322 | 204 | 70 | 1,331 | 1,169 |
| 土佐市 | 土佐 | 388,934 | 49 | 47 | 2 | 4.1% | 3.8 | 1.8 | 15,956 | 15,956 | 404,890 | ▲ 21,839 | ▲ 16,433 | ▲ 19,401 | 7,912 | 4,529 | 1,554 | ▲ 5,883 | ▲ 4,983 |
| いの町 | いの | 381,672 | | | | | | | | ▲ 3,212 | 378,460 | 6,041 | 2,684 | ▲ 9,190 | 7,094 | 4,060 | 1,393 | 2,829 | 18,874 |
| 日高村 | 日高 | 137,662 | 61 | 56 | 5 | 8.2% | 4.6 | ▲ 0.4 | ▲ 4,305 | ▲ 1,093 | 136,569 | 2,221 | 986 | ▲ 3,304 | 2,559 | 1,474 | 506 | 1,128 | 6,729 |
| 仁淀川町 | 仁淀 | 122,251 | | | | | | | | 7,169 | 129,420 | ▲ 6,527 | ▲ 1,688 | ▲ 9,692 | 2,491 | 1,759 | 603 | 642 | ▲ 892 |
| 佐川町 | 高吾 | 163,685 | 50 | 48 | 2 | 4.0% | 4.7 | 2.7 | 23,336 | 9,743 | 173,428 | ▲ 8,647 | ▲ 2,220 | ▲ 12,954 | 3,335 | 2,377 | 815 | 1,096 | ▲ 1,255 |
| 越知町 | 越知 | 110,194 | | | | | | | | 6,424 | 116,618 | ▲ 5,907 | ▲ 1,531 | ▲ 8,741 | 2,245 | 1,578 | 542 | 517 | ▲ 916 |
| 須崎市 | 須崎 | 423,715 | | | | | | | | ▲ 3,008 | 420,707 | ▲ 1,029 | 1,426 | ▲ 14,604 | 7,540 | 3,432 | 1,177 | ▲ 4,037 | 4,777 |
| 中土佐町 | 中土佐 | 226,759 | | | | | | | | ▲ 803 | 225,956 | ▲ 242 | 895 | ▲ 7,741 | 4,035 | 1,913 | 656 | ▲ 1,045 | 3,380 |
| 梶原町 | 高幡 | 111,965 | 151 | 135 | 16 | 10.6% | 17.1 | 1.1 | 413 | 2,826 | 114,791 | 1,111 | 967 | ▲ 3,521 | 1,992 | 1,246 | 427 | 3,937 | 6,061 |
| 津野町 | 津野 | 161,180 | | | | | | | | 2,250 | 163,430 | 905 | 1,095 | ▲ 5,239 | 2,867 | 1,625 | 557 | 3,155 | 6,011 |
| 四万十町 | 四万十 | 437,109 | | | | | | | | ▲ 852 | 436,257 | ▲ 202 | 1,837 | ▲ 14,855 | 7,777 | 3,752 | 1,287 | ▲ 1,054 | 7,733 |
| 宿毛市 | 宿毛 | 348,755 | | | | | | | | ▲ 13,652 | 335,103 | ▲ 3,192 | 7,924 | ▲ 22,030 | 6,388 | 3,370 | 1,156 | ▲ 16,844 | 12,233 |
| 大月町 | 大月 | 144,489 | 67 | 59 | 8 | 11.9% | 5.5 | ▲ 2.5 | ▲ 21,900 | ▲ 4,694 | 139,795 | ▲ 811 | 3,501 | ▲ 9,002 | 2,646 | 1,522 | 522 | ▲ 5,505 | 6,522 |
| 三原村 | 三原 | 76,925 | | | | | | | | ▲ 3,554 | 73,371 | ▲ 992 | 1,625 | ▲ 4,930 | 1,409 | 673 | 231 | ▲ 4,546 | 1,816 |
| 土佐清水市 | 土佐清水 | 269,689 | 37 | 35 | 2 | 5.4% | 3.0 | 1.0 | 10,487 | 10,487 | 280,176 | ▲ 4,248 | ▲ 7,792 | ▲ 6,351 | 5,855 | 3,008 | 1,032 | 6,239 | 8,684 |
| 四万十市 | 四万十 | 514,535 | 80 | 72 | 8 | 10.0% | 8.4 | 0.4 | ▲ 2,616 | ▲ 2,461 | 512,074 | ▲ 16,378 | ▲ 10,792 | ▲ 22,356 | 8,869 | 5,883 | 2,018 | ▲ 18,839 | ▲ 5,332 |
| 黒潮町 | 黒潮 | 219,932 | | | | | | | | ▲ 155 | 219,777 | 3,809 | 5,924 | ▲ 9,439 | 3,790 | 2,631 | 903 | 3,654 | ▲ 1,951 |
| 合計 | - | 10,537,142 | 1,243 | 1,115 | 128 | 10.3% | 130.0 | 2 | 0 | 0 | 10,537,142 | ▲ 167,277 | ▲ 218,881 | ▲ 253,793 | 133,398 | 128,071 | 43,928 | ▲ 167,277 | ▲ 46,256 |

(※1):R6決算額に以下の要素を反映 ①投資的経費除く ②退職手当除く ③R8職員数ベースで算出
(※2):現行の分賦金ルールで案分（連合本部）全市町村で基準財政需要額割50%、救急出動件数割50%、(方面消防本部)方面の構成市町村で基準財政需要額割50%、救急出動件数割50%
(※3):現行歳出額(ア)と、職員配置のシミュレーションを反映した分賦金(①)の差額
(※4):削減効果額は、現行のシステム・無線を個別に再整備した場合と、新たなシステム・無線を併せて共同整備した場合を試算
(※5):必要最小限の均一化は、「新規採用職員を高知市の給与水準並みへ引上げ」「若年職員の逆転調整」「職員手当の統一」等
(※6):施設管理や各種システムの運用保守等経費、広域連合事務局経費等の合計
(※7):ネットワークや業務システム等整備、本部執務室の改修等の合計

【二次統合】財政負担の変動に関する要因分析 ※すべて単年度ベースの金額でR6決算との比較（影響額）

(単位:人・千円)

| 市町村 | 消防本部 | 現行 消防費 ※現行の歳出額 (※1) ア | 経常経費（人件費等） 二次統合後の職員配置を適用 | | | | | | | 広域化後 消防費 (R16~22) ② (ア+①) | 追加・臨時的 経費合計 (R9~22) 工 (②~⑥合計) | 内訳 | | | | | 単年度 平均 ①+工 (①~⑥合計) | 【参考】 基本計画時 (R7)の金額 | | | |
|-------|------|--|-------------------------------|------------------------|-------------------------------------|--------------------------|---|-------------------------------------|---------------------------------|--|--|--------------|---|---|------------------------------------|---|------------------------------------|--------------------------|--|---------|-----|
| | | | 現行 職員数 (R8) A | 二次統合後 | | | | 影響 人数 目安 E (D-C) | 影響額 (本部) (※3) ① | | | 影響額 (市町村) | 消防指令 システム 節減効果額 (※4) ② | 救急デジタル無 線 節減効果額 (※4) ③ | 必要最小限 処遇均一化 (※5) ④ | 追加 経常経費 (施設管理等) (※6) ⑤ | | | 臨時的経費 (システム構築等) (※7) ⑥ | 影響額 | 影響額 |
| | | | | 署所の 職員数 B | 本部 配置 人数 C (A-B) | 職員数 変動率 C/A | 本部の費 用を案分 した場合の 人数 (※2) D | | | | | | | | | | | | | | |
| 高知市 | 高知 | 3,478,375 | 405 | 313 | 92 | 22.7% | 75.3 | ▲ 16.7 | ▲ 153,205 | ▲ 153,205 | 3,325,170 | ▲ 75,765 | ▲ 126,127 | ▲ 13,786 | 0 | 47,765 | 16,383 | ▲ 228,970 | ▲ 96,465 | | |
| 室戸市 | 室戸 | 274,489 | 46 | 42 | 4 | 8.7% | 5.6 | 1.6 | 12,937 | 10,417 | 284,906 | 1,288 | ▲ 3,684 | ▲ 4,020 | 5,121 | 2,882 | 989 | 11,705 | ▲ 323 | | |
| 東洋町 | | 115,669 | | | | | | | | | 2,520 | 118,189 | ▲ 152 | ▲ 1,849 | ▲ 1,863 | 2,158 | 1,044 | 358 | 2,368 | ▲ 2,542 | |
| 安芸市 | 安芸 | 259,164 | 39 | 35 | 4 | 10.3% | 6.5 | 2.5 | 22,947 | 15,695 | 274,859 | ▲ 9,632 | ▲ 11,110 | ▲ 8,357 | 5,089 | 3,534 | 1,212 | 6,063 | 1,431 | | |
| 芸西村 | | 55,148 | | | | | | | | | 7,252 | 62,400 | ▲ 593 | ▲ 1,742 | ▲ 1,423 | 1,082 | 1,110 | 380 | 6,659 | 5,795 | |
| 奈半利町 | 中芸 | 104,703 | 39 | 35 | 4 | 10.3% | 4.6 | 0.6 | 3,127 | 688 | 105,049 | ▲ 1,787 | ▲ 3,197 | ▲ 1,748 | 1,886 | 947 | 325 | ▲ 1,441 | ▲ 7,631 | | |
| 田野町 | | 85,153 | | | | | | | | | 61 | 85,214 | ▲ 1,535 | ▲ 2,634 | ▲ 1,442 | 1,534 | 750 | 257 | ▲ 1,474 | ▲ 6,420 | |
| 安田町 | | 83,649 | | | | | | | | | 688 | 84,337 | ▲ 1,274 | ▲ 2,488 | ▲ 1,359 | 1,506 | 795 | 272 | ▲ 586 | ▲ 5,495 | |
| 北川村 | | 47,713 | | | | | | | | | 1,094 | 48,807 | ▲ 466 | ▲ 1,308 | ▲ 712 | 859 | 517 | 178 | 628 | ▲ 2,269 | |
| 馬路村 | | 30,269 | | | | | | | | | 938 | 31,207 | ▲ 205 | ▲ 791 | ▲ 430 | 545 | 351 | 120 | 733 | ▲ 1,148 | |
| 南国市 | 南国 | 561,432 | 68 | 59 | 9 | 13.2% | 9.4 | 0.4 | 4,980 | 4,980 | 566,412 | ▲ 57,750 | ▲ 55,616 | ▲ 23,273 | 10,761 | 7,728 | 2,650 | ▲ 52,770 | ▲ 20,650 | | |
| 香南市 | 香南 | 402,356 | 51 | 45 | 6 | 11.8% | 7.5 | 1.5 | 16,031 | 16,031 | 418,387 | 15,727 | ▲ 733 | ▲ 124 | 8,229 | 6,221 | 2,134 | 31,758 | 19,824 | | |
| 香美市 | 香美 | 502,800 | 62 | 55 | 7 | 11.3% | 6.8 | ▲ 0.2 | 779 | 779 | 503,579 | 6,226 | ▲ 5,103 | ▲ 6,058 | 9,811 | 5,641 | 1,935 | 7,005 | ▲ 21,387 | | |
| 本山町 | 嶺北 | 83,906 | 38 | 35 | 3 | 7.9% | 4.7 | 1.7 | 16,504 | 4,669 | 88,575 | 4,119 | 2,571 | ▲ 1,653 | 1,700 | 1,118 | 383 | 8,788 | 6,626 | | |
| 大豊町 | | 97,250 | | | | | | | | | 5,432 | 102,682 | 4,784 | 2,984 | ▲ 1,914 | 1,971 | 1,298 | 445 | 10,216 | 7,704 | |
| 土佐町 | | 99,713 | | | | | | | | | 5,601 | 105,314 | 4,918 | 3,065 | ▲ 1,959 | 2,020 | 1,334 | 458 | 10,519 | 8,034 | |
| 大川村 | | 15,902 | | | | | | | | | 802 | 16,704 | 747 | 473 | ▲ 322 | 322 | 204 | 70 | 1,549 | 1,169 | |
| 土佐市 | 土佐 | 388,934 | 49 | 46 | 3 | 6.1% | 5.5 | 2.5 | 22,174 | 22,174 | 411,108 | ▲ 21,839 | ▲ 16,433 | ▲ 19,401 | 7,912 | 4,529 | 1,554 | 335 | ▲ 4,983 | | |
| いの町 | 仁淀 | 381,672 | 61 | 55 | 6 | 9.8% | 6.6 | 0.6 | 4,477 | 3,218 | 384,890 | 6,041 | 2,684 | ▲ 9,190 | 7,094 | 4,060 | 1,393 | 9,259 | 18,874 | | |
| 日高村 | | 137,662 | | | | | | | | | 1,259 | 138,921 | 2,221 | 986 | ▲ 3,304 | 2,559 | 1,474 | 506 | 3,480 | 6,729 | |
| 仁淀川町 | 高吾北 | 122,251 | 50 | 47 | 3 | 6.0% | 6.8 | 3.8 | 33,272 | 10,220 | 132,471 | ▲ 6,527 | ▲ 1,688 | ▲ 9,692 | 2,491 | 1,759 | 603 | 3,693 | ▲ 892 | | |
| 佐川町 | | 163,685 | | | | | | | | | 13,897 | 177,582 | ▲ 8,647 | ▲ 2,220 | ▲ 12,954 | 3,335 | 2,377 | 815 | 5,250 | ▲ 1,255 | |
| 越知町 | | 110,194 | | | | | | | | | 9,155 | 119,349 | ▲ 5,907 | ▲ 1,531 | ▲ 8,741 | 2,245 | 1,578 | 542 | 3,248 | ▲ 916 | |
| 須崎市 | 高幡 | 423,715 | 151 | 132 | 19 | 12.6% | 21.5 | 2.5 | 10,775 | ▲ 702 | 423,013 | ▲ 1,029 | 1,426 | ▲ 14,604 | 7,540 | 3,432 | 1,177 | ▲ 1,731 | 4,777 | | |
| 中土佐町 | | 226,759 | | | | | | | | | 669 | 227,428 | ▲ 242 | 895 | ▲ 7,741 | 4,035 | 1,913 | 656 | 427 | 3,380 | |
| 梶原町 | | 111,965 | | | | | | | | | 4,498 | 116,463 | 1,111 | 967 | ▲ 3,521 | 1,992 | 1,246 | 427 | 5,609 | 6,061 | |
| 津野町 | | 161,180 | | | | | | | | | 4,123 | 165,303 | 905 | 1,095 | ▲ 5,239 | 2,867 | 1,625 | 557 | 5,028 | 6,011 | |
| 四万十町 | 幡多西部 | 437,109 | 67 | 58 | 9 | 13.4% | 7.5 | ▲ 1.5 | ▲ 13,029 | ▲ 2,096 | 439,296 | ▲ 202 | 1,837 | ▲ 14,855 | 7,777 | 3,752 | 1,287 | 1,985 | 7,733 | | |
| 宿毛市 | | 348,755 | | | | | | | | | ▲ 8,331 | 340,424 | ▲ 3,192 | 7,924 | ▲ 22,030 | 6,388 | 3,370 | 1,156 | ▲ 11,523 | 12,233 | |
| 大月町 | | 144,489 | | | | | | | | | ▲ 2,602 | 142,393 | ▲ 811 | 3,501 | ▲ 9,002 | 2,646 | 1,522 | 522 | ▲ 2,907 | 6,522 | |
| 三原村 | 幡多中央 | 76,925 | 37 | 34 | 3 | 8.1% | 4.1 | 1.1 | 12,600 | 12,600 | 74,323 | ▲ 992 | 1,625 | ▲ 4,930 | 1,409 | 673 | 231 | ▲ 3,594 | 1,816 | | |
| 土佐清水市 | | 269,689 | | | | | | | | | ▲ 4,248 | ▲ 7,792 | ▲ 6,351 | 5,855 | 3,008 | 1,032 | 8,352 | 8,684 | | | |
| 四万十市 | 黒潮町 | 514,535 | 80 | 70 | 10 | 12.5% | 11.5 | 1.5 | 5,631 | 3,060 | 517,595 | ▲ 16,378 | ▲ 10,792 | ▲ 22,356 | 8,869 | 5,883 | 2,018 | ▲ 13,318 | ▲ 5,332 | | |
| 黒潮町 | | 219,932 | | | | | | | | | 2,571 | 222,503 | 3,809 | 5,924 | ▲ 9,439 | 3,790 | 2,631 | 903 | 6,380 | ▲ 1,951 | |
| 合計 | - | 10,537,142 | 1,243 | 1,061 | 182 | 14.6% | 184.0 | 2 | 0 | 0 | 10,537,142 | ▲ 167,277 | ▲ 218,881 | ▲ 253,793 | 133,398 | 128,071 | 43,928 | ▲ 167,277 | ▲ 46,256 | | |

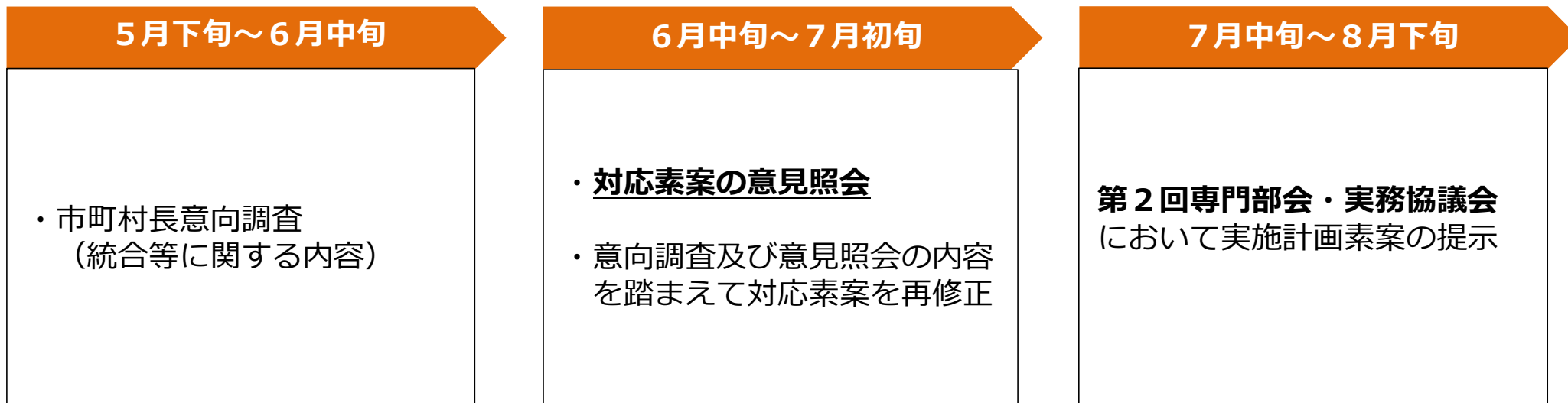
(※1):R6決算額に以下の要素を反映 ①投資的経費除く ②退職手当除く ③R8職員数ベースで算出
(※2):現行の分賦ルールで案分（連合本部）全市町村で基準財政需要額割50%、救急出動件数割50%、(方面消防本部)方面の構成市町村で基準財政需要額割50%、救急出動件数割50%
(※3):現行歳出額(A)と、職員配置のシミュレーションを反映した分賦金(①)の差額
(※4):節減効果額は、現行のシステム・無線を個別に再整備した場合と、新たなシステム・無線を県一で共同整備した場合を試算
(※5):必要最小限の均一化は、「新規採用職員を高知市の給与水準並みへ引上げ」「若年職員の逆転調整」「職員手当の統一」等
(※6):施設管理や各種システムの運用保守等経費、広域連合事務局経費等の合計
(※7):ネットワークや業務システム等整備、本部執務室の改修等の合計



その他の対応素案について

- 実施計画案の決定に当たっては、優先的に議論する項目（資料 1）以外の項目についても検討が必要。
※次ページ以降に添付
- これらは、専門部会后、優先的に議論する項目と合わせて、各市町村・消防本部に意見照会を行い、対応素案を取りまとめることとしてはどうか。
※個別に各市町村・消防本部と協議が必要な場合は、適宜実施する。
また、部会等で協議が必要と判断される事項は、今後の部会等において適宜協議する。

第 2 回専門部会・実務協議会に向けた進め方（再掲）





対応素案

基本計画と同様

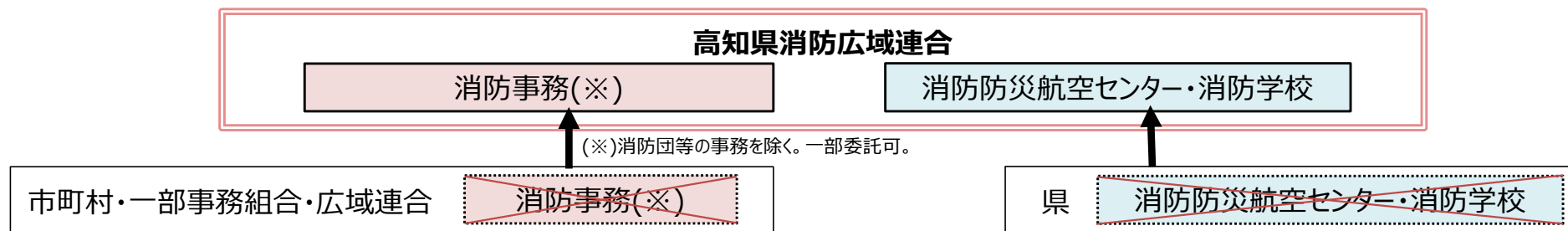
- 今般の消防広域化の方式は、地方自治法第284条第3項に基づく「**広域連合**」とする。
- 広域化後の広域連合で共同処理する事務は、**市町村の消防事務（消防団の事務並びに消防水利施設の設置及び維持管理を除く。）及び県の消防事務のうち消防防災航空センター・消防学校の事務とする。**
- このほか、市町村と協議の上、**市町村の消防団の事務並びに消防水利施設の設置及び維持管理の事務についても受託することを可能とする。**

本県における広域化

本県における消防広域化は、全市町村の常備消防組織に加えて県の消防学校や消防航空隊といった現場機能を担う組織を対象に、県内全域を管轄とする1消防本部体制を目指すこととしている。

→**県が加わる場合の方式としては、広域連合方式のみ**となる。※他事例：隠岐広域連合（島根県、4町村で構成）

<事務の共同処理のイメージ>



<参考> 広域連合の制度概要

<制度の概要>

広域連合は、地方公共団体が広域にわたり処理することが適当な事務に関し、広域計画を作成し、必要な連絡調整を図り、及び事務の一部を広域にわたり総合的かつ計画的に処理するために、構成団体の議会の議決を経て、協議により規約を定め、都道府県が加入するものにあつては総務大臣、その他のものにあつては都道府県知事の許可を得て設ける特別地方公共団体である。

広域連合が成立すると、共同処理するとされた事務は、構成団体の権能から除外され、広域連合に引き継がれる。広域連合内の構成団体につき、その執行機関の権限に属する事項がなくなったときは、その執行機関は消滅する。

<財源> ①負担金 ②手数料 ③その他（地方債など） ※税による収入はなし。交付税は、構成団体に対して交付。



広域連合・消防本部・署所の名称

対応素案

- ▶ 広域連合の名称は「高知県消防広域連合」とする。
 - ▶ 消防本部名称は「高知広域消防局」、消防署所の名称は以下のとおりとする。
- ※広域連合は令和10年度設置(規約により定める)、消防本部・消防署は令和11年度設置(広域連合において条例を定める)を想定。

名称

※方面消防本部と署所は対照表にし、広域化後に変更となる署所は赤字で記載

| 広域連合の名称 | 消防本部名称 | 考え方 | 例 |
|-----------|---------|-----------------|-----------------------------|
| 高知県消防広域連合 | 高知広域消防局 | 構成団体名と「広域連合」を表示 | 高知県後期高齢者医療広域連合 (全市町村で構成) |

| 現在 | | 広域化後 | | 現在 | | 広域化後 | |
|--------------------|-----------------|------------------|------------------|----------------|--------------|---------------|--------------|
| 消防本部 | 消防署所 | 方面消防本部 | 新組織名称 | 消防本部 | 消防署所 | 方面消防本部 | 新組織名称 |
| 安芸市消防本部 | 安芸市消防署 | 安芸方面 消防本部 | 安芸消防署 | 土佐市消防本部 | 土佐市消防署 | 中央西方面 消防本部 | 土佐消防署 |
| 中芸広域連合 消防本部 | 中芸消防署 馬路分所 | | 中芸消防署 | | 宇佐分署 | | 宇佐分署 |
| 室戸市消防本部 | 室戸市消防署 東洋出張所 | | 馬路分所 | | 高吾北消防署 | | 高吾北消防署 |
| | | | 室戸消防署 | | 仁淀川分署 | | 仁淀川分署 |
| | | | 東洋分署 | 仁淀消防組合 消防本部 | 仁淀消防組合消防署 | | 仁淀消防署 |
| 南国市消防本部 | 南国市消防署 北部出張所 | 中央東方面 消防本部 | 南国消防署 | | 吾北分署 | | 吾北分署 |
| 香南市消防本部 | 香南市消防署 | | 南国北部分署 | 日高分署 | 日高分署 | | |
| 香美市消防本部 | 香美市消防署 香北分署 | | 香南消防署 | 須崎消防署 | 須崎消防署 | | |
| 嶺北広域行政事務 組合消防本部 | 嶺北消防署 大豊分署 | | 香美消防署 | 中土佐分署 | 中土佐分署 | | |
| | | | 香北分署 | 津野山分署 | 津野山分署 | | 津野山分署 |
| | | | 嶺北消防署 | 葉山出張所 | 葉山分署 | | 葉山分署 |
| | | | 大豊分署 | 四万十清流消防署 | 四万十清流消防署 | | 四万十清流消防署 |
| 高知市消防局 | 高知市中央消防署 | 中央方面 消防本部 | 高知中央消防署 | 高幡消防組合 消防本部 | 西分署 | 高幡方面 消防本部 | 須崎消防署 |
| | 西出張所 | | 高知西部分署 | 四万十清流消防署 | 四万十清流西部分署 | | |
| | 高知市北消防署 | | 高知北消防署 | 四万十消防署 | 四万十消防署 | | |
| | 旭出張所 | | 旭分署 | 西土佐分署 | 四万十西土佐分署 | | |
| | 高知市東消防署 | | 高知東消防署 | 黒潮消防署 | 黒潮消防署 | | |
| | 東部出張所 | | 高知東部分署 | 宿毛消防署 | 宿毛消防署 | | |
| 三里出張所 | 三里分署 | 幡多中央消防組合消 防本部 | 幡多中央消防組合消 防本部 | 幡多方面 消防本部 | 幡多方面 消防本部 | 幡多方面 消防本部 | 幡多方面 消防本部 |
| 高知市南消防署 | 高知南消防署 | 幡多西部消防組合消 防本部 | 幡多西部消防組合消 防本部 | 土佐清水市消防本部 | 土佐清水市消防署 | 土佐清水市消防本部 | 土佐清水市消防署 |
| | | | 高知南消防署 | 土佐清水市消防署 | | | 土佐清水市消防署 |



執行機関等の構成

対応素案

基本計画と同様

- ▶ 広域連合の執行機関を以下のとおり設置する。
 ※選挙管理委員、監査委員、公平委員会の詳細は下部に記載

執行機関の構成

| 名称 | 人数 | 概要 |
|----------------|---|--|
| 広域連合長 (法定) | 1 名 | <ul style="list-style-type: none"> ・事務を執行する機関の長 ・市町村消防の原則に鑑み、市町村長の中から選任 ・全市町村長及び知事により選出 |
| 副広域連合長 | 1 名 | <ul style="list-style-type: none"> ・広域連合長が任命 (広域連合長の職務代理者) |
| 担当管理者 | 7 名 (方面消防本部 6 名、 消防防災航空センター・ 消防学校 1 名) | <ul style="list-style-type: none"> ・方面消防本部の担当管理者：管轄内市町村の長から選出された市町村長を充てる (※中央方面消防本部は高知市長を充てる) ・消防防災航空センター・消防学校の担当管理者：知事を充てる <p>※広域連合長及び副広域連合長はいずれかの担当管理者を兼ねることを想定</p> <p>担当管理者を配置することで、広域連合長等の権限を分担するとともに、関係団体との調整・連携を強化</p> |
| 消防局長 (法定) | 1 名 | <ul style="list-style-type: none"> ・消防吏員の長 |
| 会計管理者 (法定) | 1 名 | <ul style="list-style-type: none"> ・会計事務をつかさどる ・事務を補助させるため会計担当の職員を置く |
| 選挙管理委員 (法定) | 4 名 | <ul style="list-style-type: none"> ・選挙管理委員は、関係市町村の選挙権を有する者で、識見を有する者のうちから、広域連合の議会においてこれを選挙することとし、任期は 4 年。 |
| 監査委員 (法定) | 2 名 | <ul style="list-style-type: none"> ・監査委員は、広域連合長が、広域連合の議会の同意を得て、識見を有する者及び広域連合議員のうちから、それぞれ 1 人を選任し、任期は、識見を有する者のうちから選任される者にあつては 4 年とし、広域連合議員のうちから選任される者にあつては広域連合議員の任期による。 |
| 公平委員会 (法定) | 高知県へ委託 | <ul style="list-style-type: none"> ・公平委員会の事務については、広域連合と高知県で協議のうえ、県への事務の委託に関する規約案を作成し、双方の議会において、当該規約案を添えた県への事務の委任に関する議案の議決を経て県へ委託し、高知県人事委員会が行う |

※消防局長は令和11年度設置（消防本部の統合時）、それ以外は令和10年度設置（広域連合の設置時）を想定



対応素案

基本計画と同様

➤ 広域連合の協議・審議機関を以下のとおり設置する。

協議・審議機関の設置

| 名称 | 構成 | 概要 |
|-------------------|---|--|
| 広域連合管理者会議 | 広域連合長、副広域連合長、担当管理者 (方面消防本部 6 名、消防防災航空センター・消防学校 1 名) | ・条例、予算等の重要事項に関する協議を行う |
| 方面消防本部 管理運営協議会 | 方面消防本部担当管理者たる会長 (1 名)、委員 (管轄内 各市町村の長。中央方面消防本部は高知市長が指名する市職 員若干名) | ・方面消防本部単位での消防行政に関する審議機関 ・地域事情を踏まえた調整を行う |

※広域連合管理者会議及び方面消防本部管理運営協議会の運営に関しては、広域連合の規程等により定める。

(広域連合議会開催前等に、条例、予算等の重要事項に関する協議を行う想定)

※広域連合管理者会議は令和10年度(広域連合設置時)設置、方面消防本部管理運営協議会は令和11年度(消防本部の統合時)設置を想定



対応素案

- ▶ 広域化に当たって、広域化前の40消防署所の配置（位置）は現行のままとする。
- ▶ 各種申請や届出に関連する管轄区域については、地域住民の利便性にも関わることから現行の消防本部の管轄区域とする。
- ▶ 災害時の出場範囲については、指令業務の共同化に向けて、現場到着時間の短縮や効果的な災害活動の実現を念頭に調整する。

現行の署所の配置・管轄区域





対応素案

基本計画と同様

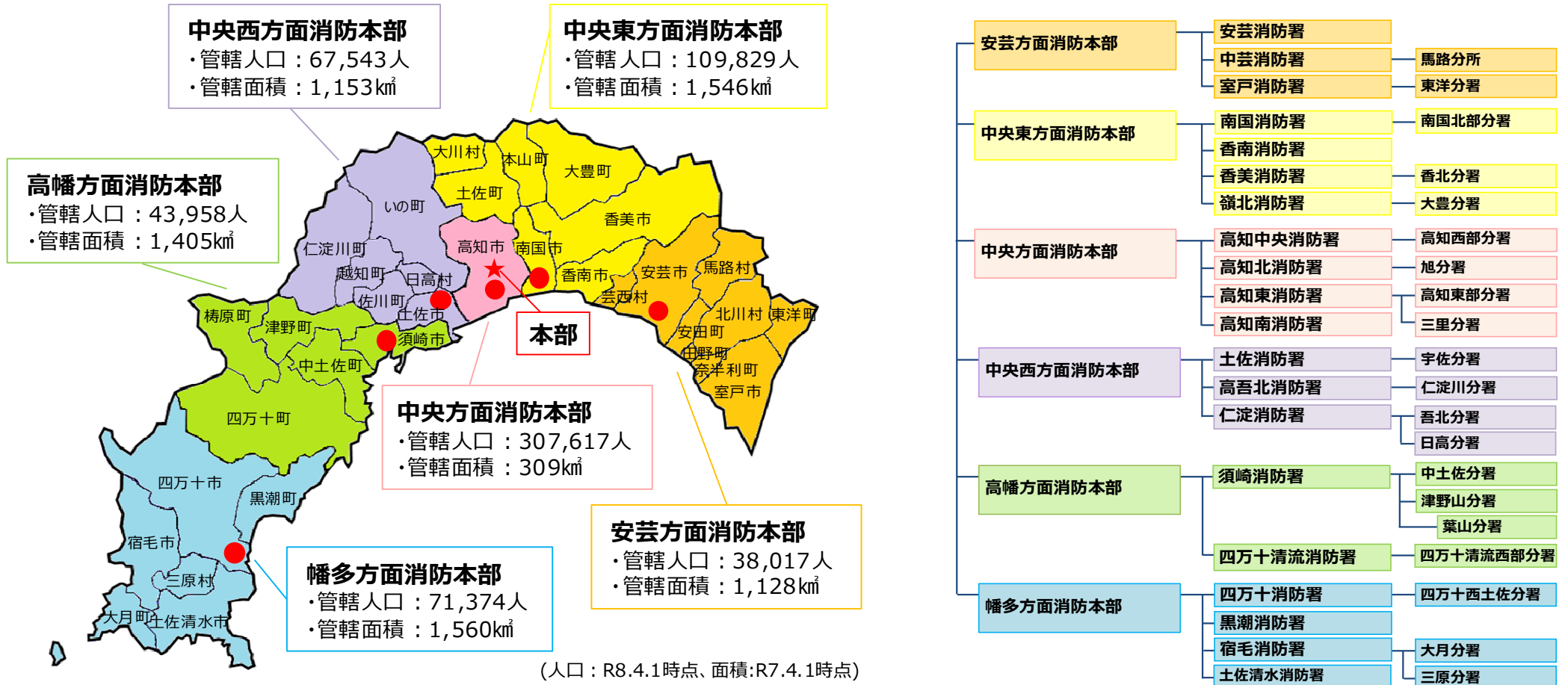
<基本的な役割>

方面消防本部は、広域連合本部と消防署所との連絡調整を担うとともに、応援職員の派遣など消防署所の支援を行います。また、「管理運営協議会」の場等を通じ、管内の市町村長との意思疎通を円滑化します。

<管轄区域>

県内40箇所に設置される消防署所と消防本部の間の連絡調整を円滑に行うため、県の区域を経済社会活動上のまとまりに着目して6つに区分し、各区域に方面消防本部を設置し、連絡調整の事務を分掌させます。区域の設定に当たっては、県や国の地方行政機関の管轄区域等を参考に以下の6区域とします。

方面消防本部の管轄区域のイメージ



対応素案

- 広域化前において市町村の消防本部に勤務していた消防職員は、広域化に際して一旦退職の手続きを行った上で、広域連合において新たに採用されるものとし、広域化前の勤務継続年数等については、広域連合に引き継ぐものとする。
- **広域化後の昇任制度については、職員自身の士気及び能力の向上などから、昇任試験を実施するものとし、現行高知市消防局の実施方法をベースに行うこととしてはどうか。**

昇任試験の概要

＜昇任試験の実施状況＞

15消防本部で昇任試験を実施している消防本部は高知市消防局のみ。

⇒給料表や昇給基準等については、高知市消防局の制度をベースとすることから、昇任試験についても高知市消防局の実施方法をベースに実施してはどうか。

＜参考：高知市消防職員任用規程＞

(昇任方法)

第12条 階級別の昇任方法は、次のとおりとする。

- (1) 消防司令、消防司令補及び消防士長は昇任試験又は昇任選考
- (2) 消防司令長は昇任選考

(昇任試験)

第13条 次の各号に掲げる階級への昇任試験の受験資格を有する者は、現に消防吏員で、受験年度当初においてそれぞれ当該各号に掲げる期間以上の勤務実績を有する者とする。

- (1) 消防司令 消防司令補の階級に 3 年
 - (2) 消防司令補 消防士長の階級に 3 年
 - (3) 消防士長 消防士の階級に 6 年
- 2 前項に掲げる期間は、休職及び停職を命じられた期間を除算した期間とする。
- 3 昇任試験を受けようとする者は、消防長にその旨を別記様式により申し出るものとする。

4 昇任試験は筆記試験及び実科試験とし、試験の科目は次のとおりとする。

- (1) 論文
- (2) 社会常識
- (3) 一般法規（日本国憲法、地方自治法、地方公務員法等）
- (4) 消防関係法規（消防組織法、消防法、建築基準法、水防法その他の政令及び例規）
- (5) 消防技術（部隊の指揮能力等）
- (6) 消防実務（消防操法等）

5 消防長は、前項に掲げる科目の一部を省略することができる。

6 昇任試験の受験資格を有する者が、試験期日前日までの過去 1 年間に減給又は停職の懲戒処分を受けているときは、昇任試験を受けることができない。

(昇任選考)

第14条 昇任選考の審査に当たって委員会は、勤務成績、教養、功績その他特別の技能、勤務年数等を考慮し、昇任候補者を決定するものとする。



対応素案

- 職名及び階級については、現行15消防本部で異なるため、現状の職員数が最も多い高知市の現行制度をベースとして統一するものとする。
- なお、現行15消防本部の職員の階級はそのまま引き継ぐものとし、階級到達や経験年数において、特に調整の必要があると認められる場合は別途調整する。

基本計画時から下線部を追加

＜参考＞ 県内の状況（階級のイメージ）

| 考え方 | 消防本部 | 消防士 消防副士長 | 消防士長 | 消防司令補 | 消防司令 | 消防司令長 | 消防監 | 消防正監 | 消防司監 |
|-----------------------------|----------------|-------------------------|------|-------|---------|------------------------|------------------------|------|------|
| 広域化後（案） ※高知市をベース | ※県内人口 約65万人 | | | | 係長等 | ・課長補佐 ・副署長 等 | ・課長 ・署長 等 | 次長等 | 消防長 |
| 消防吏員200人以上、 又は人口30万以上 | 高知市 | | | | 係長 等 | ・課長補佐 ・副署長 等 | ・課長 ・署長 等 | 次長等 | 消防長 |
| 消防吏員100人以上、 又は人口10万以上 | 高幡消防 組合 | | | | 係長 等 | ・課長補佐 ・副署長 等 | ・次長 ・課長 ・署長 等 | 消防長 | |
| 消防吏員100人未満、 人口10万人未満 | その他 | 右はイメージ (消防本部によって異なる) | | | 係長 等 | ・次長 ・課長 ・署長 等 | 消防長 | | |
| 【参考】県内の各階級ごとの人数 (R7.4.1) | | 336 | 315 | 382 | 129 | 30 | 5 | 1 | |

対応素案

基本計画と同様

- ▶ 広域化後の新規採用は、人材確保や計画的な人材配置・人事異動の観点から、広域連合が一括して実施することを基本とし、**広域化前の高知市の制度の適用を基本として職員の採用計画を策定**する。
- ▶ 広域化後の人員配置として、一部の職員については、広域連合本部への配置など広域的な人事異動を求める機会が従来より増加することが見込まれますが、**大多数の消防職員の場合、引き続き同じ管轄区域内での配置を中心とした人事異動の運用が想定**される。**広域化後の人事異動はこのような見通しを前提として、職員本人の希望及び所属側の意向を踏まえて検討**することとする。

▶ **広域化後に新たな広域異動の対象数：全県での一次統合時:15人程度、二次統合時:18人程度の計33人程度 (全体の約3%)を想定。**

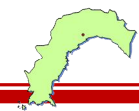
<前提> ・広域異動のポスト数は各消防本部外への異動人数 (消防学校の初任科生(新規採用職員)及び中央方面消防本部から広域連合本部への異動は除く)

・本試算は、現時点での暫定的シミュレーションに基づくものであり、今後変動を生じることがある

広域異動のポスト数 (想定)

(B)(C)は広域連合本部への異動

| 方面 消防本部 | 消防本部 | 職員数 (R8) | 現行 | | | 全県での 一次統合時の 広域異動数 (B) | 二次統合時の 広域異動数 (C) | 合計 (A+B+C) |
|------------|-------|-------------|---|-----|---------------|--------------------------------|------------------------|---------------|
| | | | 派遣 | | 方面本部 小計(A) | | | |
| | | | 派遣等先 | 派遣数 | | | | |
| 安芸 | 安芸市 | 39 | 県 (消防防災航空C) | 1 | 1 | - | 3 | 4 |
| | 中芸 | 40 | | - | | | | |
| | 室戸市 | 46 | | - | | | | |
| 中央東 | 南国市 | 68 | 県 (航空隊) | 1 | 5 | 6 | 5 | 16 |
| | 香南市 | 52 | 県 (消防防災航空C)、市防災部局 | 2 | | | | |
| | 香美市 | 62 | 県 (消防防災航空C)、県 (消防政策課) | 2 | | | | |
| | 額北 | 38 | | | | | | |
| 中央 | 高知市 | 392 | 国1、県8(消防政策課3、消防防災航空C3、消防学校2)、他消防本部2(土佐市、幡多中央)、その他3(高知医療センター、救命救急東京研修所等) | 14 | 14 | - | - | 14 |
| 中央西 | 土佐市 | 50 | 県 (消防学校)、他消防本部 (高知市) | 2 | 5 | - | 3 | 8 |
| | 高吾北 | 51 | 県 (消防防災航空C) | 1 | | | | |
| | 仁淀 | 61 | 県 (消防学校) | 2 | | | | |
| 高幡 | 高幡 | 153 | 県 (消防防災航空C、消防政策課) | 2 | 2 | 3 | 3 | 8 |
| 幡多 | 幡多中央 | 80 | 県 (消防防災航空C)、他消防本部 (高知市) | 2 | 2 | 6 | 4 | 12 |
| | 幡多西部 | 66 | | - | | | | |
| | 土佐清水市 | 37 | | - | | | | |
| 合計 | | 1,235 | | 29 | 29 | 15 | 18 | 62 |



対応素案

<勤務形態>

- 毎日勤務者及び交替制勤務者とし、交替制については現行15消防本部の制度を当面は引き継ぐこととしてはどうか。
- 現行 2 交替制の消防本部における 3 交替制の導入については、消防指令システム等の入札により節減効果が概ね判明する令和13年度以降に検討、実行することとしてはどうか。

<勤務時間>

- 広域化前の実態を踏まえ決定することとし、勤務時間は以下のとおりとしてはどうか。
 - ・毎日勤務の勤務時間は、1日につき7時間45分(1週間あたり38時間45分)。
 - 休憩時間は1時間とし、始業時間は午前8時30分、終業時間は午後5時15分。
 - ・交替制勤務の勤務時間は、始業時間は午前8時30分、終業時間は翌午前8時30分として、勤務時間及び休憩時間は今年度にワーキンググループ等で議論することとしてはどうか。

<休日・休暇制度>

- 休暇取得手続き等、運用面については、広域化前の実態を踏まえ決定することとして、今年度にワーキンググループ等で議論することとしてはどうか。
- 広域化に伴う休暇の残日数等については、継続性が保てるよう経過措置等を設けてはどうか。

現状 (勤務時間) 調査時点:令和7年度

| | 毎日勤務者 ※15消防本部すべて同じ | 交替制勤務者 ※15消防本部で異なる。以下は県内で多い例を記載。 |
|---------|--------------------------------|---|
| 勤務時間 | 1日当たり7時間45分 (1週間当たり38時間45分) | 1当直当たり15時間30分 ※その他1当直当たり16時間の例あり |
| 休憩時間 | 1時間 | 8時間30分 ※その他8時間の例あり。 ※休憩時間の配分も異なる。 |
| 始業・終業時間 | 8時30分・17時15分 | 8時30分・翌8時30分 |



対応素案

➤ 広域化前の実態を踏まえ、広域連合の職員は、高知縣市町村職員共済組合に加入することとしてはどうか。

現状・制度概要

- 現在、県内のすべての市町村、一部事務組合、広域連合が高知縣市町村職員共済組合に加入。
⇒広域連合の設置時においては、新たに加入することとなるが、職員は組合員としては引き継ぐ形となる。
＜参考事例＞ 中芸広域連合が平成10年7月に設置された際は、前身の事務組合から引き継ぐ形となった。

＜制度概要（使用者(市町村等)の負担)＞

- 使用者(市町村等)が、職員給与から控除し、使用者負担分と併せて共済組合に毎月支出。
- 主な種類は、短期(医療)、長期(年金)、介護。※職員と使用者で折半。
- 給付とは別に事務費の使用者負担あり。
- ⇒いずれも広域化に伴い、金額が増減するものはない。

＜互助会＞

- 互助会があり、給与から5/1000を控除し、使用者負担5/1000と併せて負担してもらって給付事業などを運営
※互助会は、高知市を除く団体が加入しており、広域連合ができた場合は、高知市職員は新規会員となる必要あり

＜留意点＞

- 高知縣市町村職員共済組合に広域連合が加入する場合、組合規約の変更が必要。
⇒すべての加入団体で議決が必要。



対応素案

- ▶ 15消防本部が行っている教育訓練・研修を基本とし、広域化後の組織の規模に応じて統合して実施する。
- ・派遣(総務省消防庁、高知県等)
 - ・教育(消防大学校、消防学校、救命士養成所等)
 - ・その他、業務に必要な研修、講習の受講、資格取得等への派遣

県消防学校入校状況

| 年度 | 入校人員 | 消 防 吏 員 | | | | | | | | | | 消 防 団 員 | | | | | | 一般教育 | | | |
|----|-------|---------|----|-----|----|-------|---|-----|----|-----|----|---------|----|-------|----|-----|----|-------|----|-------|--------|
| | | 初任教育 | | 専科 | | 幹部 | | 特別 | | 短期 | | 普通 | | 幹部 | | 特別 | | その他 | | | |
| | | 期間 | 回 | 人員 | 回 | 人員 | 回 | 人員 | 回 | 人員 | 回 | 人員 | 回 | 人員 | 回 | 人員 | 回 | 人員 | 回 | 人員 | 内容 |
| 26 | 497 | 6月 | 1 | 26 | 4 | 115 | 1 | 24 | 6 | 388 | | | 4 | 112 | 1 | 44 | 1 | 29 | 2 | 147 | 1日震災訓練 |
| 27 | 883 | 6月 | 1 | 42 | 4 | 139 | | | 6 | 202 | | | 3 | 108 | 2 | 118 | 3 | 331 | 2 | 145 | 1日震災訓練 |
| 28 | 914 | 6月 | 1 | 34 | 4 | 132 | 1 | 22 | 1 | 17 | | | 3 | 136 | 2 | 111 | 5 | 315 | 2 | 164 | 1日震災訓練 |
| 29 | 1229 | 6月 | 1 | 34 | 4 | 129 | 1 | 24 | 1 | 36 | | | 3 | 127 | 2 | 94 | 8 | 663 | 2 | 158 | 1日震災訓練 |
| 30 | 834 | 6月 | 1 | 43 | 4 | 131 | 1 | 23 | | | 4 | 94 | 2 | 96 | 2 | 45 | 4 | 257 | 2 | 145 | 1日震災訓練 |
| 31 | 871 | 6月 | 1 | 39 | 4 | 113 | 1 | 24 | 1 | 35 | 4 | 108 | 4 | 130 | 2 | 74 | 2 | 208 | 2 | 175 | 1日震災訓練 |
| 2 | 631 | 6月 | 1 | 28 | 3 | 80 | 1 | 22 | | | 5 | 192 | 6 | 159 | 2 | 63 | 1 | 22 | 2 | 65 | 1日震災訓練 |
| 3 | 616 | 6月 | 1 | 23 | 4 | 101 | 1 | 10 | | | 4 | 171 | 6 | 154 | 2 | 87 | | | 2 | 70 | 1日震災訓練 |
| 4 | 720 | 6月 | 1 | 42 | 4 | 120 | 1 | 20 | | | 5 | 157 | 6 | 178 | 2 | 97 | 1 | 20 | 2 | 86 | 1日震災訓練 |
| 5 | 580 | 6月 | 1 | 26 | 4 | 102 | 1 | 17 | 1 | 31 | 4 | 112 | 5 | 163 | 2 | 78 | | | 2 | 82 | 1日震災訓練 |
| 計 | 7,775 | - | 10 | 337 | 39 | 1,162 | 9 | 186 | 16 | 709 | 26 | 834 | 42 | 1,363 | 19 | 811 | 25 | 1,845 | 20 | 1,237 | |

消防大学校入校状況

| | 幹部科 | 上級幹部科 | 新任消防長学校長科 | 消防団長科 | 警防科 | 救助科 | 救急科 | 予防科 | 火災調査科 | 危険物科 | 新任教官科 | その他 | 計 |
|----|-----|-------|-----------|-------|-----|-----|-----|-----|-------|------|-------|-----|-----|
| 26 | 1 | 1 | 2 | 1 | 2 | 1 | | 1 | 1 | | 1 | 8 | 19 |
| 27 | 1 | 1 | | 4 | 3 | 2 | 1 | | 1 | | 1 | 10 | 24 |
| 28 | 2 | | 1 | 2 | 3 | 2 | | 1 | 1 | 1 | 1 | 10 | 24 |
| 29 | 2 | 1 | | 2 | 3 | 2 | 1 | | 1 | | 2 | 13 | 27 |
| 30 | 3 | | | 2 | 2 | 1 | | 1 | 1 | | 1 | 11 | 22 |
| 31 | 2 | 1 | | 2 | 3 | 1 | 1 | 2 | | | 1 | 11 | 24 |
| 2 | 2 | | | | 1 | | | 1 | | | 2 | 6 | 12 |
| 3 | 2 | 1 | | 2 | 3 | 2 | 1 | | 1 | 1 | 2 | 7 | 22 |
| 4 | 2 | 1 | 1 | 1 | 2 | 1 | | 1 | | 1 | 1 | 8 | 19 |
| 5 | 1 | 1 | 1 | 1 | 2 | 1 | | 1 | 1 | | 1 | 4 | 14 |
| 計 | 18 | 7 | 5 | 17 | 24 | 13 | 4 | 8 | 7 | 3 | 13 | 88 | 207 |

対応素案

基本計画と同様

- 歳入については、県及び構成市町村からの分賦金を主なものとし、その他国庫支出金等の活用可能な財源とする。
- 歳出については、以下のとおりとする。
 - ① 構成市町村における前年度の常備消防に係る経費の総額
 - ② 消防学校及び消防防災航空センターの運営に必要となる経常経費
 - ③ 新組織の立ち上げ時に、上記に加え必要となる経費
 - ④ 新組織の立ち上げ後に必要となる経常経費
 - ⑤ 新組織の立ち上げ後に必要となる大規模事業等に係る経費
 - ⑥ なお、上記のほか、現時点で想定されない新たな経費や条件が生じた場合には、構成団体間で協議を行う。

消防に係る経費の全体像※1
(R11消防費のイメージ)

- 各分野の議論や現状の消防費(決算調査)を踏まえた歳出の全体像は以下のとおり。
※各分野の議論の進捗によって変更がある場合は試算を更新してお示しする。

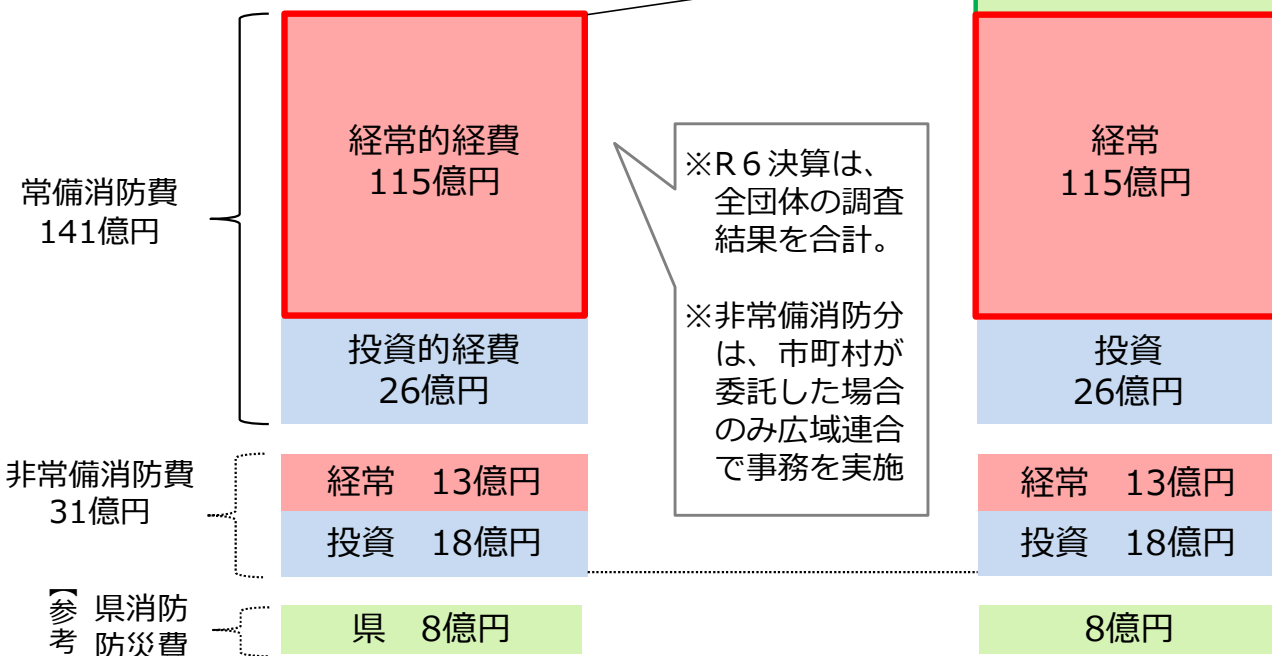
現状の規模感 (R6 歳出 ※2)

今後の規模感(R11の見込み)

広域化後、必要となる主な経費

計 172億円

計 174.4億円



【経常経費】

1. 必要最小限の処遇統一等

……1.0億円/年 (R11~)
R12以降は0.1億円ずつ増加

2. 業務システム保守経費、議会・監査費等

……1.4億円/年 (R11~)



【臨時経費】

3. ネットワーク構築等の準備経費

……12.3億円 (R9、10、14)

4. 消防指令システム及びデジタル無線整備等

……175.7億円 (R10~R22総額)

広域化による国の財政措置：約102億円

※臨時経費に特別交付税措置(0.5)、指令システム等の整備には緊急防災・減災事業債の充当が可能(実質負担30%)

※1：全体像は総額ベースの金額 ※2：R6決算額にR8職員数ベースで試算



対応素案

基本計画と同様

- 新組織における財務に関する規則は、高知市における関係規則（高知市予算規則（昭和54年5月15日規則第45号）、高知市会計規則（昭和39年4月1日規則第11号の2）、高知市契約規則（昭和40年3月15日規則第4号）等）を基本に定め、高知市における制度運用を基本に運用することとする。
- 新組織における指定金融機関は、高知市における指定金融機関と同様とする。

規程等に関する整理

※規程等に関する整理は、「1-17 条例・各種規程の整備」（総務部会）において議論。

⇒1-17対応素案：広域連合の設置等に必要な条例・各種規程の整備に当たっては、内容や制定時期等を実施計画案の決定までに整理する。
なお、事務量を考慮して、例えば、条例の案文作成などの一部事務については委託することを検討してはどうか。



財産等の取扱い

対応素案

基本計画と同様

<不動産又は償却資産以外の財産（消耗品等）>

- 市町村又は一部事務組合が所有する既存の不動産又は償却資産以外の財産は、広域連合が所有（既存財産は広域連合に無償譲渡）することとする。

<不動産及び償却資産>

- 市町村が所有する既存の財産及び債務の取扱いは以下のとおりとすることを基本とする。
 - ① 消防署所の土地、建物等、広域化後も専ら当該市町村が受益するものについては、引き続き当該市町村が所有し、対応する債務は、当該市町村に存置することとする。
 - ② 広域化後に複数の市町村が受益するものについては、当該市町村から広域連合に無償譲渡した上で広域連合が所有し、対応する債務は広域連合に引き継いだ上で、受益市町村が分賦金として負担することとする。
- 消防広域化に伴い解散する一部事務組合が所有する財産・債務については、以下のいずれかを選択できることを基本とする。
 - ① 当該組合の構成市町村で財産・債務を分割所有し、各市町村が公債費を負担することとする。
 - ② 当該組合から広域連合に無償譲渡した上で広域連合が所有し、対応する債務は広域連合に引き継いだ上で、当該組合の構成市町村が分賦金として負担することとする。

<新規施設整備等に係る費用の分担>

- 新規施設整備等により取得又は改修する財産が、消防署所の土地、建物、車両等、専ら特定の市町村が受益するものである場合は、当該市町村が所有し、その取得又は改修に要する費用を負担することとします。
- 新規施設整備等により取得又は改修する財産が、複数の市町村が受益するものである場合、広域連合が所有し、その取得又は改修に要する費用は、受益市町村が分賦金として負担することとします。

<新規施設整備等に係る資金調達>

- 新規施設整備等に要する費用については、各市町村において起債等により資金を調達することとします（新規施設整備等により取得又は改修する財産が、複数の市町村が受益するものである場合は、分賦金のうち当該新規施設整備等に相当する部分に対して起債等により資金を調達することとします）

⇒下線部について、市町村と広域連合の役割分担や実務的な事務の内容について意見があったことから、再度議論することとしてはどうか。（専門部会で議論）



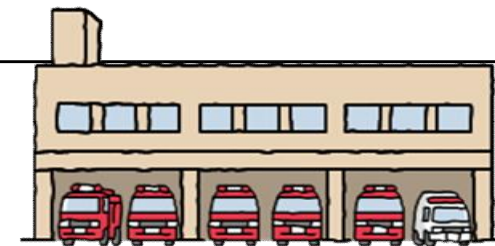
対応素案

▶ 一次統合時(R11)において、消防署所は40署所体制を維持し、庁舎の整備は現行の計画（整備予定等）を引き継ぐ。

庁舎整備の状況 ※R7.4.1時点

- ▶ 消防署所（40署所）の平均築年数は約21年、築30年以上経過しているものは11署所
- ▶ 消防署所の建築費用の総額は、約227億円（建築当時の費用の合計。不明のものを含む。）
- ▶ 現在、具体的な整備の計画がある署所は、4署所

<参考> 広域化に伴う署所の再配置（広域化後10年度以内まで）は緊急防災・減災事業債の対象



| 消防本部 | 署所名 | 現庁舎 供用開始日 | 築 年数 | 建設費用 (億円) | 面積 (㎡) | 建替予定等 | 消防本部 | 署所名 | 現庁舎 供用開始日 | 築 年数 | 建設費用 (億円) | 面積 (㎡) | 建替予定等 |
|-----------|------------------|--------------|------------|--------------|--------------|----------------------------|----------|------------------|------------------|------------|--------------|--------------|---------------|
| 高知市 | 本部 | H22 | 15年 | 46.6 | 12,226 | | 高吾北 | 本部・高吾北消防署 | H25 | 12年 | 4.3 | | |
| | 高知市北消防署 | H29 | 7年 | 17.1 | 4,025 | | | 仁淀川分署 | H14 | 23年 | 0.9 | | |
| | 旭出張所 | S58 | 41年 | 1.2 | 694 | 移転検討中 | 高幡 | 本部 | | | 須崎市借用 | 112 | |
| | 高知市東消防署 | H13 | 23年 | 14.7 | 3,166 | | | 須崎消防署 | H24 | 12年 | 2.4 | 1,193 | |
| | 東部出張所 | H14 | 22年 | 1.1 | 479 | | | 中土佐分署 | R3 | 4年 | 8.2 | 1,858 | |
| | 三里出張所 | H3 | 33年 | 2.8 | 768 | 令和9年度移 転予定 | | 津野山分署 | H12 | 25年 | 1.3 | 656 | |
| | 高知市中央消防署 | R1 | 5年 | 21.6 | 3,730 | | | 葉山出張所 | R2 | 4年 | 3.1 | 746 | |
| | 西出張所 | S62 | 37年 | 4.0 | 1,693 | 移転検討中 | | 四万十清流消防署 | H23 | 13年 | 3.4 | 1,566 | |
| | 高知市南消防署 | H27 | 10年 | 10.0 | 2,544 | | | 西分署 | H20 | 17年 | 2.2 | 1,283 | |
| 室戸市 | 本部・室戸市消防署 | H7 | 30年 | 2.8 | 1,042 | 耐震補強・増 改築予定(R8) | | 仁淀 | 本部・仁淀消防組合 消防署 | H30 | 6年 | 9.2 | 2,360 |
| | 東洋出張所 | H4 | 32年 | 0.6 | 321 | 検討中 | 吾北分署 | | H29 | 8年 | 1.1 | 329 | |
| 安芸市 | 本部・安芸市消防署 | H25 | 12年 | 6.0 | 3,051 | | 日高分署 | | R4 | 3年 | 2.0 | 348 | |
| 南国市 | 本部・南国市消防署 | H15 | 22年 | 7.2 | 3,663 | | 幡多 中央 | 本部・四万十消防署 | S59 | 41年 | 2.2 | 1,661 | 令和12年度 |
| | 北部出張所 | S62 | 38年 | 0.4 | 273 | 検討中 | | 西土佐分署 | H27 | 9年 | 2.8 | 774 | |
| 土佐市 | 本部・土佐市消防署 | H3 | 34年 | 1.7 | 940 | | | 黒潮消防署 | H26 | 10年 | 5.5 | 1,522 | |
| | 宇佐分署 | H15 | 22年 | 0.2 | 178 | 令和15年度 | 本部・宿毛消防署 | H25 | 11年 | 8.2 | 2,792 | | |
| 土佐 清水市 | 本部・土佐清水市消防署 | H24 | 12年 | 4.4 | 1,927 | | 幡多 西部 | 三原分署 | S51 | 48年 | 0.2 | 248 | |
| 香南市 | 本部・香南市消防署 | H24 | 13年 | 6.5 | 2,767 | | | 大月分署 | S51 | 49年 | 0.3 | 368 | |
| 香美市 | 本部・香美市消防署 | H27 | 9年 | 7.9 | 2,270 | | 嶺北 | 本部・嶺北消防署 | S49 | 51年 | 不明 | 780 | 検討中 |
| | 香北分署 | R3 | 3年 | 2.0 | 540 | | | 大豊分署 | H5 | 32年 | 不明 | 258 | |
| | | | | | | | 中芸 | 本部・中芸消防署 | H27 | 9年 | 10.4 | 2,168 | |
| | | | | | | | | 馬路分所 | H25 | 12年 | 0.5 | 214 | |



対応素案

- ▶ 貸与物品については、統一を図ることとする。なお、広域前に貸与されていた物品で広域化後も引き続き使用可能なものについては、一定の猶予期間を設けて引き続き使用できるとし、順次統一を図る。

現状

＜貸与物品の主な内訳＞

- ・制帽 ・制服 ・活動服 ・救助服 ・救急服 ・防寒衣 ・雨衣
- ・安全靴 ・防火衣 ・防火靴 ・各種手袋 各種ベルト 等

※内容は消防本部により異なる。

＜予算の規模＞

- ・R6予算：89,767千円

※新規採用職員分（1人分）として、80～90万円程度を計上し、既存職員分は一定の予算の範囲内で交換を実施している消防本部が多い。

【参考】高知市消防吏員服制規程別図（防火衣を抜粋）



更新の考え方（案）

- 消防の広域化後、国の財政負担を最大限活用するとともに、財政負担を平準化するため、一定の期間をかけて更新してはどうか。
※消防の広域化の臨時経費については、特別交付税措置（措置率0.5）がある。

＜更新の考え方と試算＞ ※R6決算額から試算。金額は現時点の想定。

（単位：億円）

| 年度 | 更新の考え方(案) | 実質的な負担額 (A+C) | 既存の負担額 (A) (R16以降は広域化後の負担額) | 広域化に伴う負担 | |
|-------------|---|---------------|--------------------------------|------------|---------------------|
| | | | | 総額 (B) | 実質的な負担額 (C)=(B)×0.5 |
| ～R9 | 現行の貸与物品の経費：0.9億円（参考：R6予算） | 0.9 | 0.9 | - | - |
| R10 | R11からの消防本部の統合に向けて、新規採用職員や消防本部分として、一定数上乘せして整備（800千円/人×約100人分＝0.8億円） | 0.9 | 0.5 ※広域化に向けて一定圧縮 | 0.8 | 0.4 |
| R11～ R15 | 国の財政措置を活用し、現状の負担の同程度で更新 ※ 国の財政措置を活用することで、被服に関する予算を倍額にして、5年間で全職員の更新を目指す （800千円×約1,100人分＝約9億円） | 0.9 ×5年 | - | 1.8 ×5年 | 0.9 ×5年 |
| R16～ | 現状の負担と同程度に戻す | 0.9 | 0.9 | - | - |



対応素案

- 広域化前の消防本部で所管する補助金及び交付金等のうち、広域化後の組織の所管とするものについては、広域化前の金額を基本として広域化後の組織が引き継ぐこととしてはどうか。
- 国庫補助金、県補助金については、積極的に活用を図ることとする。

現状と今後の方向性 (案)

※消防本部に照会 (令和 7 年度時点)

<消防団関係>

- ・ 現行 15 消防本部が所管している補助金等は 8 種類
- ・ 消防団事務については、今後、実施主体の整理を行うこととしていることから、補助金についても併せて整理が必要
- ・ 広域連合において事務を受託する場合、当該補助金にかかる費用は、当該市町村からの分賦金で対応する。
(例) 高知市消防団運営交付金であれば、その費用は高知市が負担

<防火クラブ等関係>

- ・ 現在 15 消防本部が所管している補助金等は 7 種類
- ・ これまでの防火クラブ等との関係性を維持するため、継続する方針とし、当該補助金にかかる費用は、当該市町村からの分賦金で対応することとしてはどうか。
(例) 南国市女性防火クラブ育成助成金であれば、その費用は南国市が負担

高知県消防広域化に関する実務協議会規約

(令和 8 年 4 月 1 日規約第 1 号)

第 1 章 設置に関する基本的事項

(名称)

第 1 条 この協議会は、高知県消防広域化に関する実務協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(協議会の設置)

第 2 条 高知市、室戸市、安芸市、南国市、土佐市、須崎市、宿毛市、土佐清水市、四万十市、香南市、香美市、東洋町、奈半利町、田野町、安田町、北川村、馬路村、芸西村、本山町、大豊町、土佐町、大川村、いの町、仁淀川町、中土佐町、佐川町、越知町、梶原町、日高村、津野町、四万十町、大月町、三原村、黒潮町（以下「関係市町村」という。）、高吾北広域町村事務組合、高幡消防組合、仁淀消防組合、幡多中央消防組合、幡多西部消防組合、嶺北広域行政事務組合、中芸広域連合（以下「関係一部事務組合等」という。）及び高知県における、消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号。以下「法」という。）第 31 条に規定する消防の広域化について協議を行うため、協議会を設置する。

(協議会の構成団体)

第 3 条 協議会の構成団体は、関係市町村、関係一部事務組合等及び高知県とする。

(協議事項)

第 4 条 協議会は、次に掲げる事項について検討及び協議を行う。

(1) 高知県消防広域化基本計画を基礎とした高知県消防広域化実施計画（法第 34 条の規定に基づく広域消防運営計画。以下「実施計画」という。）案の作成に関する事項

なお、以下の事項を前提条件にして検討・協議を行う。

①令和 15 年度末までに消防指令システムを全県共同で再整備し、令和 16 年度から運用を開始すること。

②それまで（令和 16 年 4 月まで）の間に、県内 15 消防本部を 1 本部に統合することを目指して、段階的な統合の可能性も含めて、検討・協議を進めること。

この場合、段階的な統合の形態として、例えば方面消防本部単位などでの地域単位での段階的移行及び人材確保の先行共同実施などの事務事業単位での段階的移行の双方を検討し、これらの方式による場合には、各段階における参加市町村名及び目標年度等を実施計画案において明記すること。

③消防指令システムの再整備事業や前項に掲げる先行的共同事業の実施を含め、消防広域化の実現に向けた共同事業の実施主体として令和 10 年 4 月を目途に「高知県消防広域連合(仮称)」を設置すること。

(2) 消防広域化に係る調査研究に関する事項

(3) その他消防広域化に関し必要な事項

第2章 組織

第1節 協議会

（協議会の組織）

第5条 協議会は、委員41人をもって組織する。

- 2 委員は、別表1に定める委員をもって充てる。
- 3 協議会に会長1名を置き、委員の互選により選出する。
- 4 協議会には、協議会の協議事項に関し、必要な助言又は協力を求めるためオブザーバーを置くことができる。

（協議会の会長等の職務）

第6条 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

- 2 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指定した委員が会長の職務を代理する。

（協議会の会議）

第7条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、実施計画案に関する基本的な事項を決定する。

（会議の招集）

第8条 会議は、会長がこれを招集する。

- 2 委員の3分の1以上の者から会議の招集の請求があるときは、会長はこれを招集しなければならない。
- 3 会議開催の場所及び日時は、会議に付すべき事項とともに、会長があらかじめ委員に通知しなければならない。

（会議の運営）

第9条 会議は、在任委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。

- 2 会長は、会議の議長となる。
- 3 委員は、会議に出席することができないときは、代理者を出席させることができる。
- 4 会長は、特に緊急を要するため会議に付議すべき事案の内容を記載した書面を委員に回付し、その賛否を問うことにより、会議の開催に代えることができる。
- 5 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。
- 6 会議の協議事項その他の会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第2節 専門部会等

（専門部会の組織）

第10条 効率的かつ円滑に協議を進めるため、次の名称の欄に定める専門部会を設置するものとし、その所掌事務はそれぞれの協議事項等の欄に定める事項及びその他関連する事項に関する協議等とする。

| 名称 | 協議事項等 |
|-----------|---|
| 総務部会 | (1) 協議会全体の運営の総括に関すること。 (2) 実施計画案全体の取りまとめ、広域化に必要な法規整備に関すること。 (3) 広域連合の組織、人事及び給与制度に関すること。 (4) 先行的共同事業に関すること。 |
| 財務部会 | (1) 広域連合の財務、施設及び装備に関すること。 (2) 広域連合の分賦金の負担の基準に関すること。 |
| 消防業務部会 | (1) 消防業務（消火、救急、救助及び予防）に関すること。 (2) 市町村の防災に係る関係機関相互間の連携の確保に関すること。 |
| 通信・システム部会 | (1) 消防指令システムの共同化及び消防救急デジタル無線の整備に関すること（これに伴う消防指令センターの整備に関することを含む。） (2) 人事及び給与、財務会計等のシステムの整備方針及び業務のデジタル化の推進に関すること。 |

- 2 専門部会は、別表 2 に定める者をもって組織する。
- 3 専門部会には、協議事項に関し、必要な助言又は協力を求めるためオブザーバーを置くことができる。

（方面別部会の組織）

第 11 条 方面消防本部など地域単位において効率的かつ円滑に協議を進めるため、次の方面の欄に定める方面別部会を設置するものとし、その所掌事務はそれぞれの担当する区域（市町村）における協議事項等の欄に定める事項及びその他関連する事項とする。

| 方面 | 担当する区域（市町村） | 協議事項等 |
|-----|--------------------------------------|--|
| 安芸 | 室戸市、安芸市、東洋町、奈半利町、田野町、安田町、北川村、馬路村、芸西村 | 専門部会等における協議事項のうち、左記担当する区域における運営及び消防本部の統合の検討に関すること。 |
| 中央東 | 南国市、香南市、香美市、本山町、大豊町、土佐町、大川村 | |
| 中央 | 高知市 | |
| 中央西 | 土佐市、いの町、仁淀川町、佐川町、越知町、日高村 | |
| 高幡 | 須崎市、中土佐町、梶原町、津野町、四万十町 | |
| 幡多 | 宿毛市、土佐清水市、四万十市、大月町、三原村、黒潮町 | |

- 2 方面別部会は、別表 3 に定める者をもって組織する。
- 3 方面別部会には、協議事項に関し、必要な助言又は協力を求めるためオブザーバーを置くことができる。

（専門部会及び方面別部会の役員及び運営）

第 12 条 専門部会及び方面別部会に部会長を置く。

- 2 部会長は、専門部会員及び方面別部会員の互選により選出する。
- 3 第 6 条、第 8 条及び第 9 条の規定は、専門部会及び方面別部会の運営に準用する。この場合において、第 6 条の規定中「会長」とあるのは「部会長」と、「協議会」とあるのは専門部会においては「専門部会」、方面別部会においては「方面別部会」と、第 8 条の規定中「会長」とあるのは「部会長」と、第 9 条の規定中「会長」とあるのは「部会長」と、「協

議会」とあるのは専門部会においては「専門部会」、方面別部会においては「方面別部会」と読み替えるものとする。

- 4 部会長は、専門部会間及び方面別部会間における調整等のため、必要があると認めるときは、合同会議を開くことができる。
- 5 その他専門部会及び方面別部会の運営に関し必要な事項は、部会長が定める。

第3節 ワーキンググループ

(ワーキンググループの組織)

第13条 専門部会及び方面別部会での協議に当たり実務的な検討を行うため、必要に応じて、ワーキンググループを設置できるものとする。

- 2 ワーキンググループは、関係市町村の担当課長等及び消防本部担当課長等をもって組織する。

第4節 協議会等事務局

(事務局)

第14条 協議会、専門部会、方面別部会及びワーキンググループ（以下「協議会等」という。）の事務を処理するため、協議会等に事務局を置く。

- 2 協議会等の事務局は、構成団体の職員のうちから、会長が定める職員によって構成する。
- 3 事務局に関し、必要な事項は会長が別に定める。

(事務局の所掌事務)

第15条 事務局は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 協議会等の運営管理及び構成団体間の連絡調整に関すること。
- (2) 協議会等の事務に係る資料の作成に関すること。
- (3) 協議会等の会議に関すること。
- (4) 協議会等の庶務に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、協議会等の運営に関し必要な事項。

(事務局の設置場所)

第16条 事務局は、高知県高知市丸ノ内1丁目2番20号高知県庁内に置く。

(経費)

第17条 協議会に要する経費は、県が負担する。

(その他)

第18条 この規約に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、会長が協議会に諮り別に定める。

附 則

この規約は、令和8年4月1日から施行する。

別表 1（第 5 条第 1 項関係）

| 委員 | 備考 |
|------------|--------------------------|
| 井田 知也 | 有識者（近畿大学経済学部 国際経済学科長・教授） |
| 小林 恭一 | 有識者（危険物保安技術協会 技術顧問） |
| 永田 尚三 | 有識者（関西大学社会安全学部 教授） |
| 関係市町村の長 | 34 名 |
| 高知県消防長会会長 | |
| 高知県消防長会副会長 | 2 名 |
| 高知県知事 | |

別表 2（第 10 条第 2 項関係）

| 専門部会 | 構成員 |
|-----------|-----------------------------|
| 総務部会 | 関係市町村の副市町村長 34 名 |
| | 方面消防本部となる消防本部の消防長 6 名 |
| | 高知県危機管理部長 |
| 財務部会 | 関係市町村の副市町村長 34 名 |
| | 方面消防本部となる消防本部の消防長 6 名 |
| | 高知県危機管理部長 |
| 消防業務部会 | 方面消防本部となる消防本部の所在する市の副市長 6 名 |
| | 消防本部の消防長 15 名 |
| | 高知県危機管理部長 |
| 通信・システム部会 | 方面消防本部となる消防本部の所在する市の副市長 6 名 |
| | 消防本部の消防長 15 名 |
| | 高知県危機管理部長 |

別表 3（第 11 条第 2 項関係）

| 方面 | 備考 |
|-----|---|
| 安芸 | 室戸市、安芸市、東洋町、奈半利町、田野町、安田町、北川村、馬路村及び芸西村の副市町村長 |
| | 室戸市消防本部、安芸市消防本部及び中芸広域連合消防本部の消防長 |
| | 高知県危機管理部副部長 |
| 中央東 | 南国市、香南市、香美市、本山町、大豊町、土佐町及び大川村の副市町村長 |
| | 南国市消防本部、香南市消防本部、香美市消防本部及び嶺北広域行政事務組合消防本部の消防長 |
| | 高知県危機管理部副部長 |
| 中央 | 高知市の副市長 |
| | 高知市消防局長 |
| | 高知県危機管理部副部長 |
| 中央西 | 土佐市、いの町、仁淀川町、佐川町、越知町及び日高村の副市町村長 |

| 方面 | 備考 |
|----|--|
| | 土佐市消防本部、高吾北広域町村事務組合消防本部及び仁淀消防組合消防本部の消防長 |
| | 高知県危機管理部副部長 |
| 高幡 | 須崎市、中土佐町、梶原町、津野町及び四万十町の副市町村長 |
| | 高幡消防組合消防本部の消防長 |
| | 高知県危機管理部副部長 |
| 幡多 | 宿毛市、土佐清水市、四万十市、大月町、三原村及び黒潮町の副市町村長 |
| | 土佐清水市消防本部、幡多中央消防組合消防本部及び幡多西部消防組合消防本部の消防長 |
| | 高知県危機管理部副部長 |

第 1 回高知県消防広域化に関する実務協議会におけるご意見等

| NO. | 項目 | 関係部会 | 発言者 | ご意見の内容 | 事務局の対応方針案 |
|-----|-----------------------|------|-----------------------|---|---|
| 1 | 1-11 署所配置 | 総務 | 片岡委員 (仁淀川町) | 20年後、30年後も分署を守っていただきたい。 | 現在の消防力の水準を確保する観点から、消防署所の組織体制は、現行の40消防署所体制を下回らないことを基本として検討することを前提に、広域化の検討を進めています。 将来の消防署所の体制については、広域化後も市町村消防の原則は変わらないことから、今後も広域連合及び関係市町村間で協議されるものと考えています。 |
| 2 | 1-13 方面消防本部の管轄区域 | 総務 | 長崎委員 (東洋町) | 安芸方面消防本部を安芸市に置くことになっているが、今後、道路事情が変わることも考慮して、方面消防本部の位置を協議しても良いのではないかと。 | 方面消防本部の位置については、まずは、方面内の市町村間で協議していただく必要があると考えています。 |
| 3 | 1-14 実施計画案（先行的共同事業含む） | 総務 | 楠瀬委員 (代理) (須崎市) | 個別の論点の整理に関して、方面別部会や専門部会でさらに議論を深めるという理解でよいか。 | 個別の論点は、方面別部会や専門部会、ワーキンググループ等で議論を深めていただく必要があると考えています。 |

第 1 回高知県消防広域化に関する実務協議会におけるご意見等

| NO. | 項目 | 関係部会 | 発言者 | ご意見の内容 | 事務局の対応方針案 |
|-----|-----------------------|------|-----------------------|--|--|
| 4 | 1-14 実施計画案（先行的共同事業含む） | 総務 | 楠瀬委員 （代理） （須崎市） | 協議会で議決すべき事項はどのようなものが想定されるのか。各論に対して不同意とすることも可能なのか。 また、協議会から離脱することも可能と理解して良いか。その場合、消防広域化重点地域の変更が行われるのか。もしくは消防広域化重点地域に指定されているので、引き続き参加する必要があるのか。 | 協議会の議決事項は、実施計画案の作成にあると考えています。運営規程に定めた議決方法は、原則として全会一致としていますが、意見が分かれた場合は必要に応じて再議に付した上で、出席委員の3分の2以上の同意をもって決する対応を規定しています。 県としては、まずは、全ての市町村のご理解が得られるように市町村間の調整に努め、離脱等の事態が生じないように取り組みたいと考えています。 また、基本計画において、県内全ての市町村を消防広域化重点地域に指定していますが、この指定は協議会への参加を強制するものではありません。しかし、基本計画は、全市町村と県が参加する消防広域化を目指すものであるため、市町村が協議会からの離脱を希望する場合には、その理由を踏まえて、その後の対応方針を他の市町村とともに協議して判断する必要があると考えています。 |
| 5 | 2-4 職員配置 | 総務 | 池田委員 （いの町） | 3 交替制勤務の導入を前提にして議論を進めていくのか。そうであれば、議会の理解を得られるのか心配。 | 3 交替制などの必要最小限を超える処遇の均一化については、指令システムやデジタル無線の共同整備等による財政負担の節減効果が判明する令和13年度以降に検討してはどうかと考えています。 |

第 1 回高知県消防広域化に関する実務協議会におけるご意見等

| NO. | 項目 | 関係部会 | 発言者 | ご意見の内容 | 事務局の対応方針案 |
|-----|-----------|------|---------------|---|--|
| 6 | 3-3 採用・配置 | 総務 | 桑名委員 (高知市) | 現在、それぞれの消防本部に勤めている職員について、広域化後は方面内での異動があるのか。また、方面を超えての異動があるのか。 | 基本計画では、大多数の職員が従来と同じ管轄区域内での人事異動の運用が想定されるとした上で、職員本人の希望及び所属側の意向を踏まえて人事異動を検討するとしています。こうした考え方を基に、実施計画案を検討していただく必要があると考えています。 |
| 7 | 3-3 採用・配置 | 総務 | 小田委員 (越知町) | 人材確保は中山間地域になるほど厳しい状況であり、高知市に近いエリアに勤務する希望が多いことが想定され、共同採用では優秀な人材が中山間地域に来てくれないのではないかと。 | 現状では、消防職員を目指す人材は勤務を希望する消防本部の採用試験を受け、合格した消防本部で採用されています。広域化後も、基本的には本人が希望する勤務先に配属されるよう配慮する必要があると考えています。共同採用による配属先の決定方法等について、専門部会等で実務的な検討を深める必要があると考えています。 |

第 1 回高知県消防広域化に関する実務協議会におけるご意見等

| No. | 項目 | 関係部会 | 発言者 | ご意見の内容 | 事務局の対応方針案 |
|-----|-----------|------|---------------|---|---|
| 8 | 4-2 給料等 | 総務 | 小田委員 (越知町) | 消防職員の給与を均一化した場合、同一の一部事務組合内で、消防職員と消防職以外の職員との間で、給与に差が生じるのではないかと懸念されている。 | 基本計画では、広域化に際して、消防職員は一旦退職の手続きを行った上で、広域連合において新たに採用されるものとしています。その上で、広域連合では、高知市に準拠した新たな給料表を全ての消防職員に適用することで、処遇の均一化を図ることとしています。 具体的には、新採職員の給与を高知市並みとし、既存職員の給与については、移行前の給与月額を下回らない号俸（同額又は直近上位）に格付けることで、給与月額の変動をできる限り小さくすることをご提案しています。 これにより、一部事務組合を退職する消防職員と、それ以外の職員との間において給与の差が生じる場合は、新採等での若手職員で生じると考えています。 |
| 9 | 8-1 分賦金算定 | 財務 | 濱田委員 (香南市) | 分賦金の算定において、香南市が約 2,500万円と突出して負担増となった理由を教えてください。 | 香南市は、共同整備する新たな指令システムと比較して現行システムが安価であるため、節減効果が小さくなっています。また、現行システムの整備に過疎債を充当しており、広域化のメリットである緊急防災・減災事業債の充当による節減効果が生じないと試算しています。 一方で、新たな指令システムにより、行政サービスが現状より向上します。 この結果、他の市町村より節減効果が小さくなり、財政負担が増加する試算結果となっています。 |

第 1 回高知県消防広域化に関する実務協議会におけるご意見等

| NO. | 項目 | 関係部会 | 発言者 | ご意見の内容 | 事務局の対応方針案 |
|-----|-----------|------|---------------|--|--|
| 10 | 8-1 分賦金算定 | 財務 | 濱田委員 (香南市) | 追加・臨時的経費の必要性について教えてほしい。 | 追加・臨時的経費として、職員の処遇に関する必要最小限の均一化に伴う経費の他、広域連合本部の執務室改修や業務システム整備などの経費を挙げています。 これらは広域連合を設置する場合に必要となる経費であると考えています。 |
| 11 | 8-1 分賦金算定 | 財務 | 平山委員 (南国市) | 指令システム及びデジタル無線の共同整備を令和13～15年度に実施することになっているが、これに係る分賦金をどの年度に拠出するのか。財源に地方債を充当するので、償還がいつからになるのかを把握したい。 | 指令システム及びデジタル無線の共同整備に係る分賦金については、現時点では、令和11～15年度までの各年度（設計着手から整備完了までの間）において拠出いただくことを想定しています。 |
| 12 | 8-1 分賦金算定 | 財務 | 池田委員 (いの町) | 過疎債は経常経費に充当できないのではないか。 | お見込みのとおり、過疎債は経常経費に充当できません。起債は、指令システム及びデジタル無線の共同整備費といったイニシャルコストに充当することを想定しています。 |

第 1 回高知県消防広域化に関する実務協議会におけるご意見等

| No. | 項目 | 関係部会 | 発言者 | ご意見の内容 | 事務局の対応方針案 |
|-----|---------------|---------|---------------|--|---|
| 13 | 8-1 分賦金算定 | 財務 | 片岡委員 (佐川町) | 高吾北 3 町では、高齢化の進展により救急需要の増加が見込まれる中、職員を広域連合本部に派遣して財政負担を軽減する場合、地域の救急体制の維持に支障が生じないよう十分配慮する必要がある。 | 職員配置と財政負担については、部会やワーキンググループ等で改めて検討していく必要があると考えています。 |
| 14 | 13-1 消防指令システム | 通信・システム | 高橋委員 (梶原町) | 県一の指令センターを整備した場合、どの場所で119番通報や指令を受け取るのか等、指令業務のイメージを教えてください。 | 県一の指令センターについては、高知市にある総合あんしんセンター内への設置を基本に検討・調整することとしています。 広域化後は、指令センターで119番通報を一括して受け付け、現場に最も近い消防署所に同センターから出動指令を出すことになると考えています。 なお、119番通報や出動指令に関する情報は、指令システムを通じて全ての消防署所で確認できるようになります。 |

| NO. | 項目 | ご意見の内容 |
|-----|--------------------------------|---|
| 1 | 1 県推奨案による進め方 2 議決スケジュール | 職員の確保に困っている消防本部はサービスが停滞するので、広域化を早く行うべき。 |
| 2 | 1 県推奨案による進め方 2 議決スケジュール | 統合するのであれば、県一が現実的。 |
| 3 | 1 県推奨案による進め方 2 議決スケジュール | 遅い統合を希望する市町村もある中で、統合時期については慎重に考えてもいいのではないかと。 |
| 4 | 1 県推奨案による進め方 2 議決スケジュール | 様々な要因も踏まえ、県の推奨案より遅い時期の統合がよい。 |
| 5 | 3 法定協議会の運営方法・施行日等 | 議決が行われた市町村の人口合計が3/4に達する見込みがない場合、法定協議会において具体的にどう見直しを行うのか考えておくべき。 |
| 6 | 3 法定協議会の運営方法・施行日等 | 議決が行われた市町村の人口合計が3/4に達しない場合、議決を得た市町村への影響を考慮すべき。 |
| 7 | 4 先行的共同事業の範囲、参加団体、費用の案分方法 | 成績順で配属先の希望を叶える方法では、都市部に人が集まり、郡部の人材確保に繋がらないのではないかと。地域枠についても、郡部への応募があるのか心配。 |
| 8 | 4 先行的共同事業の範囲、参加団体、費用の案分方法 | 人材確保については、一定のスパンで人事異動する等の配慮が必要ではないかと。 |
| 9 | 4 先行的共同事業の範囲、参加団体、費用の案分方法 | 人材確保に苦慮する地域で職員を確保するためには、職員が希望していない勤務地に人事異動となる可能性や新採職員の配置の考え方を示すべき。 |
| 10 | 5 組織構成や職員配置等の案、 3 交替制の導入の検討 | 3 交替制にこだわらず、地域の実情に応じた職員数で休暇が取れる体制にすればよいのではないかと。 |
| 11 | 5 組織構成や職員配置等の案、 3 交替制の導入の検討 | 同じ組織でバラバラな勤務形態を将来的に統一する意識が必要ではないかと。 |
| 12 | 5 組織構成や職員配置等の案、 3 交替制の導入の検討 | 3 交替制の導入は財政負担が大きいので、早期の導入は反対であり、慎重に取り扱っていただきたい。 |
| 13 | 6 給料、諸手当等の処遇の均一化の方向性 | 新採の給与水準の引上げに伴う格差は是正すべきだが、財政負担は最小限にとどめてもらいたい。 |
| 14 | 6 給料、諸手当等の処遇の均一化の方向性 | 給与体系にしっかりとした考え方を持つ必要がある。指令システムの共同整備等の節減効果によって、処遇の均一化の内容を判断することに違和感がある。 |
| 15 | 8 分賦金の具体的な負担ルール | 県の財政支援があれば良い。市町村消防の原則があり、経費を市町村が負担するのは当然かもしれないが、費用が増えるのであれば、広域化に乗るのは難しい。 |
| 16 | 8 分賦金の具体的な負担ルール | 広域化には総論として賛成だが、財政負担や職員配置などの課題がある。県が人件費を支援できないのであれば、代替の財政支援を示していただきたい。 |